

14. 21-876

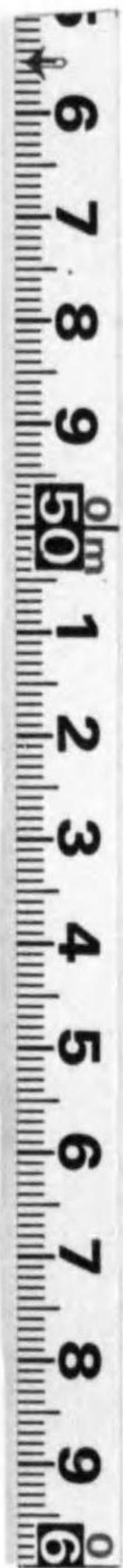


1200501163852

21

016

農林省畜産局編  
 畜産彙纂 既肥ノ生産利用奨励ニ関スル  
 第八六号 事業成績概要 昭和七年度至十年度



始



1424  
876\*

畜産彙纂第八六號

厩肥ノ生産利用獎勵ニ關スル事業成績概要  
(自昭和七年度至同十年度)

農林省畜産局

14.  
87624



昭和十二年三月

凡例

自昭和十七年度  
設置府縣  
四箇年度ニ於ケル厩肥ノ生産利用ニ關スル當省獎勵施  
設實績ヲ付道府縣ノ報告ニ基キ其ノ概要ヲ輯録シタルモノナリ



農  
林  
省  
畜  
産  
局

# 厩肥ノ生産利用獎勵ニ關スル事業成績概要

(自昭和七年度  
至同十年度)

## 目次

一、道府縣ニ對スル模範施設ノ助成	一
(一) 概 要	一
(二) 地方別年度別一覽	二
(三) 設置場所所在地一覽	四
二、農家ニ對スル利用設備ノ助成	二
(一) 概 要	二
(二) 地方別年度別一覽	三
(三) 地方別都市別一覽	一五
三、道府縣其ノ他適當ナル團體ニ對スル知識ノ普及向上施設ノ助成	四
(一) 傳 習 會	四
(イ) 概 要	四
(ロ) 地方別年度別一覽	四
(ハ) 地方別年度別施設狀況	四
(ニ) 講習會及講話會	五
(イ) 概 要	五
(ロ) 地方別年度別一覽	五
1 講 習 會	五
(ハ) 地方別年度別施設狀況	六
1 講 習 會	六

2 講話會.....七

(三) 品評會及共進會.....七

(イ) 概要.....七

(ロ) 地方別年度別一覽.....七

(ハ) 地方別年度別施設狀況.....七

1 品評會.....七

2 共進會.....七

四、道府縣厩肥ノ生産利用補助金交付規程.....八

五、道府縣其ノ他ノ團體ノ厩肥ノ生産利用品評會及共進會規程.....一三

### 厩肥ノ生産利用獎勵ニ關スル事業成績概要 (自昭和七年度至昭和十年度)

#### 一 道府縣ニ對スル模範施設ノ助成

##### (一) 概要

道府縣ニ對スル模範施設助成數ハ一道二府三十六縣ニ於テ厩肥舍八十五箇所(八十六棟)、厩肥堆積場三十箇所、畜舍ノ改造五ヶ所ナリ

厩肥舍ノ設置ヲ助成セザルハ一道一府三十三縣ニシテ八十五箇所(八十六棟)共ノ建坪一千二百五十八坪餘ニシテ之ヲ設置場所別ニ看レバ種畜場最モ多ク農事試驗場之ニ次ギ種畜分場、農學校等ヲ主トス

厩肥堆積場ノ設置ハ一道一府十三縣ニ於テ三十箇所、其ノ坪數四百十五坪餘ニシテ種畜場、農事試驗場、農學校等ニ設置セラ

ル

畜舍ノ改造ハ畜舍床ノ改造ヲナスト共ニ尿溜ヲ設置セルモノ四箇所、尿溜ノミヲ設備セルモノ一箇所合計五箇所ニシテ四縣ニ於テ種畜場、農事試驗場ニ施設セラル

模範施設ヲ其ノ施設場所別ニ看レバ左ノ如シ

施設場所	厩肥舍		厩肥堆積場		畜舍改造	
	箇所數	建坪數	箇所數	建坪數	箇所數	改造ノ方法
種畜分場	三	五五九・八三	一	二二二・五〇	一	尿溜ノ設置
種畜場	四	九五〇〇	一	三〇〇〇	一	床ノ改造三坪 尿溜ノ設置
農事試驗場	二	三一五・五〇	一	一五〇〇	二	床ノ改造一・七五坪 尿溜ノ設置四・五坪
農事試驗場分場	三	三六〇〇	一	一五〇〇	一	尿溜ノ設置

地方別	昭和七年度	昭和八年度	昭和九年度	昭和十年度	計
北海道	1	1	1	1	4
青森	1	1	1	1	4
岩手	1	1	1	1	4
宮城	1	1	1	1	4
秋田	1	1	1	1	4
山形	1	1	1	1	4
福島	1	1	1	1	4
茨城	1	1	1	1	4
栃木	1	1	1	1	4
群馬	1	1	1	1	4
千代田	1	1	1	1	4
東京	1	1	1	1	4
神奈川	1	1	1	1	4
新潟	1	1	1	1	4
富山	1	1	1	1	4
石川	1	1	1	1	4
福井	1	1	1	1	4
山梨	1	1	1	1	4
長野	1	1	1	1	4
岐阜	1	1	1	1	4
愛知	1	1	1	1	4
三重	1	1	1	1	4
滋賀	1	1	1	1	4
京都	1	1	1	1	4
大阪	1	1	1	1	4
奈良	1	1	1	1	4
和歌山	1	1	1	1	4
鳥取	1	1	1	1	4
島根	1	1	1	1	4
岡山	1	1	1	1	4
広島	1	1	1	1	4
山口	1	1	1	1	4
徳島	1	1	1	1	4
香川	1	1	1	1	4
愛媛	1	1	1	1	4
高松	1	1	1	1	4
福岡	1	1	1	1	4
計	1	1	1	1	4

(二) 地方別年度別一覽

尚各模範施設ニ付之ヲ地方別及年度別ニ看レバ左表ノ如シ

地方別	昭和七年度	昭和八年度	昭和九年度	昭和十年度	計
北海道	1	1	1	1	4
青森	1	1	1	1	4
岩手	1	1	1	1	4
宮城	1	1	1	1	4
秋田	1	1	1	1	4
山形	1	1	1	1	4
福島	1	1	1	1	4
茨城	1	1	1	1	4
栃木	1	1	1	1	4
群馬	1	1	1	1	4
千代田	1	1	1	1	4
東京	1	1	1	1	4
神奈川	1	1	1	1	4
新潟	1	1	1	1	4
富山	1	1	1	1	4
石川	1	1	1	1	4
福井	1	1	1	1	4
山梨	1	1	1	1	4
長野	1	1	1	1	4
岐阜	1	1	1	1	4
愛知	1	1	1	1	4
三重	1	1	1	1	4
滋賀	1	1	1	1	4
京都	1	1	1	1	4
大阪	1	1	1	1	4
奈良	1	1	1	1	4
和歌山	1	1	1	1	4
鳥取	1	1	1	1	4
島根	1	1	1	1	4
岡山	1	1	1	1	4
広島	1	1	1	1	4
山口	1	1	1	1	4
徳島	1	1	1	1	4
香川	1	1	1	1	4
愛媛	1	1	1	1	4
高松	1	1	1	1	4
福岡	1	1	1	1	4
計	1	1	1	1	4

施設場所	厩舎		厩肥		畜舎	
	箇所数	坪数	箇所数	坪数	箇所数	改造ノ方法
蠶業試験場	5	79.00	1	5.00	1	
蠶業試験分場	1	22.50	1	15.00	1	
農(林、業)學校	1	68.00	1	15.00	1	
桑樹試験地	1	12.00	1	15.00	1	
開墾經營指導所	1	18.00	1	15.00	1	
自給飼料模範地	1	2.00	1	15.00	1	
種羊場	1	18.00	1	15.00	1	
農事試験場	1	18.00	1	15.00	1	
計	8	258.83	5	107.00	5	床ノ改造 四八・二五坪



地方別	年度別設置場所所在地									
	昭和七年度	昭和八年度	昭和九年度	昭和十年度						
山形	置賜種畜場		東置賜郡高島町 (一五・〇〇〇)							
福島	農事試験場									
茨城	農事試験場		西茨城郡安戸町 (一七・五〇〇)							
栃木	農事試験場		河内郡薬師寺村 (八・〇〇〇)							
群馬	農事試験場									
埼玉	農事試験場									
千葉	農事試験場									
東京	農事試験場									
神奈川	農事試験場									
新潟	農事試験場									
富山	農事試験場									
石川	農事試験場									

地方別	年度別設置場所所在地									
	昭和七年度	昭和八年度	昭和九年度	昭和十年度						
福井	農事試験場									
山梨	農事試験場		西山梨郡里垣村 (一六・〇〇〇)							
長野	農事試験場									
岐阜	農事試験場									
静岡	農事試験場									





地方別	施設	設置場所	年度別設置場所所在地	
			昭和七年度	昭和八年度
高知	畜舎改造	農事試験場	長岡郡長岡村 (尿溜設置)(五〇〇〇)	西松浦郡大川内村 (一〇〇〇〇)
福岡	畜舎改造	農事試験場	北高来郡練早町 (一五〇〇〇)	佐賀市神野町 (一〇〇〇〇)
長崎	畜舎改造	農事試験場	直入郡久住町 (二〇〇〇〇)	
熊本	畜舎改造	農事試験場	西諸縣郡高原町 (二二〇〇〇)	
大分	畜舎改造	農事試験場	宮崎市京塚町 (一五〇〇〇)	
宮崎	畜舎改造	農事試験場	熊毛郡西之表町 (二二〇〇〇)	西諸縣郡高原町 (二二四〇〇)
鹿兒島	畜舎改造	農事試験場	鹿兒島市池地町 (二〇〇〇〇)	始良郡敷根村 (二〇〇〇〇)
鹿児島	畜舎改造	農事試験場	中頭郡宜野灣村 (二〇〇〇〇)	
計				

設置場所	種	種	種	計	
				種	種
農事試験場	畜	畜	畜	三二一箇所	二四箇所
農事試験場	畜	畜	畜	三五九・八三坪	四箇所
農事試験場	畜	畜	畜	七九〇坪	七箇所
農事試験場	畜	畜	畜	二二・五〇坪	五箇所
農事試験場	畜	畜	畜	六八〇坪	一箇所
農事試験場	畜	畜	畜	一一・〇〇坪	一箇所
農事試験場	畜	畜	畜	一八・〇〇坪	一箇所
農事試験場	畜	畜	畜	二・〇〇坪	一箇所
農事試験場	畜	畜	畜	八五箇所	一箇所
農事試験場	畜	畜	畜	一、二五八・八三坪	二二〇箇所
計					

備考 一、設置場所所在地欄中括弧内ノ数字ハ坪數ヲ示ス

### 二 農家ニ對スル利用設備ノ助成

#### (一) 概要

道府縣ニ對シ交付シタル厩肥生産利用獎勵金ヲ以テ道府縣ガ農家ニ設置セシメタル簡易厩肥舎、簡易厩肥堆積場及畜舎改造ハ四ヶ年間ニ於テ全國一道三府四十三縣ニ亘リ其ノ箇所數夫々五千八百七十三ヶ所、二千百十ヶ所及九千三百五十八ヶ所ナリ簡易厩肥舎ハ一府三十九縣ニ於テ五千八百七十三ヶ所設置セラレ其ノ普及狀況ヲ觀ルニ全國六百八十五郡市中四百六十四郡市ニ及ビ其ノ割合ハ六割八分弱ニ當レリ、更ニ之ガ普及ノ狀況ヲ年度別ニ看レバ次表ノ如シ

年度別	簡易既肥舎ヲ設置セル道府縣數	同上ノ郡市數	簡易既肥舎ヲ設置セル郡市數	普及率	簡易既肥舎設置數	摘要
昭和七年度	三〇	四二四	二七六	六五・一	一、八五一	
昭和八年度	三六	五〇一	三六四	七二・七	一、八八三	
昭和九年度	三四	四九五	三四一	六八・九	一、一四九	
昭和十年度	三四	四七六	三〇五	六四・一	九九〇	
計	四〇	五五九	四六四	八三・〇	五、八七三	

備考 北海道及東京府ニ於ケル支廳ハ一郡ト看做セリ  
 簡易既肥堆積場ハ一道二府二十一縣ニ於テ二千百十ヶ所設置セラレ其ノ普及割合ヲ觀ルニ本施設ヲ爲シタル郡市二百四十五  
 ハ全國六百八十五郡市ニ對シ三割六分弱ニ當レリ、尙年度別ノ普及状況左ノ如シ

年度別	簡易既肥堆積場ヲ設置セル道府縣數	同上ノ郡市數	簡易既肥堆積場ヲ設置セル郡市數	普及率	簡易既肥堆積場設置數	摘要
昭和七年度	一〇	一一〇	五九	四九・二	三二二	
昭和八年度	一七	二三四	一四六	六二・四	七一九	
昭和九年度	一六	二二三	一六一	七五・六	六〇四	
昭和十年度	一八	二四七	一六九	六八・四	四六四	
計	二四	三四七	二四五	七〇・六	二、一一〇	

備考 北海道及東京府ニ於ケル支廳ハ一郡ト看做セリ  
 畜舎ノ改造ハ二府三十七縣ニ於テ九千三百五十八ヶ所ニシテ全國郡市總數中四百六十一郡市ニ亙リ其ノ普及割合六割七分強  
 ニシテ更ニ之ヲ年度別ニ看レバ左表ノ如シ

年度別	畜舎改造ヲナセル府縣數	同上ノ郡市數	畜舎改造ヲナセル郡市數	普及率	畜舎改造數	摘要
昭和七年度	二四	三三七	一一三	六三・二	一、七七二	

年度別	同	同	同	計
八年度	三四	四九九	三六八	七三・七
九年度	三五	五二〇	三七一	七一・三
十年度	三六	五三九	三九〇	七二・三
計	三九	五七二	四六一	八〇・六

備考 北海道及東京府ニ於ケル支廳ハ一郡ト看做セリ  
 尙各利用設備ニ付之ヲ地方別年度別及郡市別ニ看レバ次ノ如シ

(二) 地方別年度別一覽

地方別	郡市數	昭和七年度	昭和八年度	昭和九年度	昭和十年度	計
北海道	支廳	支廳	支廳	支廳	支廳	支廳
青森	一	一	一	一	一	一
岩手	一	一	一	一	一	一
宮城	一	一	一	一	一	一
秋田	一	一	一	一	一	一
山形	一	一	一	一	一	一
福島	一	一	一	一	一	一
茨城	一	一	一	一	一	一
栃木	一	一	一	一	一	一
群馬	一	一	一	一	一	一
埼玉	一	一	一	一	一	一
千葉	一	一	一	一	一	一
東京	支廳	支廳	支廳	支廳	支廳	支廳
神奈川	一	一	一	一	一	一
新潟	一	一	一	一	一	一
富山	一	一	一	一	一	一



仙石臺 市	石巻市 市	柴田郡 郡	名取郡 郡	宮城郡 郡	加藤郡 郡	志田郡 郡	玉造郡 郡	遠刈郡 郡	栗原郡 郡	登米郡 郡	桃生郡 郡	牡鹿郡 郡	本吉郡 郡	刈田郡 郡	亶理郡 郡

岩手市 市	盛岡市 市	青森市 市	弘前市 市	八戸市 市	東津軽郡 郡	西津軽郡 郡	中津軽郡 郡	南津軽郡 郡	北津軽郡 郡	上北郡 郡	下北郡 郡	三戸郡 郡	八戸市 市

計	相	雙	石	田	石	西	東	大	阿	耶	南	北	岩	安	安	伊	信	郡	若	福	
	一	三	馬	葉	城	村	川	白	白	沼	沼	摩	津	津	瀬	徒	達	夫	山	松	島
	七	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	市	市	市
	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一
	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二
	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三
	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四
	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五
	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六
	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七
	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八
	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九
	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇

計	鹿	雄	仙	平	由	河	南	北	山	秋
	九	一	角	勝	北	鹿	利	邊	秋	秋
	郡	市	郡	郡	郡	郡	郡	郡	市	市
	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇
	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一
	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二
	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三
	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四
	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五
	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六
	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七
	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八
	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九

郡市	年度	群馬縣													
		前橋市	高崎市	桐生市	勢多郡	群馬郡	多野郡	北甘野郡	碓氷郡	吾妻郡	利根郡	佐田郡	新田郡	山田郡	邑郡
足利市	昭七	八	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
谷口市	昭七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
熊谷市	昭七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
浦和市	昭七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
北川郡	昭七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
足立郡	昭七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	昭七	二	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
足安郡	昭八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
利根郡	昭八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
蘇我郡	昭八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
須賀郡	昭八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	昭八	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
足安郡	昭九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
利根郡	昭九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
蘇我郡	昭九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
須賀郡	昭九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	昭九	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
足安郡	昭十	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
利根郡	昭十	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
蘇我郡	昭十	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
須賀郡	昭十	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	昭十	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
足安郡	計	七	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
利根郡	計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
蘇我郡	計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
須賀郡	計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	計	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

郡市	年度	茨城縣												
		水戸市	東茨城郡	西茨城郡	那珂郡	久野郡	鹿嶋郡	行方郡	新治郡	筑波郡	眞壁郡	結城郡	北相馬郡	計
宇都宮市	昭七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
足利市	昭七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
河内郡	昭七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
上野郡	昭七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
芳賀郡	昭七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
下谷郡	昭七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	昭七	六	九	二	二	五	一	一	一	一	一	一	一	一
宇都宮市	昭八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
足利市	昭八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
河内郡	昭八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
上野郡	昭八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
芳賀郡	昭八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
下谷郡	昭八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	昭八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
宇都宮市	昭九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
足利市	昭九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
河内郡	昭九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
上野郡	昭九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
芳賀郡	昭九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
下谷郡	昭九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	昭九	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
宇都宮市	昭十	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
足利市	昭十	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
河内郡	昭十	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
上野郡	昭十	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
芳賀郡	昭十	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
下谷郡	昭十	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	昭十	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
宇都宮市	計	八	九	二	二	五	一	一	一	一	一	一	一	一
足利市	計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
河内郡	計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
上野郡	計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
芳賀郡	計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
下谷郡	計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	計	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

神奈川縣											東京府																
計 久柄柄座倉浦筑樹岐 須賀 濱市市市											計 八丈島支 大島支 北多摩支 南多摩支 西多摩支 八王子市 東多摩市																
四	三	七	三	四	七	五	一	一	四	二	一	一	一	二	五	三	六	〇	二	一	〇	一	九				
三	四	五	五	七	二	二	六	三	五	三				三	四	五	六	三	三	三							
四	二	二	二	三	二	二	二	二	二	二	一	一	一		四	五	六	三	三	三							
															五	四	八	八	八	八							
六	五	五	五	五	八	八	三	五	五	二	二	四		四	四	六	三	一	二	二	二	四	二	二			
三	三	三	一	六	四	三	五	四	九	七		二		三	三	五	一	二	二	三	一	二					
三	九	四	〇	三	三	八	九	六	一	七	一	二	二	六	一	九	三	元	元	三	七	一	九				
六	五	五	五	五	八	八	三	五	五	二	二	四		五	四	四	四	三	五	四							
二	二	三	一	六	四	三	五	四	九	七		三		二	二	二	一	五	六	六	一	三	六	一	二	三	

千葉県											市/年度															
計 北葛飾玉里大兒狭比入											郡市年度															
九	四												九	四												
													九	四												
六	六	六	七	七	四	六	七	八					六	六	六	七	七	四	六	七	八					
三	四	一	六	二	四	三	二	二	三	二	二	一		三	四	一	六	二	四	三	二	二	三	二	一	
六	九	二	三	三	四	一	二	二	一				六	九	二	三	三	四	一	二	二	一				
六	五	五	二	三	二	三	三	一	四	三			六	五	五	二	三	二	三	三	一	四	三			
三	三	三	一	二	二	二	二	四	二	二			三	三	三	一	二	二	二	二	四	二	二			
一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
六	五	五	五	五	八	八	三	五	五	二	二	四		六	五	五	五	五	八	八	三	五	五	二	二	四
二	二	三	一	六	四	三	五	四	九	七		三		二	二	三	一	六	四	三	五	四	九	七		三









京	都	府
野	謝	竹
郡	佐	中
	鹿	與
	田	加
	井	何
	田	天
	田	船
		北
		南
		相
		續
		久
		宇
		乙
		葛
		愛
		京
		野
		郡
		市

計	高	伊	東	阪	大	愛	神	蒲	甲	野
計	一	一		一	二	二			一	一
	市	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡

大	滋	賀	縣
栗	滋		
太	賀		
賀	縣		
郡	市		

計	南	北	志	名	阿	度	多	飯	一	安	河	鈴	三	員	桑	松	宇	巴	津
計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	市	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	市	市	市	市

市	年	度
簡	昭	和
既	七	年
堆	度	
蓄		
改		
簡	昭	和
既	八	年
堆	度	
蓄		
改		
簡	昭	和
既	九	年
堆	度	
蓄		
改		
簡	昭	和
既	十	年
堆	度	
蓄		
改		
簡		
既		
堆		
蓄		
改		
計		

字 磯 山 生 添 奈	奈 良 縣	美 加 多 加 加 加 加 加 加 加 加 加 加 加 加 加 加 加 加 加																								
陀 城 邊 駒 上 良		計	三 津	多 美	氷 美	朝 養	出 城	尖 佐	赤 排	神 飾	印 加	加 加	加 加	加 加	加 加	加 加	加 加	加 加								
郡 郡 郡 郡 郡 市		五 郡	二 市	五 郡	原 郡	名 郡	紀 郡	上 郡	方 郡	來 郡	父 郡	石 郡	崎 郡	栗 郡	用 郡	穗 郡	保 郡	崎 郡	勝 郡	南 郡	古 郡	西 郡	可 郡	東 郡	園 郡	
			三	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
			三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
			三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
			三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
			三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
			三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
			三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

明 有 川 武 明 姫 西 尼 神	兵 庫 縣	北 中 南 泉 泉 豐 三 岸 堺 大														大 阪 府	熊 野 七 郡 市 郡	市 年 度			
石 馬 邊 庫 石 路 宮 崎 戶		計	北 河	中 河	南 河	泉 北	泉 南	豐 能	三 島	岸 田	堺 和	大 阪	市 市	市 市	市 市				市 市	市 市	
			七 三	北	中	南	泉	泉	豐	三	岸	堺	大	市	市				市	市	市
			三	三	一	二	四	三	三	二	九										
			六	四	五	五	一	一	一	一	一										
			三	四	一	九	三	三	三	五	六										
			六	九	三	九	九	三	九												
			七	二	八	〇	一	五	五	二											
			三	四	一	三	四	五	五	三											
			三	五	一	四	五	六	六	五											





高知縣	高知縣	愛媛縣																
		計	南	北	東	西	喜	伊	上	宇	新	周	越	温	宇	今	八	松
多	佐	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
知	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
10	10																	
88	88	30	1	3	3	9	8	3	9	3	3	3	3	3	3	3	3	3
33	33	1	4	5	5	7	2	2	4	3	3	5	5	5	5	5	5	5
		3	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
55	55	1	6	4	5	0	1	2	6	9	4	7	2	9	1	1	1	1
53	53	2	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		2	1	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
34	34	1	2	7	6	3	7	2	3	5	4	0	7	8	1	1	1	1
62	62	3																
		8	4	1	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
36	36	100	6	7	7	9	3	6	6	8	7	5	2	2	5	1	1	1
		9	3	5	5	3	3	4	3	2	3	2	9	7	1	1	1	1
89	89	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

香川縣	香川縣	德島縣												
		計	三	美	麻	阿	板	名	海	那	勝	名	德	
小	大	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
木	丸	好	馬	植	波	野	西	部	賀	浦	東	島	市	
10	10	3	3	3	1	2	3	2	1	7	2	1	1	
55	55	5	5	8	2	4	5	5	1	0	5	4	1	
11	11	5	5	6	4	3	8	4	4	9	3	3	1	
		100	0	1	6	8	9	4	8	7	4	6	2	
33	33	3	2	6	2	3	5	3	2	5	2	2	1	
44	44	3	3	5	3	3	4	2	2	4	2	2	2	
33	33	6	5	6	3	5	5	4	1	5	2	2	1	
		4	3	6	2	3	8	2	4	6	3	3	1	
77	77	1	5	2	0	2	2	3	7	3	9	8	2	
		3	3	5	1	3	7	2	4	4	6	5	6	





宮崎縣	大分縣	大分縣														
		別府市	津府市	中津市	西津市	東津市	速見郡	大分郡	南津郡	北海郡	直野郡	玖波郡	日田郡	下野郡	宇佐郡	計
九	三	八	六	六	三	六	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	七	六	六	七	五	〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四	一	三	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	二	二	二	三	四	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	五	二	三	四	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	三	二	四	三	三	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	七	二	六	三	九	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六	五	三	六	六	三	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	七	一	四	九	三	六	三	四	六	一	一	一	一	一	一	一
一	三	三	元	一	四	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

熊本縣	熊本縣													
	熊本市	宇土郡	土佐郡	本庄郡	池田郡	蘇池郡	益城郡	益城郡	下代郡	八代郡	北代郡	草摩郡	天草郡	計
三	一	二	四	五	四	二	二	一	一	一	一	一	一	一
三	一	二	四	七	七	三	二	一	一	一	一	一	一	一
三	一	二	四	七	七	三	二	一	一	一	一	一	一	一
三	一	一	三	五	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	四	一	二	三	五	五	三	一	一	一	一	一	一	一
二	三	一	二	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九	一	一	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四	九	三	二	五	七	八	五	三	六	一	一	一	一	一
八	九	二	六	三	九	八	七	六	一	一	一	一	一	一
七	二	三	六	九	六	五	四	八	一	一	一	一	一	一
二	四	四	三	七	六	三	八	五	一	一	一	一	一	一



二、昭和九年度中一件ハ講話會ト共ニ開催セルヲ以テ同會ノ分ヲ含ム

尚之ヲ地方別年度別ニ看レバ次表ノ如シ

(ロ) 地方別年度別一覽

地方別	昭和七年度			昭和八年度			昭和九年度			昭和十年度			計
	開催日数	開催人員數	經費	開催日数	開催人員數	經費	開催日数	開催人員數	經費	開催日数	開催人員數	經費	
北海道													
青森													
岩手													
宮城													
秋田													
山形													
福島													
茨城													
栃木													
群馬													
千葉													
東京													
神奈川													
新潟													
富山													
石川													
福井													
山梨													
長野													
岐阜													
静岡県													
愛知													
三重													
計	10	10	110.00	10	10	110.00	11	11	120.00	12	12	130.00	43

地方別	昭和七年度			昭和八年度			昭和九年度			昭和十年度			計
	開催日数	開催人員數	經費	開催日数	開催人員數	經費	開催日数	開催人員數	經費	開催日数	開催人員數	經費	
滋賀													
京都													
大阪													
兵庫													
奈良													
和歌山													
鳥取													
島根													
岡山													
広島													
山口													
徳島													
香川													
愛媛													
高知													
福岡													
佐賀													
長門													
熊本													
大分													
宮崎													
鹿児島													
沖縄													
計	10	10	110.00	10	10	110.00	11	11	120.00	12	12	130.00	43

備考 一、昭和九年度岩手縣ノ分ハ講話會ト共ニ開催セルヲ以テ同會ノ分ヲ含ム

更ニ施設内容ノ詳細ニ付之ヲ看レバ本施設ノ開催府縣ハ一府十八縣ニシテ開催ノ場所ハ主トシテ種畜場及農事試験場ニシテ、講師ハ畜産關係技術官、肥料獎勵官等ノ各府縣關係者最モ多ク、其ノ他ハ大學、専門學校ノ教授、地元農業團體ノ技術員等トス、傳習生ハ各種農業團體ノ技術員ヲ主トシ農學校ノ生徒モ相當數ニ達ス其ノ施設内容左ノ如シ

(ハ) 地方別年度別施設狀況



地 方	年 度	開 催 ノ 場 所	開 催 日 數	人 傳 習 員 生	講 師 氏 名	經 費 決 算 額	摘 要
山梨縣							
	昭 和 七 年 度	北巨摩郡大泉村 南巨摩郡九一色村 西八代郡津村 南都留郡船津村 北都留郡大原村	一〇	二五〇	不詳	二五〇・〇〇	
	計		一〇	二五〇	不詳	二五〇・〇〇	
	昭 和 八 年 度	北巨摩郡登美村 南巨摩郡下九一色村 西八代郡上野原村 南都留郡上野原村 北都留郡上野原村	一〇	三〇〇	不詳	二〇〇・〇〇	
	計		一〇	三〇〇	不詳	二〇〇・〇〇	
靜岡縣							
	昭 和 七 年 度	田方郡垂山村 外一・二ヶ町村	一三	一、六七〇	高橋 信 山本 三郎	一九六・三三	
	計		一三	一、六七〇	高橋 信 山本 三郎	一九六・三三	
	昭 和 九 年 度	田方郡垂山村 外一・二ヶ町村	一三	一、六七〇	高橋 信 山本 三郎	一九六・三三	
	計		一三	一、六七〇	高橋 信 山本 三郎	一九六・三三	
大阪府							
	昭 和 七 年 度	三島郡石河村 外二四ヶ町村	二五	二、二〇四	中島 得治 北小路 重明	二九九・八六	
	計		二五	二、二〇四	中島 得治 北小路 重明	二九九・八六	
	昭 和 八 年 度	府立農事試験場	二	二七六	新夫 繁	一、三五・三六	
	計		二	二七六	新夫 繁	一、三五・三六	
	昭 和 九 年 度	三島郡高槻町 外二四ヶ町村	二五	二、二〇四	中島 得治 北小路 重明	二九九・八六	
	計		二五	二、二〇四	中島 得治 北小路 重明	二九九・八六	

地 方	年 度	開 催 ノ 場 所	開 催 日 數	人 傳 習 員 生	講 師 氏 名	經 費 決 算 額	摘 要
和歌山縣							
	昭 和 七 年 度	縣農事試験場	三	二四〇	大原 義雄 板野 新夫	三〇〇・〇〇	
	計		三	二四〇	大原 義雄 板野 新夫	三〇〇・〇〇	
	昭 和 八 年 度	和歌山市	三	一〇〇	川島 清一郎 山本 三郎	一三五・九四	
	計		三	一〇〇	川島 清一郎 山本 三郎	一三五・九四	
鳥取縣							
	昭 和 七 年 度	縣種畜場	三〇	三七	長尾 才次 坂本 幸次	四七三・八〇	
	計		三〇	三七	長尾 才次 坂本 幸次	四七三・八〇	
	昭 和 八 年 度	縣立種畜場	七	二三	岡本 周治 本井 映三	二〇三・〇〇	
	計		七	二三	岡本 周治 本井 映三	二〇三・〇〇	
	昭 和 九 年 度	縣立種畜場	七	一四	細川 善三郎 山井 映三	一〇九・〇〇	
	計		七	一四	細川 善三郎 山井 映三	一〇九・〇〇	
島根縣							
	昭 和 七 年 度	畿川郡今市町 邑智郡川本町	六	一六五 (傍生 一、 總生 二、 二〇二)	地方農林技師 地方農林技師	一九八・七三	
	計		六	一六五 (傍生 一、 總生 二、 二〇二)	地方農林技師 地方農林技師	一九八・七三	

地方	年度	開催ノ場所	開催日數	人傳習生	講師氏名	經費決算額	摘要
島根縣	昭和八年	縣立種畜場 縣立農事試驗場	四ヶ所	二〇	二〇二	五二〇・七三	
德島縣	昭和八年	計	七	五七	七名	二六五・六九	
高知縣	昭和八年	長岡郡西豐永村 香美郡上原生村 高岡郡伊豆田村 高岡郡上原寺村 高岡郡上原山寺村 高岡郡上原山寺村	七	二九四	縣農林技師 黒柳安之助	二二六・一一	
高知縣	昭和九年	安藝郡田野町 香美郡夜須村 長岡郡東川村 土佐郡森川町 高岡郡池山町 高岡郡下田町 高岡郡下田町	七	四五三	地方農林技師 友田 政慎 地方農林技師 草場 伍二 縣農林技師 花尾 省治	二五六・六四	
高知縣	昭和十年	安藝郡田野町 香美郡三和村 長岡郡大川村 土佐郡八川村 高岡郡賀野村 高岡郡賀野村 高岡郡賀野村	七	六三九	地方農林技師 草場 伍二 地方農林技師 小川 薫 縣農林技師 下元虎之輔	三〇〇・〇〇	
高知縣	昭和七年	北高來郡早町 北高來郡早町 北高來郡早町 北高來郡早町 北高來郡早町 北高來郡早町 北高來郡早町	二二ヶ所	一、三八六	六名	七九二・七六	
長崎縣	昭和七年	南松浦郡本山村 北松浦郡本山村 北松浦郡本山村 北松浦郡本山村 北松浦郡本山村 北松浦郡本山村 北松浦郡本山村	五ヶ所	八〇〇	二名	三〇八・〇〇	
合計	一一八	縣府	二二七ヶ所	三一六	一七、五四九	延 一〇六名	九、一二五・七六

### (二) 講習會及講話會

#### (イ) 概要

本施設ハ縣ノ主催ニ係ルモノ最モ多ク十八、縣畜産組合聯合會十一、縣農會六及郡農會一ニシテ之等ハ三十二縣ニ亙リ其ノ開催箇所數、開催日數、聽講生及講師延員數ハ夫々六百十ヶ所、七百七十六日、七萬百五十二名及二百六十四名ニシテ之ニ要セシ經費總額ハ二萬七百五十五圓八十三錢ナリ

右ノ内講習會ノ開催ハ縣十四(延二八)縣農會四(延八)及縣畜産組合聯合會七(延一一)ニシテ之ヲ年度別及開催團體別ニ看レバ左ノ如シ

年度別	團體別	開催箇所數	開催日數	講習生員數	講師員數	經費決算額	摘要
昭和七年度	縣 縣 縣 計 畜 農 聯 會	一一三 一六一 一六	一一六 一六一 一六	一、九八 一、八三 三三	一六 一五 三	四、〇六〇 八、六七五 一〇、五三〇 五、二八九	
昭和八年度	縣 縣 縣 計 畜 農 聯 會	一九一 一五五 一五	一五三 一三三 一五	一、〇九八 一、〇九三 一、〇九三 八、二七	一六 一四 一三 三	一、八八・七三 一、三六・四九 一、〇六・九七 三、〇二・一八	
昭和九年度	縣 縣 縣 計 畜 農 聯 會	二二七 二二二 二二	二二二 二二二 二二	一、〇九八 一、〇九三 一、〇九三 九、〇八	一六 一五 三 三	四、〇六〇 八、六七五 一〇、五三〇 三、二〇・五九	講話會ト共ニ開催セルモノノ一件アリ

地方別	昭和七年度	昭和八年度	昭和九年度	昭和十年度	計
北海道	開催日数 1	1	1	1	4
青森	聴講生数 1	1	1	1	4
岩手	講師員数 1	1	1	1	4
宮城	経費 100	100	100	100	400
秋田	開催日数 1	1	1	1	4
山形	聴講生数 1	1	1	1	4
福島	講師員数 1	1	1	1	4
茨城	経費 100	100	100	100	400
栃木	開催日数 1	1	1	1	4
群馬	聴講生数 1	1	1	1	4
埼玉	講師員数 1	1	1	1	4
千葉	経費 100	100	100	100	400
合計	17	17	17	17	68

五五

(口) 地方別年度別一覽

年度別	昭和七年度	昭和八年度	昭和九年度	昭和十年度	計
團體別	縣 10	縣 10	縣 10	縣 10	40
開催箇所数	1	1	1	1	4
開催日数	1	1	1	1	4
聴講生員数	10	10	10	10	40
講師員数	1	1	1	1	4
経費決算額	100	100	100	100	400
摘要					

講話會ハ縣九(延一二) 縣農會二(延四) 縣畜産組合聯合會五(延一四) 及郡農會一二於テ開催セラレ之ヲ年度別及開催團體別ニ看レバ次表ノ如シ

年度別	昭和七年度	昭和八年度	昭和九年度	昭和十年度	計
團體別	縣 10	縣 10	縣 10	縣 10	40
開催箇所数	1	1	1	1	4
開催日数	1	1	1	1	4
聴講生員数	10	10	10	10	40
講師員数	1	1	1	1	4
経費決算額	100	100	100	100	400
摘要					

五四





地方別	昭和七年度				昭和八年度				昭和九年度				昭和十年度				計
	開催日数	聴講生数	講師員数	経費額	開催日数	聴講生数	講師員数	経費額	開催日数	聴講生数	講師員数	経費額	開催日数	聴講生数	講師員数	経費額	
北海道																	
青森																	
岩手																	
宮城																	
秋田																	
山形																	
福島																	
茨城																	
栃木																	
群馬																	
埼玉																	
千葉																	
東京																	
神奈川																	
新潟																	
富山																	
石川																	
福井																	
山梨																	
長野																	
岐阜																	
愛知																	
静冈																	
静岡																	
愛知																	
計	三六	一、九三三	六六	三、三九三	三九	二、七三三	三三	二、一〇三	三三	二、〇七三	三三	二、〇七三	三三	二、〇七三	三三	二、〇七三	

(2) 講話會

備考一、開催箇所数欄中、\*、○、×印ハ開催團體ヲ示スモノニシテ夫々縣、縣農會及縣畜産組合聯合會ヲ示ス  
 二、昭和九年度福島縣ハ講話會ト福井縣ハ品評會ト共ニ開催セルモノナリ

沖繩	三六	一、九三三	六六	三、三九三	三九	二、七三三	三三	二、一〇三	三三	二、〇七三	三三	二、〇七三	三三	二、〇七三	三三	二、〇七三
----	----	-------	----	-------	----	-------	----	-------	----	-------	----	-------	----	-------	----	-------

地方別	昭和七年度				昭和八年度				昭和九年度				昭和十年度				計
	開催日数	聴講生数	講師員数	経費額	開催日数	聴講生数	講師員数	経費額	開催日数	聴講生数	講師員数	経費額	開催日数	聴講生数	講師員数	経費額	
北海道																	
青森																	
岩手																	
宮城																	
秋田																	
山形																	
福島																	
茨城																	
栃木																	
群馬																	
埼玉																	
千葉																	
東京																	
神奈川																	
新潟																	
富山																	
石川																	
福井																	
山梨																	
長野																	
岐阜																	
愛知																	
静冈																	
静岡																	
愛知																	
岐阜																	
長野																	
山梨																	
福井																	
計	三六	一、九三三	六六	三、三九三	三九	二、七三三	三三	二、一〇三	三三	二、〇七三	三三	二、〇七三	三三	二、〇七三	三三	二、〇七三	

地方別	昭和七年度			昭和八年度			昭和九年度			昭和十年度			計	
	開催日數	生員數	講師員數	開催日數	生員數	講師員數	開催日數	生員數	講師員數	開催日數	生員數	講師員數		
三重														
滋賀														
京都														
大阪														
兵庫														
奈良														
和歌山														
鳥取														
島根														
岡山														
廣島														
山口														
徳島														
香川														
愛媛														
高知														
福岡														
佐賀														
長門														
熊本														
大分														
宮崎														
鹿児島														
沖繩														
計	六七五	三三、七三〇	二、一四〇	七三三	三三、七三〇	二、一四〇	七三三	三三、七三〇	二、一四〇	七三三	三三、七三〇	二、一四〇	七三三	三三、七三〇

備考 一、開催箇所數欄中、○、×、△印ハ開催團體ヲ示スモノニシテ夫々縣、縣農會、縣畜産組合聯合會及郡農會ヲ示ス  
二、昭和九年度若手縣ノ分ハ傳習會ト福島縣ノ分ハ講習會ト共ニ開催セリ

尙本施設ノ内容ニ付検討スレバ講習會ノ開催主體ハ縣ノ一四ヲ最多トシ畜産組合聯合會八、縣農會三、合計二五ニシテ講話

會ニ於テモ縣ノ九最多ク畜聯五、縣農會二、郡農會一ノ順序ニシテ合計一七ナリ、其ノ講師ハ共ニ縣ノ職員最多ク學校ノ教授實地家之ニ次グ

(ハ) 地方別年度別施設狀況  
(1) 講習會

地方	昭和七年度		昭和八年度		開催日數	人員	講師氏名	經費決算額	摘要
	開催日數	生員數	開催日數	生員數					
岩手縣					一〇	九六〇	伊藤喜一郎	二一〇〇〇	
福島縣	昭和七年度				一二	一、三九五	田中 温	五一〇〇〇	
	昭和八年度				六	五四五	田中 温	二七九〇〇	
	昭和九年度				二五	四、四三三	田中 修男	三〇〇〇〇	講話會ト共ニ開催セリ
	計				四三	六、三九三	二名	一、〇八九〇〇	
茨城縣農會	昭和七年度				六	二八一	朝倉 恭三 關根 基四郎 藍 青也	一八五〇〇	
	昭和八年度				六	二五六	朝倉 恭三 關根 基四郎 藍 青也	一三六、四九	

福井縣	石川縣畜産組合聯合會		新潟縣畜産組合聯合會			神奈川縣			計													
	昭和七年度	計	昭和八年度	計	昭和九年度	計	昭和七年度	計														
足羽郡 足羽町 三友郡 耳村 坂井郡 加戸村 大野郡 小山村	一ヶ所	二	能美郡 御幸村	八ヶ所	一六	中魚沼郡 十日町 三島郡 桐島村 中頸城郡 板倉村	二七四	岩船郡 保内村 中魚沼郡 十日町 三島郡 桐島村	二七四	一六	南魚沼郡 上田村 吉志郡 富貴村 西頸城郡 西海村 佐渡郡 金泉村	二〇三	高座郡 海老名村 外九ヶ町村	六五〇	高座郡 藤澤町	五二	足柄上郡 吉田島村	二五〇	一	一〇	七ヶ所	
三三七	一〇五	二	一〇五	四七七	一六	二七四	二〇三	二七四	二〇三	一六	二〇三	二七四	六五〇	五二	一	一〇	二五〇	五	一	一〇	一四	
帝國馬協會 地方農林技師	田村 新八	田村 新八	帝國馬協會 地方農林技師	堀田村 短新八	堀田村 短新八	縣農林技師 縣農林技師 縣農林技師 縣農林技師 地方農林技師	縣農林技師 縣農林技師 縣農林技師 縣農林技師 地方農林技師	縣農林技師 縣農林技師 縣農林技師 縣農林技師 地方農林技師	縣農林技師 縣農林技師 縣農林技師 縣農林技師 地方農林技師	縣農林技師 縣農林技師 縣農林技師 縣農林技師 地方農林技師	縣農林技師 縣農林技師 縣農林技師 縣農林技師 地方農林技師	縣農林技師 縣農林技師 縣農林技師 縣農林技師 地方農林技師	縣農林技師 縣農林技師 縣農林技師 縣農林技師 地方農林技師	縣農林技師 縣農林技師 縣農林技師 縣農林技師 地方農林技師	縣農林技師 縣農林技師 縣農林技師 縣農林技師 地方農林技師	縣農林技師 縣農林技師 縣農林技師 縣農林技師 地方農林技師	縣農林技師 縣農林技師 縣農林技師 縣農林技師 地方農林技師	縣農林技師 縣農林技師 縣農林技師 縣農林技師 地方農林技師	縣農林技師 縣農林技師 縣農林技師 縣農林技師 地方農林技師	縣農林技師 縣農林技師 縣農林技師 縣農林技師 地方農林技師	縣農林技師 縣農林技師 縣農林技師 縣農林技師 地方農林技師	
一八五・一〇	一一六・七六	二	一一六・七六	五一七・五三	一〇名	二〇七・二八	三一〇・二五	二〇七・二八	三一〇・二五	一〇名	二〇七・二八	三一〇・二五	三〇〇・〇〇	七七・〇〇	八〇・〇〇	四七・〇〇	四七・〇〇	八〇・〇〇	七	一	一〇	四八五・一八

千葉縣	栃木縣			茨城縣農會			地 方																
	昭和七年度	計	昭和八年度	計	昭和九年度	計																	
長生郡 茂原町 君津郡 木更津町 夷隅郡 大多喜町 市原郡 牛久保町	昭 和 七 年 度	一五ヶ所	安房郡 主基村 山武郡 鳴瀬村 香取郡 笹川町	昭 和 八 年 度	一五ヶ所	那須郡 那須町 那須郡 那須野上村 那須郡 那須野上村 那須郡 那須野上村 那須郡 那須野上村	昭 和 九 年 度	昭 和 七 年 度	昭 和 八 年 度	昭 和 九 年 度	昭 和 十 年 度	昭 和 九 年 度	昭 和 十 年 度	昭 和 九 年 度	昭 和 十 年 度	昭 和 十 年 度	昭 和 十 年 度	昭 和 十 年 度	昭 和 十 年 度	昭 和 十 年 度	昭 和 十 年 度	昭 和 十 年 度	
四一七	五五四	一五	四一七	五	一〇八〇	三〇六	四一七	五	五	五	五	二二	九〇〇	二五八	一〇五	一〇五	二五八	二五八	二五八	二五八	二五八	二五八	二五八
縣 産 業 職 員	縣 産 業 職 員	縣 産 業 職 員	縣 産 業 職 員	縣 産 業 職 員	縣 産 業 職 員	縣 産 業 職 員	縣 産 業 職 員	縣 産 業 職 員	縣 産 業 職 員	縣 産 業 職 員	縣 産 業 職 員	縣 産 業 職 員	縣 産 業 職 員	縣 産 業 職 員	縣 産 業 職 員	縣 産 業 職 員	縣 産 業 職 員	縣 産 業 職 員	縣 産 業 職 員	縣 産 業 職 員	縣 産 業 職 員	縣 産 業 職 員	
川 正 弘	川 正 弘	川 正 弘	川 正 弘	川 正 弘	川 正 弘	川 正 弘	川 正 弘	川 正 弘	川 正 弘	川 正 弘	川 正 弘	川 正 弘	川 正 弘	川 正 弘	川 正 弘	川 正 弘	川 正 弘	川 正 弘	川 正 弘	川 正 弘	川 正 弘	川 正 弘	川 正 弘
二五八・二七	二二六・九一	一三九・一七	二五八・二七	五二・三九	五二・二七	三四・五一	八三二・一九	二二三・八三	二八六・八七	二八六・八七	二八六・八七	二八六・八七	二八六・八七	二八六・八七	二八六・八七	二八六・八七	二八六・八七	二八六・八七	二八六・八七	二八六・八七	二八六・八七	二八六・八七	二八六・八七

滋賀縣農會		組合聯合會		兵庫縣		兵庫縣畜產組合聯合會		奈良縣	
昭七年度	昭九年度	昭七年度	昭八年度	昭七年度	昭九年度	昭七年度	昭八年度	昭七年度	昭八年度
縣農事試驗場	縣農事試驗場	縣農事試驗場	縣農事試驗場	縣農事試驗場	縣農事試驗場	縣農事試驗場	縣農事試驗場	縣農事試驗場	縣農事試驗場
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
三四五	三四五	三四五	三四五	三四五	三四五	三四五	三四五	三四五	三四五
地方農林技師	地方農林技師	地方農林技師	地方農林技師	地方農林技師	地方農林技師	地方農林技師	地方農林技師	地方農林技師	地方農林技師
加藤純之助	加藤純之助	加藤純之助	加藤純之助	加藤純之助	加藤純之助	加藤純之助	加藤純之助	加藤純之助	加藤純之助
一九八・九三	一九八・九三	一九八・九三	一九八・九三	一九八・九三	一九八・九三	一九八・九三	一九八・九三	一九八・九三	一九八・九三

福井縣		山梨縣畜產組合聯合會		長野縣		静岡縣		愛知縣畜產組合聯合會	
昭八年度	昭九年度	昭九年度	昭十年度	昭九年度	昭七年度	昭九年度	昭九年度	昭九年度	昭九年度
大原農業研究所	大原農業研究所	大原農業研究所	大原農業研究所	大原農業研究所	大原農業研究所	大原農業研究所	大原農業研究所	大原農業研究所	大原農業研究所
六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
八七六	八七六	八七六	八七六	八七六	八七六	八七六	八七六	八七六	八七六
地方農林技師	地方農林技師	地方農林技師	地方農林技師	地方農林技師	地方農林技師	地方農林技師	地方農林技師	地方農林技師	地方農林技師
坂井健一郎	坂井健一郎	坂井健一郎	坂井健一郎	坂井健一郎	坂井健一郎	坂井健一郎	坂井健一郎	坂井健一郎	坂井健一郎
二七〇・九五	二七〇・九五	二七〇・九五	二七〇・九五	二七〇・九五	二七〇・九五	二七〇・九五	二七〇・九五	二七〇・九五	二七〇・九五

(2) 講話會

岩手縣	地方	年 度	開 催 ノ 場 所	開 催 日 數	人 員	講 師	氏 名	經 費 決 算 額	摘 要
昭 和 九 年 度	上 閉 伊 野 栗 橋 村 外 一 六 ヶ 町 村	一 七	一、〇二〇	地 方 農 林 技 師	伊 藤 小 一 郎	二 九 〇・〇〇	傳 習 會 ト 共 ニ 開 催 セ リ		
合 計	畜 縣 農 聯 會 一 四 二 五 八	四 二 三	三 一、七 三 五	延	一 四 七 名	二 一、三 八 〇・五 一			
沖 繩 縣 畜 産 組 合 聯 合 會	昭 和 十 年 度	九	五 二 五	地 方 農 林 技 師	北 村 秀 一	二 五 七・七 〇			
	昭 和 九 年 度	九	七 三 八	地 方 農 林 技 師	北 村 秀 一	二 六 二・四 九			
	昭 和 八 年 度	九	二 七 三	地 方 農 林 技 師	北 村 秀 一	一 八 二・五 二			
	計	一 八	一、四 一 〇	地 方 農 林 技 師	北 村 秀 一	七 二 二・五 六			
大 分 縣	昭 和 九 年 度	六	四 三 〇	地 方 農 林 技 師	松 浦 順 治	二 八 〇・八 六			
	昭 和 八 年 度	六	四 五 〇	地 方 農 林 技 師	松 浦 順 治	二 四 七・三 三			
	計	一 二	八 八 〇	地 方 農 林 技 師	松 浦 順 治	五 二 七・一 九			
佐 賀 縣	昭 和 八 年 度	四	一、九 八 五	地 方 農 林 技 師	進 藤 武 夫	二 七 四・〇 〇			
	昭 和 七 年 度	八	三、四 〇 二	地 方 農 林 技 師	浦 田 隆 一	六 〇 三・〇 〇			
	計	一 二	五、三 八 七	地 方 農 林 技 師	浦 田 隆 一	八 七 七・〇 〇			

廣 島 縣	年 度	開 催 ノ 場 所	開 催 日 數	人 員	講 師	氏 名	經 費 決 算 額	摘 要
昭 和 七 年 度	豐 田 郡 本 郷 町 廣 島 郡 戸 手 村 高 田 郡 可 受 村 縣 種 畜 場 縣 種 畜 場 七 塚 原 分 場	一 〇	四 二 〇	地 方 農 林 技 師	山 本 義 一	三 一 一・四 一		
計	五 ヶ 所	一 〇	四 二 〇	地 方 農 林 技 師	山 本 義 一	三 一 一・四 一		
山 口 縣 畜 産 組 合 聯 合 會	昭 和 七 年 度	吉 敷 郡 小 郡 町	二	二 二 三	地 方 農 林 技 師	吉 野 清 尚	二 〇 五・三 〇	
	昭 和 八 年 度	大 津 郡 深 川 町	二	一 〇 四	地 方 農 林 技 師	川 野 周 次 郎	一 七 七・〇 〇	
	計	二 ヶ 所	三 二 七	地 方 農 林 技 師	川 野 周 次 郎	三 八 二・三 〇		
徳 島 縣 農 會	昭 和 七 年 度	美 馬 郡 湯 町 外 一 一 ヶ 町 村	一 二	一、二 四 六	地 方 農 林 技 師	關 田 眞 茂 文	四 七 二・八 〇	
	計	一 二 ヶ 所	一、二 四 六	地 方 農 林 技 師	關 田 眞 茂 文	四 七 二・八 〇		
高 知 縣	昭 和 七 年 度	安 藝 郡 安 田 村 外 一 三 ヶ 村	五 一	一、一 九 〇	地 方 農 林 技 師	友 田 政 信	二 五 〇・六 六	
	計	一 四 ヶ 所	一、一 九 〇	地 方 農 林 技 師	友 田 政 信	二 五 〇・六 六		
佐 賀 縣	昭 和 七 年 度	佐 賀 市 神 野 町 外 七 ヶ 町 村	八	三、四 〇 二	地 方 農 林 技 師	浦 田 隆 一	六 〇 三・〇 〇	
	計	一 四 ヶ 所	一、一 九 〇	地 方 農 林 技 師	浦 田 隆 一	八 七 七・〇 〇		

長野縣	計	岐阜縣畜産組合聯合會			計	靜岡縣			計	和歌山縣			
		昭和八年	昭和七年	昭和九年		昭和八年	昭和七年	昭和八年		昭和八年	昭和七年	昭和八年	
北安曇郡大町 外一九ヶ町村	二〇ヶ所	二〇	一、七二九	地方農林技師	小林 二五名	二〇〇・〇〇							
本巢郡廣田村 外一三ヶ町村	一四	一四	一、一一〇	地方農林技師	松原 虎藏	二〇〇・〇〇							
安八郡中川村 外一〇ヶ町村	一一	一一	九九四	地方農林技師	松原 隆雄	二五六・七〇							
羽島郡正木村 外一〇ヶ町村	一一	一一	一、二〇一	地方農林技師	松原 隆雄	二五六・七〇							
計	三六ヶ所	三六	三、三〇五	地方農林技師	松原 隆雄	一、〇九〇・七八							
賀茂郡稻穂村 外一三ヶ町村	一四	一四	一、七八〇	地方農林技師	高橋 一平	二六六・〇〇							
計	一四ヶ所	一四	一、七八〇	地方農林技師	高橋 一平	二六六・〇〇							
伊都郡高野口町 日高郡御坊町 東牟婁郡下里村	三	三	二五〇	地方農林技師	藤原 三三	二九八・七四							
和歌山縣 有田郡湯淺町 那賀郡岩出町 西牟婁郡田邊町	四	四	八〇〇	地方農林技師	伊藤 清門	二一〇・六七							
計	七ヶ所	七	一、〇五〇	地方農林技師	伊藤 清門	五〇九・四一							

岩手縣	計	秋田縣農會			計	福島縣			計	群馬縣畜産組合聯合會			計	新潟縣		
		昭和八年	昭和七年	昭和九年		昭和八年	昭和七年	昭和九年		昭和八年	昭和七年	昭和九年		昭和八年	昭和七年	昭和九年
南秋田郡面湯村 外一四ヶ町村	一五	一五	一、三七五	縣農會技師	不詳	三五九・九四										
鹿角郡毛馬内村 外一四ヶ町村	一五	一五	二、二五〇	縣農會技師	西村 定光	二〇五・七四										
計	三〇ヶ所	三〇	三、六二五	縣農會技師	西村 定光	五五七・六八										
伊達郡茂庭村 外二四ヶ町村	二五	二五	四、四五三	地方農林技師	田中 修男	三〇〇・〇〇										
計	二五ヶ所	二五	四、四五三	地方農林技師	田中 修男	三〇〇・〇〇										
前橋市 新田郡沼田町 利根郡中之條町	五	五	五一八	盛岡高農教授	小野寺伊勢之助	二四三・〇〇										
吾妻郡中之條町	五	五	一、〇三〇	盛岡高農教授	小野寺伊勢之助	三〇六・五〇										
吾妻郡長野原町 利根郡沼田町 群馬郡小泉町	五	五	一、〇五九	盛岡高農教授	小野寺伊勢之助	三〇一・七〇										
計	一五ヶ所	一五	二、六〇七	盛岡高農教授	小野寺伊勢之助	八五一・二〇										
北浦原郡鴻沼村 外一五ヶ町村	一六	一六	一、八四三	地方農林技師	河村忠三郎	一九七・〇六										
計	一六ヶ所	一六	一、八四三	地方農林技師	河村忠三郎	一九七・〇六										

組合聯合會	福岡縣		愛媛縣		山口縣		昭七年度
	昭八年度	計	昭七年度	計	昭八年度	昭九年度	
長崎縣畜産組合聯合會	昭八年度	計	昭七年度	計	昭八年度	昭九年度	昭七年度
北高市岩川町 東高來郡早町 南高來郡下中村 北松浦郡田平佐見村 南松浦郡福江村 壹岐郡武生江村	三〇ヶ所	一、一五〇	三ヶ所	四、〇二五	地方農林技師	中村英夫	二七六・〇〇
三井郡太刀洗村 外一四ヶ町村	一五	二、一六五	地方農林技師	柴田平次郎	二九五・二〇	二九九・七六	
粕屋郡多々良村 外一四ヶ町村	一五	一、三五四	地方農林技師	關橋太一	一四六・〇〇	五九四・九六	
越智郡岩倉村 越智郡宮浦村 越智郡九和村 今治市二番町	五	一、三五四	縣農林技師 縣畜産組合技師 縣農會技師	飯本秀榮 村上秀雄 中村次郎	一四六・〇〇	一四六・〇〇	
佐波郡島地村 外九ヶ村	一〇	九三〇	地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師	内田三郎 荒牧一 荒牧一 荒牧一 荒牧一 荒牧一 荒牧一 荒牧一 荒牧一 荒牧一	七五〇・五九	二一八・九六	
美濃郡高千帆村 阿武郡高千帆村 阿武郡高千帆村 阿武郡高千帆村 阿武郡高千帆村 阿武郡高千帆村 阿武郡高千帆村 阿武郡高千帆村 阿武郡高千帆村 阿武郡高千帆村	七	三九七	地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師	岡本一 荒牧一 荒牧一 荒牧一 荒牧一 荒牧一 荒牧一 荒牧一 荒牧一 荒牧一	一四二・九四	一四二・九四	
大島郡久賀町 熊毛郡上關村 熊毛郡須方村 厚狭郡高千帆村 吉野郡高千帆村 吉野郡高千帆村 吉野郡高千帆村 吉野郡高千帆村 吉野郡高千帆村 吉野郡高千帆村	一一	九一七	地方農林技師 縣農林技師 小郡農學校教諭	大野數雄 荒牧一 荒牧一 荒牧一 荒牧一 荒牧一 荒牧一 荒牧一 荒牧一 荒牧一	三八八・五九	三八八・五九	

廣島縣	島根縣		鳥取縣		鳥取縣		昭七年度
	昭九年度	計	昭八年度	計	昭九年度	昭七年度	
昭九年度	計	昭八年度	計	昭九年度	昭七年度	昭七年度	昭七年度
外一二ヶ町村	二九ヶ所	二、七九八	二九ヶ所	四、九〇〇	地方農林技師 縣農林技師 縣畜産技師 縣農會技師	水野五郎 松本五郎 長崎五郎 山崎五郎 山崎五郎 山崎五郎 山崎五郎 山崎五郎 山崎五郎 山崎五郎	五七七・〇八
外一五ヶ町村	一六	一、五九三	地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師	二八一・〇二	二九六・〇六	二九六・〇六	
八東郡八東村 外一五ヶ町村	一六	二、三三〇	地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師	二九五・三一	二九五・三一	二九五・三一	
松江市殿町 外一二ヶ町村	一三	二、五七〇	地方農林技師 縣農林技師 縣畜産技師 縣農會技師	一九四・六〇	一九四・六〇	一九四・六〇	
八東郡意東村 外一二ヶ町村	二二	一、四三〇	地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師	五三〇・八二	五三〇・八二	五三〇・八二	
六ヶ所	九	九二二	地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師	四四九・九三	四四九・九三	四四九・九三	
八頭郡根雨町 日野郡加茂村 八頭郡正條村 氣高郡正條村	三	三三二	地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師	一八〇・〇〇	一八〇・〇〇	一八〇・〇〇	
米子市 東伯郡倉吉町	六	六〇〇	地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師 地方農林技師	二六九・九三	二六九・九三	二六九・九三	



地方	年度	開催ノ場所	開催日數	人員	講師氏名	經費決算額	摘要
長崎縣畜産組合聯合會	計	北松浦郡上志佐村	一六	一、四二六	地方農林技師	二九八・〇〇	
		南高來郡多比良村 外七ヶ村	一六	一、二〇九	地方農林技師 奥井廉	三〇〇・〇〇	
合計		三三ヶ所	四六	三、七八五	九名	八七四・〇〇	
縣農會		三四ヶ所	三七八	四二、八七〇	延	八、六七五・三二	

### (三) 品評會及共進會

#### (イ) 概要

本施設開催地方ハ十一縣、開催團體ハ縣五、縣農會四、縣畜産組合聯合會三及郡農會一ニシテ三十一箇所ニ於テ開催セラレ其ノ出品點數ハ三千六百六十一點、授賞點數九百三點、審査員數ハ二百十六名ニシテ其ノ所要經費ハ七千七百七十四圓六十六錢ナリ  
品評會ノミノ開催ハ縣四、縣農會一(延三)縣畜産組合聯合會一及郡農會一ニシテ二十一箇所ニ於テ開催セラレ其ノ出品點數授賞點數及審査員數ハ夫々二千四百一十一點、六百三十六點及百三十四名ニシテ、之ニ要シタル經費ハ四千三百九十四圓五十一錢ナリ  
尙之ヲ年度別、開催團體別ニ看レバ次ノ如シ

年度別	團體別	開催箇所數	出品點數	授賞點數	審査員數	經費決算額	摘要
昭和七年度	縣農會	一	三三	八	一	四三・四	
	縣農會	一	三〇	一五	一	三〇・四	

共進會ハ縣一、縣農會三(延六)及縣畜産組合聯合會二(延三)ニ依リ十箇所ニ於テ開催セラレ其ノ出品點數及授賞點數ハ夫々一千二十點及二百六十七點之ガ審査ヲ擔當セル人員ハ八十二名ニシテ之ニ要セシ經費ハ三千三百八十四圓十五錢ニシテ之ヲ年度別開催團體別ニ看レバ次ノ如シ

年度別	團體別	開催箇所數	出品點數	授賞點數	審査員數	經費決算額	摘要
昭和七年度	縣農會	一	七	一	一	五八・七	
	縣農會	一	七	一	一	五八・七	
昭和八年度	縣農會	一	二	一	一	三三・〇	
	縣農會	一	一	一	一	三三・〇	
昭和九年度	縣農會	一	三	一	一	九四・〇	
	縣農會	一	一	一	一	九四・〇	
昭和十年度	縣農會	一	三	一	一	九四・〇	
	縣農會	一	一	一	一	九四・〇	
合計	縣農會	三	一三	四	三	二、四三・三	
	縣農會	三	一三	四	三	二、四三・三	

地方	開所	開日	開點	開出	開授	開查	開費	開決
岩手	1	1	1	1	1	1	1	1
宮城	1	1	1	1	1	1	1	1
秋田	1	1	1	1	1	1	1	1
山形	1	1	1	1	1	1	1	1
福島	1	1	1	1	1	1	1	1
茨城	1	1	1	1	1	1	1	1
栃木	1	1	1	1	1	1	1	1
群馬	1	1	1	1	1	1	1	1
埼玉	1	1	1	1	1	1	1	1
千葉	1	1	1	1	1	1	1	1
東京	1	1	1	1	1	1	1	1
神奈川	1	1	1	1	1	1	1	1
新潟	1	1	1	1	1	1	1	1
富山	1	1	1	1	1	1	1	1
石川	1	1	1	1	1	1	1	1
福井	1	1	1	1	1	1	1	1
山梨	1	1	1	1	1	1	1	1
長野	1	1	1	1	1	1	1	1
岐阜	1	1	1	1	1	1	1	1
愛知	1	1	1	1	1	1	1	1
三重	1	1	1	1	1	1	1	1
滋賀	1	1	1	1	1	1	1	1
京都	1	1	1	1	1	1	1	1
大阪	1	1	1	1	1	1	1	1
兵庫	1	1	1	1	1	1	1	1
奈良	1	1	1	1	1	1	1	1
和歌山	1	1	1	1	1	1	1	1
鳥取	1	1	1	1	1	1	1	1
島根	1	1	1	1	1	1	1	1
岡山	1	1	1	1	1	1	1	1
廣島	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	1	1	1	1	1	1	1	1



地方	昭和七年度		昭和八年度		昭和九年度		昭和十年度	
	開所	開日	開點	開出	開授	開查	開費	開決
岩手	1	1	1	1	1	1	1	1
宮城	1	1	1	1	1	1	1	1
秋田	1	1	1	1	1	1	1	1
山形	1	1	1	1	1	1	1	1
福島	1	1	1	1	1	1	1	1
茨城	1	1	1	1	1	1	1	1
栃木	1	1	1	1	1	1	1	1
群馬	1	1	1	1	1	1	1	1
埼玉	1	1	1	1	1	1	1	1
千葉	1	1	1	1	1	1	1	1
東京	1	1	1	1	1	1	1	1
神奈川	1	1	1	1	1	1	1	1
新潟	1	1	1	1	1	1	1	1
富山	1	1	1	1	1	1	1	1
石川	1	1	1	1	1	1	1	1
福井	1	1	1	1	1	1	1	1
山梨	1	1	1	1	1	1	1	1
長野	1	1	1	1	1	1	1	1
岐阜	1	1	1	1	1	1	1	1
愛知	1	1	1	1	1	1	1	1
三重	1	1	1	1	1	1	1	1
滋賀	1	1	1	1	1	1	1	1
京都	1	1	1	1	1	1	1	1
大阪	1	1	1	1	1	1	1	1
兵庫	1	1	1	1	1	1	1	1
奈良	1	1	1	1	1	1	1	1
和歌山	1	1	1	1	1	1	1	1
鳥取	1	1	1	1	1	1	1	1
島根	1	1	1	1	1	1	1	1
岡山	1	1	1	1	1	1	1	1
廣島	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	1	1	1	1	1	1	1	1

計	昭和三十九年度		昭和三十七年度		計	昭和三十九年度		昭和三十七年度		計	昭和三十九年度		昭和三十七年度	
	昭和三十九年度	昭和三十七年度	昭和三十九年度	昭和三十七年度		昭和三十九年度	昭和三十七年度	昭和三十九年度	昭和三十七年度		昭和三十九年度	昭和三十七年度	昭和三十九年度	昭和三十七年度
計	昭和三十九年度	昭和三十七年度	計	昭和三十九年度	昭和三十七年度	計	昭和三十九年度	昭和三十七年度	計	昭和三十九年度	昭和三十七年度	計	昭和三十九年度	昭和三十七年度
一〇ヶ所	嶺大足坂今 野羽井立 四郡吉田郡南 一郡一郡一郡條 一圓一圓一圓	大丹敦遠大 野生賀敷飯 郡郡方郡郡 一郡一郡一郡 一圓一圓一圓	二ヶ所	(縣一ヶ所)	(縣一ヶ所)	二ヶ所	(縣一ヶ所)	(縣一ヶ所)	二ヶ所	(縣一ヶ所)	(縣一ヶ所)	一ヶ所	(縣一ヶ所)	(縣一ヶ所)
：	自10.10.10 至11.30.15	自10.10.10 至11.30.15	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
四三四	二二〇	二二四	九三	五三	四〇	一〇〇	五〇	五〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
一八三	三二一優 等々等	三二一優 等々等	二八	三二一優 等々等	三二一優 等々等	四〇	四三二一 等々等	四三二一 等々等	九	四三二一 等々等	四三二一 等々等	九	四三二一 等々等	四三二一 等々等
九名	縣縣縣地 農農農方 林林林技 技技技農 手手手技 師師師師	縣縣縣地 農農農方 林林林技 技技技農 手手手技 師師師師	外	外	外	外	盛岡高農教授 小野寺伊勢之助	盛岡高農教授 小野寺伊勢之助	三	盛岡高農教授 小野寺伊勢之助	盛岡高農教授 小野寺伊勢之助	三	盛岡高農教授 小野寺伊勢之助	盛岡高農教授 小野寺伊勢之助
七九七・三七	三〇〇・五二	四九六・八五	七二七・六七	二八五・四一	四三二・二六	六四三・二九	三四四・九五	二九八・三四	二九五・〇〇	三四四・九五	二九八・三四	二九五・〇〇	三四四・九五	二九八・三四
		講習會ト共 ニ開催セリ												

(ハ) 地方別年度別施設狀況

(1) 品評會

岩手縣	地方年度	開催箇所數	開催期間	出品點數	授賞點數	審査員氏名	經費決算額	摘要
(縣一圓)	昭和三十九年度	一ヶ所	一〇一日	三〇	三二	地方農林技師 地方農林技師 伊藤喜一郎	二九五・〇〇	

地方別	昭和三十九年度	昭和三十七年度	昭和三十九年度	昭和三十七年度	昭和三十九年度	昭和三十七年度	昭和三十九年度	昭和三十七年度	昭和三十九年度	昭和三十七年度	昭和三十九年度	昭和三十七年度
山島口	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
德島	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
香川	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
愛媛	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
高知	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
福岡	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
佐賀	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
熊本	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
長崎	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
熊本	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
大分	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
宮崎	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
鹿兒島	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
沖繩	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
計	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

備考 一、開催箇所數欄中品及共ハ夫々品評會及共進會ヲ示ス  
二、同欄中〇、×、△、及\*印ハ開催團體ヲ示スモノニシテ夫々縣、縣農會、縣畜産組合聯合會及郡農會ヲ示ス

地方	年度	開催箇所数	開催期間	出品点数	授賞点数	審査員氏名	経費決算額	摘要	愛媛縣 越智郡農會		愛媛縣 組合聯合會	
									昭和七年度	昭和八年度	昭和七年度	昭和八年度
山梨縣 農會	昭和七年度	一ヶ所 (北巨摩郡一箇及中巨摩、西山梨郡一箇)	自八、三、二五至八、三、二九日間	二二三	四三二一 等々等	地方農林技師 小林 英一 外 二五名	三〇一・四〇		計	一ヶ所	一ヶ所	
山梨縣 農會	昭和八年度	一ヶ所 (西八代、南巨摩郡一箇及中巨摩郡平林村)	：	一八二	四三二一 等々等	地方農林技師 小林 英一 外 二〇名	三二二・〇三		計	一ヶ所	一ヶ所	
愛媛縣 越智郡農會	昭和七年度	一ヶ所 (縣一箇)	：	六二〇	三二一 等々等	地方農林技師 多田 森山 郡農會技師 飯尾 秀雄 郡農會技師 岡本 隆章	四四〇・〇〇		計	一ヶ所	一ヶ所	
愛媛縣 越智郡農會	昭和八年度	一ヶ所 (縣一箇)	：	六二〇	四三二一 等々等	地方農林技師 坂本松次郎 外 七名	二七二・八〇		計	一ヶ所	一ヶ所	
愛媛縣 組合聯合會	昭和七年度	三ヶ所	：	六六四	二二七	五八名	九一三・四三		計	三ヶ所	三ヶ所	
愛媛縣 組合聯合會	昭和八年度	一ヶ所 (縣一箇)	自八、二〇下旬至八、三月上旬	一〇〇	四三二一 等々等	地方農林技師 坂本松次郎 外 七名	二七二・八〇		計	一ヶ所	一ヶ所	
愛媛縣 組合聯合會	昭和九年度	一ヶ所 (縣一箇)	自九、二、中旬至九、三月上旬	一〇〇	四三二一 等々等	地方農林技師 坂本松次郎 外 七名	三二〇・九五		計	一ヶ所	一ヶ所	
合計		二一ヶ所	：	二、一四一	六三六	延 一三四名	四、三九〇・五一		郡畜縣縣 計農農 會聯會 七一一一四			

地方	年度	開催箇所数	開催期間	出品点数	授賞点数	審査員氏名	経費決算額	摘要	(2) 共 進 會			
									昭和七年度	昭和八年度	昭和九年度	計
山形縣	昭和七年度	一ヶ所 (縣一箇)	：	七〇	四三二一 等々等	地方農林技師 奥井 廉 外 一七名	五七八・八七		計	一ヶ所	一ヶ所	
山形縣	昭和八年度	一ヶ所 (縣一箇)	：	一〇五	四三二一 等々等	地方農林技師 奥井 廉 外 一七名	二八九・八八		計	一ヶ所	一ヶ所	
山形縣	昭和九年度	一ヶ所 (縣一箇)	自九、二、三至二、二、七 八八日間	三〇	三二一 等々等	地方農林技師 鈴木忠三 地方農林技師 岩藏 地方農林技師 市川 岩二 地方農林技師 井上 泰二 地方農林技師 萩谷 清 地方農林技師 渡邊 清	三一九・一九		計	一ヶ所	一ヶ所	
鳥取縣 農會	昭和七年度	一ヶ所 (縣一箇)	：	七〇	四三二一 等々等	地方農林技師 奥井 廉 外 一七名	五七八・八七		計	一ヶ所	一ヶ所	
鳥取縣 農會	昭和八年度	一ヶ所 (縣一箇)	：	一〇五	四三二一 等々等	地方農林技師 奥井 廉 外 一七名	二八九・八八		計	一ヶ所	一ヶ所	
鳥取縣 農會	昭和九年度	一ヶ所 (縣一箇)	自九、二、三至二、二、七 八八日間	三〇	三二一 等々等	地方農林技師 鈴木忠三 地方農林技師 岩藏 地方農林技師 市川 岩二 地方農林技師 井上 泰二 地方農林技師 萩谷 清 地方農林技師 渡邊 清	三一九・一九		計	一ヶ所	一ヶ所	
岡山縣 農會	昭和八年度	一ヶ所 (縣一箇)	：	二二	四三二一 等々等	地方農林技師 前田 修治 外 一三名	三一・八四		計	三ヶ所	三ヶ所	
合計		二一ヶ所	：	二、一四一	六三六	延 一三四名	四、三九〇・五一		郡畜縣縣 計農農 會聯會 七一一一四			

四道府縣厩肥ノ生産利用補助金交付規程

合計	香川縣畜産組合聯合會		德島縣農會		岡山縣畜産組合聯合會		岡山縣農會	地方
	計	昭和十年度	計	昭和九年度	計	昭和十年度	昭和九年度	年度
畜縣縣 計農農 聯會聯會 六二三一	一ヶ所	(縣一圓) 一ヶ所	二ヶ所	(縣一圓) 一ヶ所	二ヶ所	(縣一圓) 一ヶ所	(縣一圓) 一ヶ所	開催箇所數
...	四日間	自10、11、15至10、11、18四日間	...	...	二九一日間	自10、11、15至11、20、1一六二日間	自9、11、15至10、20、1一三〇日間	開催期間
一、〇二〇	二五五	二五五	二〇〇	一〇〇	四三	二二	二二	出品點數
二六七	三四	優等 二 一等 三 二等 一 三等 二 四等 三 五等 四	八八	優等 二 一等 三 二等 一 三等 二 四等 三 五等 四	二〇	優等 二 一等 三 二等 一 三等 二 四等 三 五等 四	一〇	授賞點數
延	四名	地方農林技師 滿田正軌 縣農林技師 雪吹健 縣農林技師 松川重行 縣農會技師 松岡耕夫	一〇名	地方農林技師 藤澤祐治 外 九名	一五名	地方農林技師 前田修治 外 二名	一四名	審査員氏名
三、三八四・一五	三八二・三〇	三八二・三〇	六〇〇・〇七	三〇〇・〇五	五九九・〇〇	三〇〇・〇〇	二九九・〇〇	經費決算額
								摘要

## 四道府縣厩肥ノ生産利用補助金交付規程

### 北海道

#### 厩肥堆積場設置獎勵補助金交付要項

- 一、厩肥ノ生産利用ニ努ムル爲左記指定設計並仕様書ニ基キ「コンクリート」構造ノ厩肥堆積場及瀝汁溜ヲ設置セル場合其費用ニ對シ三分ノ二以内ノ補助金ヲ交付ス
- 二、補助金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ申請書ニ左記様式ニヨル事業計畫書及費用豫算書ヲ添附シ昭和 年 月 日迄ニ提出スルモノトス
- 三、補助金交付ノ指令ヲ受ケタルモノ其ノ事業ヲ完了シタル時ハ工事支出決算書、經費支出ヲ證スル書類、指令書寫並所轄町村長ノ工事完了證明書ヲ添附シタル請求書ヲ提出スルモノトス
- 四、補助金交付ノ指令ヲ受ケタルモノ事業計畫書又ハ工事設計ヲ變更セントスル時ハ豫メ認可ヲ受ケルモノトス
- 五、本要項ニ違反シタルトキハ補助金交付ノ指令ヲ取消シ若クハ交付シタル補助金ノ返還ヲ命ズルコトアルベシ様式

#### 事業計畫書

- 一、最近一ケ年ノ厩肥生産量
- 二、堆肥場設置後ニ於ケル一ケ年ノ厩肥生産豫定量
- 三、現在ニ於ケル耕作反別一田畑
- 四、現在ニ於ケル飼養家畜ノ種類及頭數
- 五、厩肥堆積場設計
- 六、工事着手豫定月日
- 七、工事完了豫定月日

青 森 縣

厩肥堆積場補助金交付要綱

- 第一、厩肥生産増殖獎勵ノ爲本要綱ニ依リ本年度豫算ノ範圍内ニ於テ簡易厩肥堆積場設置ニ要シタル工事費ニ對シ補助金ヲ交付ス
- 第二、補助金ハ經濟更生指定町村ノ推薦セル者若ハ市町村農會ノ推薦セル者ニ交付スルモノトス但シ一町村一ヶ所トス補助金ヲ交付スベキ簡易厩肥堆積場ハ左ニ掲ケル構造ヲ有スルモノトス
  - 一、床面積三坪トシ、「コンクリート」敲土トス
  - 二、三尺四方深サ二尺ノ溜ヲ附屬セシムルコト
- 第三、補助金ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ交付ス
  - 一、設置者ニ對シテハ其ノ工事費ノ三分ノ二以内二十圓ヲ限度トス
- 第四、獎勵金交付ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ事業計畫書、收支豫算書及圖面ヲ添附シ五月三十日迄ニ之ヲ知事ニ提出スベシ
- 第五、獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタルモノノ指令事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘントスルトキハ知事ノ認可ヲ受クベシ
- 第六、獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ請求書ニ事業成績書及證書類寫ヲ添附シ十月一日迄ニ之ヲ知事ニ提出スベシ
- 第七、左記各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ獎勵金交付ノ指令ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル獎勵金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ
  - 一、本要綱ニ違反シタルトキ
  - 二、事業施行方法不適當ト認メタルトキ
  - 三、支出額ガ豫算額ニ比シ著シク減少シタルトキ

岩 手 縣

厩肥ノ生産利用獎勵金交付要項

- 第一、厩肥ノ生産利用獎勵ノ爲本要項ニ依リ豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス
- 第二、獎勵金ハ簡易厩肥舎ノ建築又ハ厩肥ノ生産利用ニ資スル爲行フ畜舎ノ改造ニ要スル費用ニ對シテ之ヲ交付ス
- 第三、獎勵金ノ額ハ前項ノ費用ノ三分ノ二以内トス
- 第四、獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ事業計畫書、設計書（仕様書、圖面）收支豫算書ヲ添附シ昭和九年七月十日迄ニ知事ニ提出シ事業着手ノ認可ヲ受クベシ（提出書類ノ様式ハ別記参照）
- 第五、前項書類ノ外知事ニ於テ必要ト認ムルトキハ臨時書類ノ提出ヲ命ジ又ハ關係官吏ヲ派遣シテ調査ヲ爲サシムルコトアルベシ
- 第六、獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者第四項ノ添附書類ニ記載シタル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘントスルトキハ知事ノ承認ヲ受クベシ
- 第七、獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者獎勵金ヲ請求セントスルトキハ事業完了後遲滞ナク獎勵金交付請求書ニ精算書並證書類ノ寫ヲ添附シテ知事ニ提出スベシ
- 第八、獎勵金ハ知事ニ於テ必要ナル調査又ハ検査ヲ爲シタル後之ヲ交付スルモノトス
- 第九、本要項ニ依リ知事ニ提出スベキ書類ハ市町村及郡市農會ヲ經由スルモノトス
- 第十、獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者又ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ知事ハ獎勵金交付ノ指令ノ全部若ハ一部ヲ取消又ハ既ニ交付シタル獎勵金ノ全部若ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ
  - 一、本要項ニ違反シタルトキ
  - 二、獎勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ
  - 三、事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ
  - 四、支出額ガ豫算額ニ比シ著シク減少シタルトキ

様 式

一、厩肥ノ生産利用獎勵金交付申請書  
 厩肥ノ利用改善ノ爲簡易厩肥舎建築（又ハ畜舎ノ改造）致度候條右獎勵金交付要項ニ依リ獎勵金交付相成度關係書類正副  
 二通相添此段申請候也

年 月 日

住 所

氏 名

名 印

知事宛

二、事業計畫書

- 一、事業ノ種類
- 二、事業ヲ施行セントスル場所及附近見取圖
- 三、堆厩肥生産見込數量
- 四、農業經營規模ノ大要
- (イ) 耕作面積並主ナル作物
- (ロ) 家畜ノ種類別頭數
- 五、其ノ他參考トナルベキ事項

三、設計書

- 一、木造平屋建 間口 間
- 奥行 間
- 此ノ建坪

- 二、圖面
- 三、仕様書

工費總額金 圓 錢

宮城縣

厩肥生産利用獎勵金交付要項 (昭和八年十一月一日 農第三四六〇號內務部長依命通牒)

- 第一、厩肥ノ生産利用獎勵ノ爲毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス
- 第二、獎勵金ハ適當ト認ムル農家ニ於テ模範的ニ簡易厩肥舎又ハ簡易厩肥堆積場ノ設置若ハ厩肥ノ生産利用ニ供スル爲行フ畜舎ノ改造ニ要スル費用ニ對シ其ノ費用ノ三分ノ二以内ヲ交付ス
- 第三、獎勵金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ第一號様式ノ申請書ニ左ニ掲グル書類ヲ添附シ毎年三月末日(昭和八年度ニ限り昭和

八年十一月十日)迄ニ之ヲ提出スベシ

一、事業計畫書

二、設計要領書

三、經費收支豫算書

前項ノ外知事ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ

第四、前項ノ事業計畫書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一、建物又ハ工作物ノ設置若ハ改造ヲ必要トスル事由及利用方法
- 二、建物又ハ工作物所在地附近ノ見取圖
- 三、申請者所在地方ニ於ケル厩肥ノ生産利用狀況
- 第五、第三ノ設計要領書ニハ仕様書、工費内譯書及圖面ヲ記載スベシ
- 第六、獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者前項書類ノ記載事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘムトスルトキハ豫メ知事ノ認可ヲ受クベシ
- 第七、獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者獎勵金ノ交付ヲ請求セムトスルトキハ事業完了後第二號様式ノ請求書ニ其ノ費用ノ精算書及仕拂證據書ヲ添附シ知事ニ提出スベシ
- 第八、獎勵金ハ知事ニ於テ必要ナル調査又ハ檢査ヲ爲シタル後之ヲ交付ス
- 第九、獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者又ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ獎勵金交付ノ指令ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル獎勵金ノ全部若ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ

一、本要項ニ違反シタルトキ

二、獎勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

三、事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ

四、經費支出額ガ豫算額ニ比シ著シク減少シタルトキ

第十、本要項ニ依リ知事ニ提出スベキ書類ハ市町村長ヲ經由スベシ

附則

昭和八年一月三十日農第四一五號內務部長通牒厩肥生産利用獎勵要項ニ依リ提出シタル厩肥生産利用獎勵金交付申請書ハ本要項ニ依リ提出シタルモノト看做ス

昭和八年一月三十日農第四一五號內務部長通牒厩肥生産利用獎勵要項ハ之ヲ廢止ス



第一號様式

厩肥生産利用獎勵金交付申請書

厩肥生産利用獎勵金交付要項ニ依リ畜舎改造(簡易厩肥舎設置)(簡易厩肥堆積場設置)致度候條獎勵金御交付相成度關係書類相添へ及申請候也

年 月 日

住 所  
氏 名

名 印

第二號様式

厩肥生産利用獎勵金交付請求書

日指令第 號ヲ以テ獎勵金交付ノ指令有之候處今般工事竣功致候條獎勵金御交付相成度所要書類相添へ請求候也

年 月 日

住 所  
氏 名

名 印

知 事 宛

厩肥生産利用獎勵金交付要項取扱心得

- 一、市町村長ニ於テ厩肥生産利用獎勵金交付申請ヲ適當ト認ムル者ニ就テハ豫メ所屬郡市農會ト打合ヲ爲スコト
- 二、厩肥舎及厩肥堆積場ノ設置ハ一般農家ニ普及セシムル爲ノ模範的簡易ノモノタルコトニ留意シ厩肥舎ハ平家六坪六拾圓以内厩肥堆積場ハ六坪貳拾四圓以内タルコト  
但シ事情ニ依リ坪數及金額ノ増減ヲ認ムルコトアルベシ
- 三、厩肥舎及厩肥堆積場ノ地盤ハ「コンクリート、モルタル」塗トシ五十分ノ一ノ勾配ヲ附スルコト
- 四、水肥溜ハ舎外又ハ堆積場外ニ設ケ壺ハ「コンクリート、モルタル」塗(又ハ大水甕)ニテ可及的深サヲ深クシテ木蓋ヲ設ケ設計要領書ニハ深サ及口徑ノ寸法ヲ明記スルコト
- 五、畜舎ノ改造ハ地盤ノ改造及尿溜ノ設置ニ獎勵金ヲ交付スルモノナレバ地盤ハ「コンクリート、モルタル」塗トシ五十分ノ一ノ勾配ヲ附シ尿溜ヲ舎外ニ設クルコト
- 六、畜舎改造費ハ厩舎一箇所二坪以上ノモノニテ拾五圓以内、牛馬舎ハ一箇所三坪以上ノモノニテ貳拾四圓以内トス
- 七、同一人ニ於テ厩肥舎又ハ厩肥堆積場ノ設置ト畜舎ノ改造ヲ併セ行フ場合ハ之ガ所要經費ヲ建物及工作物別ニ記載スルコト
- 八、本獎勵金交付要項ニ依リ知事ニ提出スベキ書類ハ郡市農會長ヲ經由スルコト

秋 田 縣

厩肥生産利用獎勵ニ關スル件 (各郡市農會長宛)

厩肥生産利用獎勵ノ爲左記設備ヲナス農家ニ對シ相當獎勵金交付可相成候條左記ニ依リ適當ナル農家ヲ詮衡ノ上貴會經由ニテ申請セシメラル、様御指圖相成度此段通牒旁々依頼候也

記

- 一、獎勵金ヲ交付スベキ種目及配當數
- イ、簡易厩肥堆積場設置
- ロ、簡易厩肥舎設置
- ハ、厩舎改造
- 二、申請手續

獎勵金交付申請書ニハ工事設計書、收支豫算書ヲ添附シ郡市農會ヲ經由シ知事宛提出ノコト

秋田縣指令農第 號

昭和 年 月 日 附簡易厩肥堆積場建設改造獎勵金交付ノ件聽届ケ金 圓也ヲ交付ス 但シ左記ノ通心得ベシ

秋田縣知事 兒 玉 政 介

- 一、設計ヲ變更セントスルトキハ豫メ知事ノ承認ヲ受クベシ
- 二、工事ノ竣工シタルトキハ直チニ工事收支精算書ヲ添へ竣工届ヲ提出スベシ
- 三、工事竣工後三年以内ニ改造セントスルトキハ豫メ知事ノ承認ヲ受クベシ
- 四、知事ハ隨時必要ナル命令ヲ發スルコトアルベシ

### 山形縣

#### 厩堆肥生産利用獎勵金交付要項

- 第一、厩肥ノ生産利用ヲ獎勵スルタメ本要項ニ依リ毎年豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス
- 第二、獎勵金ハ適當ト認ムル農家ニ於テ模範的ニ簡易厩肥舎又ハ簡易厩肥堆積場ノ設置若ハ厩肥生産利用ノタメニ行フ畜舎ノ改造ニ要スル費用ニ對シ其ノ費用ノ三分ノ二以内ヲ交付ス
- 第三、獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ第一號様式ノ申請書ニ左ニ掲グル書類ヲ添付シ毎年二月末日迄ニ知事ニ提出スベシ
  - 一、事業計畫書
  - 二、設計要領書
  - 三、經費收支豫算書
- 前項ノ書類ノ外知事ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ
- 第四、事業計畫書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ
  - 一、建物又ハ工作物ノ設置若ハ改造ヲ必要トスル事由及利用方法
  - 二、建物又ハ工作物ノ所在地附近ノ見取圖
  - 三、申請者居住地ニ於ケル厩肥ノ生産利用狀況
- 第五、設計要領書ニハ仕様書工費内譯書及圖面ヲ記載スベシ
- 第六、獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者第三ノ第一項ノ書類ニ記載セル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘントスルトキハ知事ノ承認ヲ受クベシ

第七、獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者獎勵金ノ交付ヲ請求セントスルトキハ事業完了後第二號様式ノ請求書ニ精算書及支拂證憑書寫ヲ添附シ知事ニ提出スベシ

第八、本要項ニ依リ知事ニ提出スル書類ハ市町村長ヲ經由スベシ

第九、獎勵金ハ知事ニ於テ必要ナル調査又ハ検査ヲ爲シタル後之ヲ交付ス

第十、獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者又ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ獎勵金交付ノ指令ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル獎勵金ノ全部若ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ

- 一、本要項ニ違反シタルトキ
- 二、獎勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ
- 三、事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ
- 四、經費支出額ガ豫算額ニ比シ著シク減少シタルトキ

#### 第一號様式

厩堆肥生産利用獎勵金交付申請書

厩肥生産利用獎勵金交付要項ニ依リ畜舎改造(簡易厩肥舎設置)(簡易厩肥堆積場設置)致度候條獎勵金交付相成度關係書類相添へ此段申請候也

記

所有土地面積 田、畑、山林、原野、宅地別面積

耕地田畑面積 田、畑別面積

飼養家畜數 (牛、馬、豚、緬羊、山羊、鶏、兎成仔別)

年 月 日

住所

氏名

名印

山形縣知事

殿

#### 第二號様式

#### 厩堆肥生産利用獎勵金交付請求書

年 月 日付第 號ヲ以テ獎勵金交付方御指令有之候畜舎改造(簡易厩肥舎設置)

(簡易厩肥堆積場設置) 工事 月 日竣工致候條獎勵金御交付相成度經費精算書及支拂證憑書寫相添へ此段請求候也

年 月 日

住 所

氏 名 印

山形縣知事

殿

厩肥生産利用獎勵金交付要項取扱心得

- 一、市町村長ハ厩肥生産利用獎勵金交付申請ヲ適當ト認ムル者ニ付テハ豫メ所屬郡市農會長ト打合ヲナスコト
- 二、厩肥舎及厩肥堆積場ノ設置ハ一般農家ニ普及アル模範的ノモノタルコトニ留意シ經營耕地一町步當六坪ヲ標準トシテ之ヲ造リ厩肥舎一坪ニ付九圓以内厩肥堆積場一坪ニ付四圓五拾錢以内タルコト  
但シ事業ニ依リ費用ノ増減ヲ認ムルコトアルモ獎勵金ノ交付ハ厩肥舎一棟ニ付四拾八圓厩肥堆積場一基ニ付二十四圓迄ニ止ムルコト
- 前項ノ金額中ニハ水肥溜ノ設置ヲモ含ムモノトス
- 三、厩肥舎及厩肥堆積場ノ地盤ハ「コンクリート」造「モルタル」塗トシ五十分ノ一乃至三十分ノ一ノ勾配ヲ付スルコト
- 四、水肥溜ハ舎外又ハ堆積場外ニ設ケ「コンクリート」造(可成鐵筋)「モルタル」塗トシ又ハ大甕トシ被蓋ヲ設ケ設計要領書ニハ深サ及口徑ノ寸法ヲ記スルコト
- 五、畜舎ノ改造ニ對スル獎勵金ハ地盤ノ改造及尿溜ノ設置ニ要スル費用ニ對シ交付ス  
地盤ハ前記厩肥舎ノ地盤ニ倣ヒ尿溜ハ水肥溜ニ準シ改造スルコト
- 六、畜舎改造費ハ一坪ニ付八圓以内トシ但シ事業ニ依リ費用ノ増減ヲ認ムルコトアルモ獎勵金ノ交付ハ一箇所拾六圓迄ニ止ムベシ
- 前項ノ金額中ニハ尿溜設置ノ費用ヲ含ムモノトス
- 七、同一人ニ於テ厩肥舎又ハ厩肥堆積場ノ設置ト畜舎ノ改造ヲ併セ行フ場合ハ之ガ所要經費ヲ夫々區別シテ記載スルコト
- 八、厩肥生産利用獎勵金交付要項ニ依リ知事ニ提出スル書類ハ郡市農會長ヲ經由スルコト

### 福 島 縣

厩肥生産利用獎勵金交付要項

- 第一、厩肥ノ生産利用ヲ獎勵センガ爲縣内在住ノ農業者ニシテ左ニ掲グル事業ヲ行フ場合之ニ要スル費用ニ對シ獎勵金ヲ交付ス
  - (一) 簡易厩肥舎ノ設置
  - (二) 簡易厩肥堆積場ノ設置
- 第二、獎勵金ノ交付額ハ前項ノ事業ニ要スル費用ノ三分ノ二以内トシ一人ニ對シ金五十圓ヲ限度トス
- 第三、第一ノ簡易厩肥舎並簡易厩肥堆積場ノ構造ハ左ノ條件ニ該當スルヲ要ス
  - (一) 簡易厩肥舎
    - イ、建坪六坪以上タルコト
    - ロ、梁下十尺以上ニシテ土間ハ傾斜ヲ有スル「コンクリート」又ハ三和土造リトシ肥汁ヲ利用シ得ベキ肥溜ヲ附設スルコト
    - ハ、其他厩肥舎トシテ適當ナル構造ヲ有スルコト
  - (二) 簡易厩肥堆積場
    - イ、三坪以上ノ厩肥堆積ニ使用シ得ルコト
    - ロ、床面ハ傾斜ヲ有スル「コンクリート」造リトシ肥汁ヲ利用シ得ベキ適當ナル肥溜ヲ附設スルコト
- 第四、獎勵金ノ交付ヲ受ケントスルモノハ申請書ニ工事設計書(設計仕様書概要、費用内譯書及設計圖)ヲ添附シ市町村長ヲ經テ毎年二月末日(昭和七年度ニ限リ昭和八年一月末日)迄ニ知事ニ提出スベシ
- 第五、獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタルモノハ指令ノ日ヨリ十日以内ニ工事ニ着手スベシ
- 第六、工事竣功セルトキハ其旨當該市町村長ニ届出其ノ検査ヲ受クベシ
- 第七、市町村長ノ竣功検査ヲ經タルモノハ獎勵金請求書ニ左ノ書類ヲ添附シ市町村長ヲ經テ知事ニ提出スベシ
  - (一) 費用精算書
  - (二) 市町村長ノ工事竣工證明書(別記様式)
- 第八、獎勵金ノ交付ヲ受ケタルモノ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ獎勵金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ

(一) 本要項ニ違反シタルトキ  
 (二) 工事施行ノ方法不適當ト認メタルトキ  
 様式

一、事業施行者 工事竣工證明書

郡(市)

町大字  
村

字

番地

氏

名

二、工事ノ種類

(簡易厩肥舎建設又ハ簡易厩肥堆積場ノ設置等)

三、工事着手年月日

四、同 竣工年月日

右工事竣工ノ届出有之候ニ付年 月 日 検査施行致候處糞ニ提出ノ工事設計書ノ通工事完了セルモノト相認候條右證明候也

知 事 宛 年 月 日

市町村長

茨 城 縣

厩肥生産利用獎勵金交付要項

一、獎勵金ハ簡易厩肥堆積場設置及畜舎床面改造ニ對シ別記(省略)設計概要ニ據リ施設ヲ爲サムトスル者ニ對シ其ノ經費承認額ノ三分ノ二ヲ交付スルモノトス

經費承認見込額及獎勵金交付豫定額

種 別	承 認 額	獎 勵 金 交 付 額
簡易厩肥堆積場設置費	三七・五〇	二五・〇〇
畜舎改造床面四坪ノモノ	二七・〇〇	一八・〇〇
同 三坪ノモノ	二二・五〇	一五・〇〇

二、獎勵金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ事業計畫書、經費豫算書、飼養家畜ノ種別頭數、農業經營ノ概況其ノ他參考トナルベキ事項ヲ記載シタル獎勵金交付申請書ヲ郡市農會長ヲ經テ知事宛提出スベシ

三、本獎勵金ハ農家ノ施設費ニ對シ直接交付スルモノトス

四、本獎勵金ハ施設ノ承認指令ヲ得テ設置シタル者ニ對シ事業終了後ニ於テ交付スルモノトス

栃 木 縣

厩肥生産利用獎勵金交付要項

第一、厩肥ノ改良増産ヲ圖ル爲本要項ニ依リ毎年度縣豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス

第二、獎勵金ハ厩肥ノ生産利用ヲ圖ル爲行フ左ニ掲グル費用ニ對シ其ノ三分ノ二以内トス

記

一、簡易厩肥舎ノ設置費

二、簡易厩肥堆積場ノ設置費

三、畜舎ノ改造ニ要スル費用

第三、獎勵金ヲ受クベキ設備ハ左ノ條件ヲ必要トス

一、簡易厩肥舎ハ床六坪以上トシ床ハ「コンクリート」ヲ用ヒ勾配ヲ附シ雨露日光ノ直射ヲ防グニ必要ナル屋根及圍ノ設備ヲナシ適當ナル箇所ニ「コンクリート」ノ溜壺ヲ設クルコト

二、簡易厩肥堆積場ハ床十二坪以上トシ床及外周ハ石材又ハ「コンクリート」ヲ用ヒ床ニハ勾配ヲ附シ適當ナル箇所ニ「コンクリート」ノ溜壺ヲ設クルコト

- 三、畜舎ハ床ヲ「コンクリート」又ハ「三和土タ、キ」トシテ勾配ヲ附シ屋外ニ「コンクリート」ノ溜壺ヲ設クルコト
- 第四、獎勵金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ申請書ニ左ニ掲グル書類ヲ添附シ前年度三月末日迄ニ提出スベシ
  - 一、設計要領書
  - 二、仕様及經費内譯書
  - 三、飼養家畜ノ種類別頭數
- 第五、獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者豫定ノ設計ヲ變更セムトスルトキハ事由ヲ具シ承認ヲ受クベシ
- 第六、獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ハ當該年度十二月末日迄ニ工事ヲ竣工シ經費精算書ヲ添附シ届出ヅベシ
- 第七、獎勵金ハ經費精算書ヲ査定シ交付スルモノトス
- 第八、獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者本要項ニ違反シタルトキハ獎勵金交付ノ指令ヲ取消スコトアルベシ
- 第九、本要項ニ依リ提出スベキ書類ハ所轄市役所又ハ町村役場ヲ經由スベシ

### 群馬縣

#### 厩肥ノ生産利用獎勵要項

- 第一、厩肥ノ生産利用ヲ獎勵スル爲本要項ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス
- 第二、獎勵金ハ農業ニ従事スル者一部落五名以上簡易厩肥舎設置又ハ厩肥ノ生産利用ニ供スル爲ニ行フ畜舎ノ改造ニ要スル費用ニ對シ之ヲ交付ス
- 第三、簡易厩肥舎ノ設置及畜舎ノ改造ハ左ノ標準ニ依ル
  - 一、簡易厩肥舎ノ設備
    - 廣サハ三坪以上トシ地盤ハ「コンクリート」其他不滲透質ノ設備トシ適宜傾斜ヲ設ケ最低部ニ汚水溜ヲ備フ尙周圍ヲ出入口ノ外地上一米以上ノ土壘トナシ且適當ナル屋根ヲ設ク
    - 二、畜舎ノ改造
      - 地盤ヲ漆喰町(厚サ五寸以上)又ハ「コンクリート」トシ適當ノ傾斜ヲ設ケ尿ヲ舍外ニ導キ舍外ニ尿溜ヲ設ク
- 第四、獎勵金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ第一號様式ニ依ル申請書ヲ毎年一月末日迄ニ知事ニ提出スベシ

- 第五、獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者前項ノ書類ニ記載シタル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘムトスルトキハ知事ノ承認ヲ受クベシ
- 第六、獎勵金ノ指令ヲ受ケタル者其事業ヲ完了シタルトキハ遲滞ナク第二號様式ノ報告書ヲ提出スベシ
- 第七、獎勵金ハ前項報告書ニ依リ調査ノ上適當ト認メタルモノニ對シ左ノ標準ニ依リ之ヲ交付ス
  - 一、第一號ノ費用ニ對スルモノニアリテハ其ノ費用ノ三分ノ二以內ニシテ一厩肥舎ニ付金拾五圓以內
  - 二、第三、第二號ノ費用ニ對スルモノニアリテハ其ノ費用ノ三分ノ二以內ニシテ一畜舎ニ付金七圓以內
- 第八、本要項ニ依リ提出スル書類ハ總テ住所地畜産組合ヲ經由スベシ
- 第九、獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者又ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ知事ハ獎勵金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ
  - 一、本要項ニ違反シタルトキ
  - 二、獎勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ
  - 三、事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ
  - 四、支出額ガ豫算額ニ達セザルトキ

#### 附記

第四項ニ依ル申請期日ハ昭和七年度ニ限り十月末日迄トス  
様式第一號

#### 厩肥ノ生産利用獎勵金交付申請

昭和 年度ニ於テ別紙事業計畫書ノ通(簡易厩肥舎設置、畜舎ノ改造)事業實施致度候條獎勵金御交付相成度此段及申請候也  
年 月 日

町 大字 番地 某  
村 何  
郡

知 事 宛  
事業計畫書  
(一) 簡易厩肥舎ノ設備

坪數	簡易厩肥舍		汚水溜	施設費	建築費	飼養中ノ家畜	摘要			
	地盤ノ材料名	周圍ノ高サ						屋根ノ種類	材料名	數量
坪數	地盤ノ材料名	厚サ	尿溜	材料名	數量	金額	改造費	計	飼養中ノ家畜	摘要
坪數	地盤ノ材料名	厚サ	尿溜	材料名	數量	金額	改造費	計	飼養中ノ家畜	摘要

(一) 畜舎ノ構造

坪數	厩舎		尿溜	材料名	數量	金額	改造費	計	飼養中ノ家畜	摘要
	地盤ノ材料名	厚サ								
坪數	地盤ノ材料名	厚サ	尿溜	材料名	數量	金額	改造費	計	飼養中ノ家畜	摘要
坪數	地盤ノ材料名	厚サ	尿溜	材料名	數量	金額	改造費	計	飼養中ノ家畜	摘要

第二號様式

厩肥生産利用事業完了報告

昭和 年 月 日農第 號ヲ以テ御指令相成候厩肥生産利用設備事業完了致候條別紙ノ通關係書類相添此段及報告候也

知事宛

(一) 簡易厩肥舎ノ設備

郡 町大字 番地 何 某 印

坪數	簡易厩肥舎		汚水溜	施設費	建築費	摘要				
	地盤ノ材料名	周圍ノ高サ					屋根ノ種類	材料名	數量	金額
坪數	地盤ノ材料名	厚サ	尿溜	材料名	數量	金額	改造費	計	飼養中ノ家畜	摘要
坪數	地盤ノ材料名	厚サ	尿溜	材料名	數量	金額	改造費	計	飼養中ノ家畜	摘要

(二) 畜舎ノ改造

坪數	厩舎		尿溜	材料名	數量	金額	改造費	計	摘要
	地盤ノ材料名	厚サ							
坪數	地盤ノ材料名	厚サ	尿溜	材料名	數量	金額	改造費	計	摘要
坪數	地盤ノ材料名	厚サ	尿溜	材料名	數量	金額	改造費	計	摘要

埼玉縣

簡易厩肥舎建築、畜舎改造補助金交付要項

- 第一、厩肥ノ利用増進ヲ圖ル爲本要項ニ依リ豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス
- 第二、補助金ハ農業經營改善ニ資スル爲簡易厩肥舎ノ建築又ハ厩肥ノ生産利用ニ供スル爲畜舎ノ改造ヲ行フ者ニ對シ之ヲ交付ス
- 第三、補助金ノ交付額ハ簡易厩肥舎ノ建築又ハ厩肥ノ生産利用ニ供スル爲畜舎ノ改造ニ要スル費用ノ三分ノ二以内トス
- 第四、補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ左ニ掲グル書類ヲ添付シ九月末日迄ニ知事ニ提出スベシ
- 一、事業計畫書
- 二、收支豫算書

- 三、建築又ハ畜舎改造ニ關スル仕様書及略圖
- 第五、補助金交付ノ指令ヲ受ケタル者前項各號記載ノ事項ヲ變更セントスルトキハ知事ノ認可ヲ受クベシ
- 第六、補助金交付ノ指令ヲ受ケタルモノハ事業完了後遲滞ナク收支決算書ヲ添へ補助金請求書ヲ知事ニ提出スベシ
- 第七、補助金ハ前項ノ届出アリタル後實地検査ノ上之ヲ交付ス
- 第八、知事ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ補助金交付ノ指令ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル補助金ノ全部若ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ
  - 一、本要項ニ違反シタルトキ
  - 二、事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ
  - 三、支出額ガ豫算額ニ比シ著シク減少シタルトキ
- 第九、本要項ニ依リ知事ニ提出スベキ書類ハ郡市農會長ヲ經由スベシ

### 千葉県

#### 厩肥生産利用奨励要項

- 第一、昭和十一年度ニ於テ厩肥生産利用増進ヲ圖ル爲メ厩肥舎ノ設置又ハ畜舎ノ改造ヲ爲シタルトキハ本要項ニ依リ豫算ノ範圍内ニ於テ奨励金ヲ交付ス
- 第二、奨励金交付ノ條件次ノ如シ
  - (一) 農家個人タルコト
  - (二) 本縣在住ノ農家ニシテ五段歩以上一町五段歩以内ヲ耕作シ且三町歩以上ノ田畑ヲ所有セザルモノ
  - (三) 現ニ家畜ヲ飼養シ且引續キ飼養スルモノ
  - (四) 其町村ニ於ケル自給肥料改良増産指導補助員ニシテ成績優良ナルモノ又ハ精農家ニシテ其施設ガ直ニ近隣ノ模範タリ得ルモノ
  - (五) 厩肥生産利用施設ニ關シ縣又ハ其ノ他ノ團體ヨリ補助金ノ交付ヲ受ケタルコトナキモノ
- 第三、奨励金ハ農家個人ニ對シ左ノ標準ニ依リ交付ス

- (一) 簡易厩肥舎設置ニ對シ設置費ノ三分ノ二 一ヶ所四十四圓ヲ限度トス
- (二) 畜舎改造費ニ對シ設置費ノ三分ノ二 一ヶ所十八圓ヲ限度トス
- 第四、奨励金ノ交付ヲ受ケムトスルモノハ申請書ニ左ノ書類ヲ添へ畜産組合(畜産組合ナキ區域ハ郡市農會)ヲ經由シ十月末日迄ニ知事ニ提出スベシ
  - (一) 事業計畫書
  - (二) 設計要領書
  - (三) 收支豫算書
  - (四) 厩肥生産利用奨励要項第二ノ條件ニ該當セル旨ノ所在町村長ノ證明書
- 第五、奨励金交付ノ指令ヲ受ケタルモノ前條ノ書類ニ記載シタル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘントスルトキハ知事ノ承認ヲ受クベシ
- 第六、奨励金ノ交付ヲ受ケムトスルトキハ事業終了後請求書、事業成績書並精算書(證憑寫添附)ニ第一號様式ニ依ル所在市町村長ノ實査調査ヲ添へ十二月末日迄ニ知事ニ提出スベシ
- 第七、奨励金ノ交付ヲ受ケタルモノハ其ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ向フ三ヶ年間知事ノ承認ヲ受タルニ非ザレバ設備ヲ讓渡シ又ハ其ノ用途ヲ變更スルコトヲ得ズ
- 第八、左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ知事ハ奨励金ノ指令ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル奨励金ノ一部若クハ全部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ
  - (一) 本要項ニ違反シタルトキ
  - (二) 奨励金交付ノ條件ニ違反シタルトキ
  - (三) 事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ
  - (四) 支出額ガ豫算額ニ達セザルトキ

#### 第一號様式

#### 實査調査書

- 一、施設ノ種別 (簡易厩肥舎 又ハ畜舎改造)
- 一、申請人 住所 氏名

一、施設概要

設置建坪 又ハ施設面積	基礎コンク リートノ厚サ	周 圍	屋 根	尿 溜	地盤勾配	溝ノ有無
				口徑 尺		
				深サ 尺		
				厚サ 尺		

一、竣工年月日  
一、所要經費 圓  
一、實査年月日  
右實査候處前記ノ通相違無之候  
年 月 日

知 事 宛

郡

町長 氏

名 印

備考 施設概要中周圍並ニ屋根ハ簡易厩肥舍ニノミ記入ノコト

東 京 府

厩肥ノ生産利用奨励要綱

- 一、知事ハ厩肥ノ生産利用ノ増進ヲ促ス爲メ本要綱ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ奨励金ヲ交付ス
- 二、奨励金ハ簡易厩肥舍ノ設置費用ニ對シ之ヲ交付ス
- 三、奨励金ノ金額ハ前號費用ノ三分ノ二以内トス
- 四、奨励金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ申請書ニ左ニ掲グル書類ヲ添附シ十一月二十日迄ニ知事ニ之ヲ提出スベシ

(一) 設計要領書

(二) 收支豫算書

(三) 繫養家畜ノ種類別頭數

(四) 耕地面積(田畑ノ別)

前項ノ書類ノ外知事ニ於テ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ

五、奨励金ノ交付ノ指令ヲ受ケタル者前號ノ書類ニ記載シタル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘムトスルトキハ知事ノ認可ヲ受ケルベシ

六、奨励金ノ交付ヲ請求セムトスルトキハ事業ノ完了後請求書ニ精算書及證憑書類寫ヲ添付シ知事ニ之ヲ提出スベシ

七、奨励金ハ知事ニ於テ必要ナル調査又ハ検査ヲ爲シタル後之ヲ交付ス

八、奨励金ノ交付ヲ受ケテ設置又ハ改造シタル建物及工作物ハ奨励金ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ五ケ年間知事ノ認可ヲ受ケタルニ非サレバ之ヲ讓渡シ又ハ其ノ用途ヲ變更スルコトヲ得ズ

九、奨励金交付ノ指令ヲ受ケタル者又ハ奨励金ノ交付ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ知事ハ奨励金交付ノ指令ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル奨励金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ

(一) 本要綱ノ規定ニ違反シタルトキ

(二) 奨励金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

(三) 事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ

(四) 支出額ガ豫算額ニ比シ著シク減少シタルトキ

神 奈 川 縣

簡易厩肥堆積場設置補助金交付ノ件 (都市農會長宛 經濟部長通牒)

別紙要項ニ依リ標記補助金交付相成候條御部内ニ御示達ノ上適當ナル農家 戸御選定來ル 月 日迄ニ貴會經由申請書ヲ提出セシメラレ度此段及通牒候也

簡易厩肥堆積場設置補助金交付要項



- 一、補助金額 一ヶ所 十二圓宛
- 一、補助金交付條件
  - (一) 申請者ノ資格
    - 有畜農業經營農家ニシテ郡市農會長ノ選定ニカ、ルモノ
  - (二) 建設上ノ條件
    - 別紙設計書例參照ノコト(省略)
- 一、申請手續
  - 補助金ノ交付ヲ受ケムトスルモノハ申請書ニ飼養家畜禽頭羽數調及設計書ヲ添附シ昭和 年 月 日迄ニ郡市農會經由知事ニ提出シ承認ヲ受クルコト

### 新潟縣

#### 簡易厩肥舍設置並畜舎改造費補助金交付要項

- 第一、補助金ハ簡易厩肥舍ノ設置又ハ厩肥ノ生産利用ニ供スル爲行フ畜舎ノ改造ニ要スル費用ニ對シ之ヲ交付ス
- 第二、補助金ハ前項ノ設置又ハ改造ニ要スル費用ノ三分ノ二以内トシ竣工検査ノ上決定ス
- 第三、補助金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ第一號様式ニ依リ毎年二月二十日迄ニ申請書ヲ知事ニ差出スコト
- 第四、補助金交付ノ指令ヲ受ケタル者ハ左ノ事項ヲ遵守スルコトヲ要ス
  - 一、事業計畫書ニ記載セル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘムトスルトキハ知事ノ承認ヲ受クルコト
  - 二、補助金ノ交付ヲ受クベキ建物、工作物ハ知事ノ指定シタル期間迄ニ完成シ第二號様式ニ依ル完成報告書ヲ知事ニ差出スコト
  - 三、補助金ノ交付ヲ受ケタル建物、工作物ハ其ノ年度ヨリ三ヶ年間其ノ用途ヲ變更シ又ハ之ヲ他ニ讓渡スルコトヲ得ス但シ特別ノ事由ニ依リ知事ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス
  - 四、前號ノ期間内ニ於テ災害其ノ他ノ事由ニ依リ建物、工作物滅失シ又ハ大ナル破損ヲ生ジ其ノ用ニ供スルコト能ハサルトキハ遲滞ナク其ノ旨届ケ出スルコト

- 第五、左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ知事ハ補助金交付ノ指令ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル補助金ノ全部若クハ一部ヲ返還セシムルコトアルベシ
  - 一、本要項ニ違反シタルトキ
  - 二、事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ
  - 三、補助金交付ノ條件ニ違反シタルトキ
- 第六、本要項ニ關スル書類ハ所轄支廳長又ハ市町村長ヲ經由スルコトヲ要ス
  - 第一號様式 (不用文字抹消スルコト)

簡易厩肥舍設置並畜舎改造費補助金交付申請書  
 昭和何年度ニ於テ簡易厩肥舍設置(畜舎改造)致シ度候ニ付補助金交付相成度別紙事業計畫書相添へ此段及申請候也  
 年 月 日

郡 市 町 村 大字 番地  
 何 某 印

- 新潟縣知事 何 某 殿
- 事業計畫書 (別紙トナスコト)
- 一、事業施行者 住所氏名
  - 二、設置或ハ改造ノ場所(郡市町村大字番地)
  - 三、事業施行者ノ家畜種類別飼養頭數
  - 四、畜舎改造ニ在リテハ既設建物ノ構造及坪數
  - 五、簡易厩肥舍設置或ハ畜舎改造ノ設計書及設計圖(各別紙トスルコト)
  - 六、經費内譯書(別紙トナスコト)
- 第二號様式 (不用文字抹消スルコト)

簡易厩肥舍設置並畜舎改造完成報告書  
 昭和何年何月何日附新潟縣指令農第何號ヲ以テ補助金交付方御指令相成候簡易厩肥舍設置(畜舎改造)ハ何月何日完成候ニ付補助金御交付相成度別紙經費決算書相添へ此段及報告候也

年 月 日

新潟縣知事 何 某殿  
市 郡 町 大字 番地  
村 何 某 印

經費決算書(別紙トナスコト)  
一金何圓何拾何錢也  
決 算 高  
内 譯  
(可成の詳細記入スルコト)

### 富 山 縣

#### 厩肥生産利用獎勵要項

- 一、獎勵金ハ有畜農業ニ關スル組合(畜産實行組合ヲ含ム)員ニシテ厩肥ノ生産利用ヲ合理化ナラシムル目的ヲ以テ各種畜舎床ノ改造費又ハ畜舎附設尿溜ノ設置費ニ對シ其ノ經費ノ三分ノ二以內ニ於テ一ヶ所六圓ヲ限度トシテ交付ス但シ交付箇所ハ一組合ニケ所以内トス
- 二、獎勵金ノ交付ヲ受クベキ畜舎床ノ改造及尿溜ノ附設ハ左ノ標準ニ據ルコト
  - イ、畜舎床ハ一ヶ所三坪以上三寸以上ノ「コンクリート」張ニ改造シ糞尿ノ流出及取扱ニ便ナル様適度ノ傾斜ヲ設クルコト
  - ロ、尿溜ハ畜舎ニ附設シ二十石入ノ「コンクリート」作リトスルコト
- 三、獎勵金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ別記様式ノ申請書ニ左記書類ヲ添附シ其ノ所屬組合ニ於テ順位ヲ附シタル副申ヲ添ヘ町村役場ヲ經由シ知事ニ提出スルコト
- イ、事業計畫書
- ロ、改造費又ハ設置費ノ明細書

畜舎改造獎勵金交付申請書  
厩肥ノ生産利用ヲ合理的ナラシムル爲別紙事業計畫書ニ依リ(畜舎ノ改造)致度候條 月 日附農産第 號通牒ニ依リ獎勵金交付相成度經費明細書相添ヘ此段及申請候也

年 月 日

知 事 宛  
市 郡 町 字  
何々組合員 何 某 印

- 樣 式
- 一、改造セムトスル畜舎ノ種別坪數
  - 二、改造畜舎又ハ附設尿溜ノ別及所在地
  - 三、工事ノ着手及竣工豫定月日
  - 四、簡單ナル設計書及設計略圖

#### 要 項

- 一、獎勵金ハ畜産ニ關スル組合員ノ行フ簡易厩肥舎ノ設置費ニ對シ其ノ三分ノ二以內ニ於テ五十圓ヲ限度トシテ交付スルコト
- イ、簡易厩肥舎ハ間口奥行共二間以上ニシテ建坪四坪以上タルコト
- ロ、高サハ一丈以上ニシテ床ハ厚サ三寸以上ノ「コンクリート」張トスルコト
- ハ、厩肥舎ノ三側面ハ床ヨリ二尺以上「コンクリート」張トスルコト
- ニ、右ノ外厩肥ノ堆積及搬入出ニ便ナル様設備ヲナスコト
- 二、獎勵金交付申請者ヨリ左ノ事項ヲ記載シタル書類ヲ添附シタル申請書ヲ町村役場經由提出セシムルコト
- (一) 事業計畫書
- (二) 經費明細書
- (三) 設計書圖面
- (四) 設置者ノ所屬組合名及飼養家畜數等參考トナルベキ事項ヲ記載シタル書類

石川縣

時局匡救農林事業獎勵規程 (昭和七年九月三十日縣令第三十八號ヲ昭和八年一月二十六日石川縣令第六十一號ヲ以テ改正)

第一章 總則

第一條 時局匡救農林事業ノ爲本規程ノ定ムル所ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス

第二條 獎勵金ハ左ニ掲グル費用ニ對シ之ヲ交付ス

一、省 略

二、自給肥料改良増産施設ニ要スル費用

三、省 略

四、同 右

五、同 右

六、同 右

七、同 右

第三條 知事ハ獎勵金交付ノ指令ヲ與ヘタルモノニ對シ必要ナル報告ヲ爲サシメ又ハ事業施行ノ狀況若クハ關係經費ノ出納ニ付検査シ其ノ他監督上必要ナル指示ヲ爲スコトアルヘシ

第四條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者事業ノ計畫ヲ變更セントスルトキハ知事ノ認可ヲ受クヘシ 但シ重大ナラザル變更ハ此ノ限ニアラス

事業ヲ中止シタルトキハ事由ヲ具シ遲滞ナク其ノ旨知事ニ届出ツヘシ

第五條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外事業終了後三十日以内ニ左ノ書類ヲ知事ニ提出スヘシ

一、事業ノ收支精算書

二、事業成績書

第六條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ知事ハ獎勵金交付ノ指令ヲ取消シ又ハ獎勵金額ヲ減少シ若ハ既ニ交付シタル獎勵金ヲ還付セシムルコトアルヘシ

一、獎勵金ノ交付ヲ受ケタル事業ノ經費支出カ豫算額ニ比シ減少シタルトキ  
二、事業施行ノ方法適當ナラス又ハ其ノ成績著シク不良ナルトキ  
三、本規程ニ違反シタルトキ  
四、獎勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ  
五、其ノ他不都合ノ所爲アリタルトキ又ハ其ノ虞アリト認ムルトキ

第七條 本規程ニ依リ知事ニ提出スヘキ書類ハ所轄市役所町村役場ヲ經由シ更ニ桑園整理改植ニ付テハ關係取締所支所、木炭竈築設ニ付テハ關係木炭検査所ヲ經由スヘシ

第二章 省 略

第三章 自給肥料改良増産

第十二條 獎勵金ハ左ニ掲グル事業ヲ行フ場合ニ之ヲ交付ス

一、省 略

二、同 右

三、同 右

四、簡易厩肥舎又ハ簡易厩肥堆積場ヲ建設スルトキ

第十三條 獎勵金ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ交付ス

一、省 略

二、同 右

三、第十二條第四號ニ該當スル施設ニ在リテハ其ノ費用ノ三分ノ二以内

四、省 略

五、同 右

第十四條 獎勵金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ申請書ニ左ニ掲グル書類ヲ添附シ毎年二月末日迄ニ知事ニ提出スヘシ

一、事業計畫書 (様式第五號)

二、收支豫算書 (様式第三號)

第十五條 省 略

第十六條 第十二條第二號及第四號ニ依ル施設物ノ構造ハ左記標準ニ依ルヘシ (省略)

様式省略

福井縣

厩肥ノ生産改良獎勵規程 (昭和十一年十月五日)

(福井縣告示第五〇四號)

第一條 厩肥ノ生産改良ヲ獎勵スル爲本規程ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス

第二條 獎勵金ハ農業ニ従事スル者ニシテ左ノ施設ヲ爲ス者ニ對シ其ノ施設ニ要スル費用ノ二分ノ一以内ヲ交付ス

一、簡易厩肥舎ノ設置

二、厩肥ノ生産改良ニ供スル爲ノ畜舎改造

第三條 獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ左ニ掲グル書類ヲ添附シ毎年四月末日迄ニ知事ニ提出スヘシ

一、事業計畫書

二、收支豫算書

第四條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者前項ノ書類ニ記載シタル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘントスルトキハ知事ノ承認ヲ受ケ

ヘシ

第五條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者其ノ事業完了シタルトキハ遲滞ナク精算書ヲ添附シ獎勵金交付請求書ヲ知事ニ提出ス

ヘシ

第六條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル施設ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三年間知事ノ承認ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ讓渡シ又ハ

其ノ用途ヲ廢止若ハ變更スルコトヲ得ス

第七條 左ノ各號ノ一ニ該當シタルトキハ知事ハ獎勵金交付ノ指令ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル獎勵金ノ全部若ハ一部ノ還付

ヲ命ズルコトアルヘシ

一、本規程又ハ獎勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

二、事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ

第八條 本規程ニ依リ知事ニ提出スヘキ書類ハ市町村長ヲ經由スヘシ

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三條中四月末日トアルハ昭和十一年度ニ限り昭和十一年十月二十日迄トス

山梨縣

厩肥生産利用改善設備獎勵金交付規程 (昭和七年十月二十七日)

(山梨縣令第五十一號)

第一條 厩肥ノ生産利用改善ヲ獎勵スル爲縣ハ本規程ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス

第二條 獎勵金ハ左ニ掲グル事業ノ費用ニ對シ其ノ事業ヲ爲スモノニ之ヲ交付ス

一、簡易厩肥舎ヲ設置スルニ要シタル費用

二、簡易厩肥堆積場ヲ設置スルニ要シタル費用

三、厩肥ノ生産利用ニ供スル爲メ行フ畜舎ノ改造ニ要シタル費用

第三條 獎勵金ハ前條ノ事業ニ要シタル經費ノ三分ノ二以内トス

第四條 獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ事業ノ種類並經費内容ヲ記入シ毎年二月末日迄ニ知事ニ提出スヘシ

第五條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ事業完了後直チニ事業完了届ニ經費精算書ヲ添附シ知事ニ提出スヘシ

第六條 本規程ニ依リ知事ニ提出スヘキ書類ハ市ニアリテハ市農會、町村ニ在リテハ所屬町村農會及郡農會ヲ經由スヘシ

町村農會設立ナキ町村ニ在リテハ町村及郡農會ヲ經由スヘシ

第七條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ既ニ交付シタル獎勵金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命ズ

ルコトアルヘシ

一、本規程ニ違反シタルトキ

二、獎勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

三、事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四條中二月末日トアルハ昭和七年度ニ限り十一月末日迄トス

長野縣

簡易厩肥舍設置補助金交付要項

- 第一、補助金ハ農家個人ガ六坪以上ノ簡易厩肥舍ヲ設置スル場合其ノ費用ノ三分ノ一以內ヲ交付スルモノトス
- 第二、補助金ノ交付ヲ申請セントスル者ハ別記様式第一號ノ申請書ニ設計書（仕様書、經費内譯書）及設計圖ヲ添附シ十一月二十日迄ニ知事ニ提出スルモノトス
- 第三、補助金交付ノ指令ヲ受ケタル者補助金ノ交付ヲ請求セントスルトキハ事業完了後別記様式第二號ノ請求書ニ精算書、證憑書類寫及所轄經濟部出張所長ノ完成證明書ヲ添附シ知事ニ提出スルモノトス
- 第四、補助金ノ交付ヲ受ケテ設置シタル簡易厩肥舍ハ設置後五年間ハ之ヲ讓渡シ又ハ其ノ用途ヲ變更スルコトヲ得ザルモノトス 但シ知事ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 第五、本要項ニ依リ提出スベキ書類ハ所轄經濟部出張所ヲ經由スルモノトス
- 第六、左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ補助金交付ノ指令ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル補助金ノ全部若ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルモノトス

- 一、本要項ニ違反シタルトキ
- 二、補助金交付ノ條件ニ違反シタルトキ
- 三、事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ

様式第一號

簡易厩肥舍設置補助金交付申請書

昭和十一年度ニ於テ簡易厩肥舍設置致度候條補助金交付相成度關係書類相添此段及申請候也

年 月 日 市 郡 町 大字 氏 名 印

長野縣知事 近 藤 駿 介 殿

様式第二號

簡易厩肥舍設置補助金交付請求書

一金 圓也

但シ

年 月 日 長野縣指令農第 號ヲ以テ御指令相成候簡易厩肥舍別紙ノ通完成致候條補助金御交付相成度關係書類相添此段及請求候也

年 月 日 市 郡 町 大字 氏 名 印

長野縣知事 近 藤 駿 介 殿

岐 阜 縣

厩肥ノ生産利用獎勵金交付要項

- 第一、獎勵金ハ市町村、畜産組合、郡市町村農會、産業組合、農事實行組合、養蠶實行組合共ノ他知事ニ於テ適當ト認ムル法人又ハ組合ノ左ニ掲グル費用ニ對シ之ヲ交付ス
    - 一、簡易厩肥舍若ハ簡易厩肥堆積場ノ設置
    - 二、厩肥ノ生産利用ニ供スル爲行ヲ畜舍ノ改造
  - 第二、獎勵金ノ交付標準ハ第一ニ掲グル費用ノ三分ノ二以內ニシテ一ノ場合ハ一戸二十圓以內、二ノ場合ハ一戸十圓以內一團體三百圓ヲ限度トシ團體員ノ内現ニ家畜ヲ飼養スル者七人以上各個ニ設置又ハ改造ヲ爲ス場合ニ限ルモノトス
  - 第三、獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ事業計畫書及收支豫算書ヲ添附シ毎年二月末日（昭和七年度ニ限リ二月十五日）迄ニ知事ニ之ヲ提出スルモノトス
    - 日）迄ニ知事ニ之ヲ提出スルモノトス
    - 法人ニ非ザル團體ニ在リテハ前項書類ノ外當該團體ノ規約及團體員名簿ヲ添附シ其ノ代表者ヨリ申請書ヲ提出スルモノトス
- 前二項ノ書類ノ外知事ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ

- 第四、第三ニ依リ提出スベキ事業計畫書ニハ設備別ニ其ノ位置、設置又ハ改造スベキ者ノ住所氏名別家畜ノ種類及頭數設計仕様書及圖面、設計工事費ノ内譯ヲ記載スルモノトス
- 第五、獎勵金ノ交付ヲ申請シタル者獎勵金交付ノ指令前申請書ニ記載シタル事項ニ變更ヲ加ヘタルトキハ遲滯ナク知事ニ届出ヅルモノトス
- 第六、獎勵金交付ノ指令後ニ於テ申請書ニ記載シタル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘントスルトキハ知事ノ承認ヲ受クルヲ要ス獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者獎勵金ヲ請求セントスルトキハ請求書ニ左ニ掲グル書類ヲ添附シ知事ニ提出スルモノトス
- 一、設置又ハ改造ニ要シタル經費ノ精算書
- 二、設置又ハ改造費ノ證書寫
- 第七、獎勵金ノ交付ヲ受ケテ爲シタル設備ハ交付ヲ受ケタル日ヨリ三年間知事ノ承認ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ讓渡シ又ハ其ノ用途ヲ變更スルコトヲ得ズ
- 第八、獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ知事ハ既ニ交付シタル補助金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルモノトス
- 一、本要項ノ規定ニ違反シタルトキ
- 二、獎勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ
- 三、事業ノ施行不適當ト認メタルトキ
- 四、支出額ガ豫算額ニ比シ著シク減少シタルトキ

### 靜岡縣

#### (一) 簡易厩肥堆積場設置補助金交付要項

- 一、厩肥生産利用ノ改善ヲ圖ル目的ヲ以テ簡易厩肥堆積場ヲ設置セムトスル者ニ對シ本年度豫算ノ範圍内ニ於テ設置費ノ三分ノ二ニシテ一棟ニ付三十圓以内ノ補助金ヲ交付ス
- 二、補助金ハ左ノ條項ヲ具備セルモノ一戸ニ付一棟ヲ限り之ヲ交付ス

- (一) 建坪ハ三坪以上ナルコト
- (二) 現ニ厩肥舍又ハ厩肥堆積場ヲ所有セザルコト
- (三) 現ニ家畜ヲ飼養スル農業者ナルコト
- (四) 現ニ五段歩以上ヲ耕作スルコト
- 三、補助金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ第一號様式ニ依ル申請書ヲ昭和十二年十二月十五日迄ニ知事ニ提出シ其ノ承認ヲ受ケベシ
- 四、補助金交付ノ承認ヲ受ケタル者ハ指定シタル期限内ニ施設ヲ完了シ第二號様式ニ依ル請求書ニ仕拂證書寫ヲ添附シ知事ニ提出スベシ
- 五、補助金ノ交付ヲ受ケテ設置シタル建物及工作物ハ補助金ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三年間知事ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ讓渡シ又ハ其ノ用途ヲ變更スルコトヲ得ズ
- 六、補助金ノ交付ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ知事ハ補助金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ
- (一) 本要項ニ違反シタル時
- (二) 補助金交付ノ條件ニ違反シタルトキ
- (三) 事業施行方法不適當ト認メタルトキ
- 七、本要項ニ依リ知事ニ提出スベキ書類ハ必ず郡農會ヲ經由スベシ

#### 簡易厩肥堆積場設置補助金交付申請書

- 一、設置ヲ必要トスル理由
- 二、設置内譯

坪	數	坪	當	單	價	設置ニ用スル費用

- 三、設計要領書(位置、工費内譯書、仕様書及圖面)別紙添付
- 四、農業經營現況

牛	馬	豚	緬羊	山羊	羊	田	畑	耕作面積計

前記ノ通簡易厩肥堆積場設置致度候條簡易厩肥堆積場設置補助金交付要項ニ依リ補助金御交付相成度此段及申請候也

年 月 日

住所

市 郡

町 字

番地 名印

知 事 宛

(第二號様式)

簡易厩肥堆積場設置補助金交付請求書

- 一、設置完了 年 月 日
- 二、設置費精算及補助金交付請求額

坪	數	坪 當 單 價	設置ニ要シタル費用	補助金交付請求額

昭和何年何月何日御承認ノ簡易厩肥堆積場前記ノ通設置完了候條御検査ノ上補助金御交付相成度此段及請求候也

年 月 日

住所

市 郡

町 字

番地 名印

知 事 宛

(一) 畜舎改造補助金交付要項

一、畜舎ノ合理的構造ヲ圖ル目的ヲ以テ畜舎ノ改造ヲ行ハムトスル者ニ對シ本年度豫算ノ範圍内ニ於テ左ノ如ク畜舎ノ改造補助金ヲ交付セントス

牛舎又ハ厩舎改造費十二圓ノ三分ノ二ニシテ一棟八圓以内トス

羊厩舎改造費六圓ノ三分ノ二ニシテ一棟四圓以内トス

二、補助金ハ左ノ條項ヲ具備セルモノ一戸一棟ヲ限リ之ヲ交付ス

(一) 厩舎又ハ羊厩舎ナルコト

(二) 建坪ハ厩舎四坪羊厩舎一、五坪以上ナルコト

(三) 現ニ土間床ニシテ混泥土叩キ土間床ニ改造セムトスル者

三、補助金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ第一號様式ニ依ル申請書ヲ昭和十一年十二月十五日迄ニ知事ニ提出シ其ノ承認ヲ受クベシ

四、補助金交付ノ承認ヲ受ケタル者ハ指定シタル期限内ニ施設ヲ完了シ第二號様式ニ依ル請求書ニ仕拂證憑書ヲ添附シ知事ニ提出スベシ

五、補助金ノ交付ヲ受ケテ改造シタル厩舎又ハ羊厩舎ハ補助金ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三年間知事ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ讓渡シ又ハ其ノ用途ヲ變更スルコトヲ得ズ

六、補助金ノ交付ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ知事ハ補助金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ

(一) 本要項ニ違反シタルトキ

(二) 補助金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

(三) 事業施行方法不適當ト認メタルトキ

七、本要項ニ依リ知事ニ提出スベキ書類ハ必ず畜産組合ヲ經由スベシ

(第一號様式)

畜舎改造補助金交付申請書

一、改造ヲ必要トスル事由

二、改造費内譯

畜舎改造補助金交付申請書

一、改造ヲ必要トスル事由

二、改造費内譯

畜舍種類	坪	數	坪當單價	改造ニ要スル費用
------	---	---	------	----------

三、設計要領書(位置、工費内譯書、仕様書及圖面)別紙添付  
四、農業經營現況

乳牛	家畜飼養頭數	飼	養	頭	數
		羊	山	羊	計

前記ノ通畜舍改造致度候條畜舍改造補助金交付要項ニ依リ補助金御交付相成度此段及申請候也

静岡縣 市郡 町字 番地 氏村 名印

知事宛

(第二號様式)

畜舍改造補助金交付請求書

一、改造完了 年月日  
一、改造費精算及補助金交付請求額

畜舍種類	坪	數	坪當單價	改造ニ要シタル費用	補助金交付請求額
------	---	---	------	-----------	----------

昭和 年 月 日 御承認ノ畜舍改造前記ノ通り完了候條御検査ノ上補助金御交付相成度此段及請求候也

静岡縣 市郡 町字 番地 氏村 名印

知事宛

愛知縣

有畜農業獎勵規程(昭和七年十月改正 昭和八年三月二十八日 縣令第七十八號 縣令第二十七號)

第一條 有畜農業ノ普及發達ヲ圖ル爲本令ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス

第二條 獎勵金ハ左ニ掲クル場合ニ於テ當該團體ノ施設ニ要スル費用ニ對シ之ヲ交付ス 但シ其ノ費用ニ對シ別ニ縣ヨリ獎勵金補助金又ハ助成金ノ交付ヲ受クヘキ場合ハ此ノ限ニ在ラス

一、省略

二、同右

三、家畜ヲ飼養スル農家ガ厩肥利用上畜舍ノ改造ヲ行フ場合

第三條 獎勵金ノ額ハ前條第一項第一號ニ對スルモノニアリテハ其ノ費用ノ三分ノ一以内同條第一項第三號ノ施設ニ對スルモノニアリテハ其ノ費用ノ三分ノ二以内トシ同條第一項第二號ノ施設ニ對スルモノニアリテハ其ノ費用ノ範圍内トス

第四條 獎勵金ノ交付ヲ受ケムトスルモノハ申請書ニ左ニ掲クル書類ヲ添附シ毎年三月末日迄ニ知事ニ提出シ其ノ承認ヲ受クヘシ

一、事業計畫書

二、事業ニ關スル收支豫算書

第二條 第一項第一號ノ土地ノ整備又ハ建物工作物若ハ器具機械ノ設置ニ對スル獎勵金交付申請書ニハ前項ノ書類ノ外其ノ設置ノ要領書ヲ添付スヘシ

前二項ノ書類ノ外知事ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命スルコトアルヘシ

第五條 獎勵金交付ノ承認ヲ受ケタルモノ第四條ノ書類ニ記載シタル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘムトスルトキハ知事ノ承認ヲ



受クヘシ

第六條 獎勵金交付ノ承認ヲ受ケタルモノハ速ニ施設ヲ完了シ又ハ完了セシメ獎勵金交付願ニ第二條第一項第一號ノ場合ハ精算書ヲ同條第一項第二號ノ場合ハ其ノ事業成績書ヲ添附シ知事ニ提出スヘシ

第七條 省 略

第八條 同 右

第九條 知事ハ獎勵金交付ヲ承認シ若ハ交付シタル團體ニ對シ必要ト認ムル事項ヲ命令シ又ハ隨時吏員ヲ派遣シテ其ノ設置シ若ハ設置セシメタル家畜ノ検査又ハ設備ノ調査ヲナサシムルコトアルヘシ

第十條 獎勵金交付ノ承認ヲ受ケタルモノ又ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタルモノ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ知事ハ獎勵金交付ノ承認ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル獎勵金ノ全部若ハ一部ノ還付ヲ命スルコトアルヘシ

一、本規程ニ違反シタルトキ

二、獎勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

三、事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ

四、支出額カ豫算額ニ比シ著シク減少シタルトキ

五、第九條ノ命令ニ違反シ又ハ吏員ノ検査若ハ調査ヲ拒ミタルトキ

附 則

本令ハ昭和八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正十二年縣令第二十四號農用牛馬購入補助規程ハ之ヲ廢止ス

前項ノ農用牛馬購入補助規程ニ依リ補助金交付ノ申請書ヲ差出シ又ハ補助金ノ交付ヲ受ケタル者ハ本規程ニ依リ獎勵金交付ノ申請ヲ爲シ又ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタルモノト看做ス

第四條中三月末日迄トアルハ昭和八年度ニ限リ六月末日迄トス

有畜農業獎勵規程ニ關スル件 (昭和八年三月二十八日農第三九九號各市町村長、各郡市農會長、各畜産組合長宛内務部長通牒)

昭和八年三月二十八日附縣令第二十七號ヲ以テ有畜農業獎勵規程改正相成候處右ハ本縣ニ於ケル農業及畜産ノ現況ニ鑑ミ徹底的ニ本縣農家ノ有畜化ヲ圖リ農業經營ノ改善並畜産ノ合理的發達ヲ期スル爲從來ノ有畜農業團體ノ共同施設ヲ獎勵スル外新ニ各農家ニ於ケル農用牛馬ノ設置、埋草窖及厩肥舍ノ設置並畜舍ノ改造ヲ獎勵セムトスルモノニ有之候條本事業ノ達成上特ニ御留意相成度尙規程ノ實施ニ付テハ左記事項御了知相成度此段及通牒候也

記

第一、第二條ニ關スル事項

一、省 略

二、同 右

三、獎勵金ヲ交付スル施設事業

(一) 省 略

(二) 同 右

(三) 第二條第一項第三號ノ施設ニアリテハ厩肥利用上不適當ト認メラルル畜舍ノ床ヲ「コンクリート」又ハ石、煉瓦ニ改造シ且ツ尿溜ヲ設クルニ要スル費用ニ對シ之ヲ交付ス

(四) 省 略

第二、第四條ニ關スル事項

(一) 省 略

(二) 第二條第一項第二號ノ施設事業ヲ行フ場合ニ在リテハ事業計畫書ニ左ノ事項ヲ記載スルコト

1 省 略

2 計畫事項

イ、省 略

ロ、第二條第一項第二號(二)(三)及(四)ニ付テハ其ノ獎勵ニ依リ埋草窖又ハ厩肥舍ノ設置若ハ畜舍ノ改造ヲ爲ス者ノ市町村別人員、基數又ハ棟數及設置ニ要スル費用共ノ他參考トナルヘキ事項

(三) 省 略

第三、第六條ニ關スル事項

第六條ノ獎勵金交付願ニ添附スヘキ精算書ニハ建物、工作物若ハ器具機械ノ設置又ハ購入ニ要シタル費用ノ證憑書類寫ヲ

土地ノ借入ニ在リテハ其ノ借入費ノ證憑書類寫ヲ家畜家禽ノ購入ニ在リテハ其ノ購入代金ノ證憑書類寫ヲ添附シ事業成績書ニハ農用牛馬ノ設置獎勵ニ在リテハ其ノ斡旋狀況及購買員氏名ノ外牛馬別ニ様式第一號ニ依リ各事項ヲ埋草窖若ハ厩肥舍ノ設置獎勵又ハ畜舍ノ改造獎勵ニアリテハ各施設別ニ様式第二號ニ依リ各事項ヲ記載スルコト

第四、省 略

様式  
第一號 省略  
第二號

埋草厩肥舍設置事業成績表

設備者ノ住所氏名	設備ノ別	基礎數又ハ棟數	大サ(内徑及深サ)又ハ坪數	設備ニ要シタル費用	設備完了年月日	補助金交付見込額	其ノ他參考トナルベキ事項

第三號

厩肥利用畜舎改造獎勵金交付申請書

左記計畫ノ通厩肥利用畜舎改造實施致度候條獎勵金交付相成度有畜農業獎勵規則第二條ニ依リ此段及申請候也

昭和 年 月 日

住所

氏

名

印

愛知縣知事 殿  
記

計	設備		要領		家畜飼養頭數		摘要
	棟數	坪數	材料數量	單價價額	種類	頭數	

資格事項

- 一、耕地反別 畑田
  - 二、所有反別 畑田
  - 三、本施設ニ關シ獎勵金ヲ受ケタルコトノ有無
- 昭和 年 月 日

住所

氏

名

愛知縣知事

殿

右相違無キコトヲ證明ス

昭和 年 月 日

市町村長 印

三 重 縣

厩肥ノ生産利用獎勵ニ對スル補助金交付要項

- 一、補助金ハ厩肥ノ生産利用ニ供スル爲行フ畜舎ノ改造並簡易厩肥堆積場ノ新設ニ要スル費用ニ對シ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ之ヲ交付ス
- 二、畜舎ノ改造並簡易厩肥堆積場ノ新設ハ概ネ左ノ標準ニ依ルベシ
  - (イ) 畜舎ノ改造
    - 一、畜舎ノ地盤ヲ不滲透質ニ改造スルコト
    - 二、畜舎内ノ床面ヲ周圍ノ地盤ヨリ稍々高キ程度ニ改造スルコト
    - 三、畜舎内床ノ後方ニ尿溝ヲ設ケ畜舎外ニ尿溜ヲ設置スルコト
  - (ロ) 簡易厩肥堆積場ノ新設
    - 一、別紙圖面(省略)ノ通りノ設計ニ依リ床壁ハ不滲透質ヲ以テスルコト

- 二、床内後壁下方ニ汚水溝ヲ設ケ舍外地下ニ溜壺ヲ設クルコト
- 三、補助金ハ前項ノ施設ニ要シタル費用ノ三分ノ二以内トス
- 四、補助金ノ交付ヲ受ケントスルモノハ申請書ニ畜舎改造又ハ簡易厩肥堆積場ノ新設計畫書、收支豫算書及圖面ヲ添附シ月末日迄ニ知事ニ提出スベシ
- 五、補助金ノ交付指令ヲ受ケタル者前項ノ添附書類ニ記載シタル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘントスルトキハ知事ノ承認ヲ受クベシ
- 六、補助金ノ交付指令ヲ受ケタルモノハ指定ノ期間内ニ工事ヲ完成シ工事竣工届請求書及收支精算書ニ證據書寫ヲ添附シ知事ニ提出スベシ
- 七、獎勵金ノ交付ヲ受ケタルモノハ其ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ二年間毎年度ノ事業成績ヲ其ノ年度終了後遅滞ナク知事ニ報告スベシ
- 八、獎勵金ノ交付ヲ受ケタルモノハ其ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ二年間知事ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ設備ヲ讓渡シ又ハ其ノ用途ヲ變更スルコトヲ得ズ
- 九、本要項ニ依リ提出スル書類ハ所屬畜産組合ヲ經由スベシ
- 十、補助金ノ交付ヲ受ケタルモノ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ補助金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ
  - (一) 本要項ニ違反シタルトキ
  - (二) 工事ノ方法不適當ト認メタルトキ
  - (三) 支出額ガ補助金ニ比シ減少シタルトキ

### 滋 賀 縣

#### 厩肥生産改良補助要項

- 第一、厩肥ノ生産改良ノ普及ヲ圖ル爲本要項ニ依リ本年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス
- 第二、補助金ハ左ニ掲グル場合ニ於テ其ノ施設ニ要スル費用ニ對シ之ヲ交付ス
  - 一、有畜農業ヲ營ム者ニ於テ簡易厩肥堆積場ヲ設置スル場合

- 二、有畜農業ヲ營ム者ニ於テ厩肥ノ生産改良ニ供スル爲畜舎ノ改造ヲ行フ場合
- 第三、補助金ハ前項各號ノ施設ニ要スル費用ノ三分ノ二以内トス
- 第四、補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ左ニ掲グル書類ヲ添附シ本年十月三十一日迄ニ知事ニ提出スベシ
  - 一、事業計畫書(別記ノ通)
  - 二、設計要領書(位置、仕様書、設計圖、工費内譯)
  - 三、收支豫算書
    - 前三號ノ書類ノ外知事ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ
  - 第五、補助金交付ノ指令ヲ受ケタル者前項ノ書類ニ記載シタル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘントスルトキハ知事ノ承認ヲ受クベシ
  - 第六、補助金交付ノ指令ヲ受ケタル者補助金ノ交付ヲ請求セントスルトキハ事業完了後請求書ニ精算書ヲ添附シ知事ニ提出スベシ
  - 第七、本要項ニ依リ知事ニ提出スベキ書類ハ當該畜産組合ヲ經由スベシ
  - 第八、補助金交付ノ指令ヲ受ケタル者又ハ補助金ノ交付ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ知事ハ補助金交付ノ指令ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル補助金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ
    - 一、本要項ニ違反シタルトキ
    - 二、補助金交付ノ條件ニ違反シタルトキ
    - 三、事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ

#### 附 記

- 厩肥生産改良補助要項第四ノ第一號ノ事業計畫書ニ記載スベキ事項左ノ如シ
  - 一、申請者ノ農業經營ノ概況
    - 地目別耕地面積
    - 主ナル作物並其ノ栽培面積
    - 家畜ノ種類並頭數
  - 購入肥料ノ種類別數量並金額(昭和十年分)
  - 二、簡易厩肥堆積場ノ設置及畜舎ノ改造ヲ必要トスル事由並其ノ利用方法

現在ニ於ケル厩肥舎ノ有無  
現在ニ於ケル厩肥生産處理方法  
新設厩肥堆積場ニ依ル厩肥生産見込數量並畜舎改造ニ依ル尿ノ分離見込數量  
作物別施用見込數量(厩肥及尿)

### 京 都 府

厩肥ノ生産利用獎勵ニ關スル件 (昭和八年十二月一日八農第一四七)  
(五號畜産組合長市郡農會長宛通牒)

農家ニ於ケル厩肥ノ生産並ニ其ノ取扱ヲ合理的ナラシメ之ガ利用ヲ増進スルハ農産物生産費ノ低減、地力ノ維持向上ヲ圖リ  
農業經營ノ改善ニ資スルト共ニ畜産振興上極メテ緊要ナル事項ニ有之候ニ付テハ今般右施設ヲ爲ス場合別紙要項ニ依リ之ガ經  
費ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ補助金交付可相成候條可然御配意相成度尙右施設ハ豫算ノ關係モ有之自力ヲ以テハ之ガ改良設備  
ヲ爲シ難キ有畜農家ニシテ經濟更生指定町村ニ在住スル者ヲ優先的ニ助成可致趣旨ニ有之候條御了知相成度右通牒候也  
追テ貴部内ニ對スル本年度補助金交付見込額ハ別紙ノ通ニ付御了知相成度

#### 第一、目的

厩肥ノ生産並其ノ取扱ヲ合理的ナラシメ之ガ利用價值ヲ増進シテ農産物生産費ノ低減ト地力ノ維持向上ヲ圖リ以テ農業經  
營ノ改善ニ資セントス

#### 第二、補助金ノ交付

第一ノ目的ヲ達スル爲左ノ設備ヲ爲ス者ニ對シ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス 但シ其ノ費用ニ對シ別ニ國庫  
ヨリ獎勵金、補助金又ハ助成金ノ交付ヲ受クベキ場合ハ此ノ限ニ在ラズ  
(一) 不滲透質材料ヲ以テスル畜舎ノ床、尿溝及尿溜ノ改造  
(二) 廣サ六平方メートル(内法)以上ニシテ床及汚水溜ハ不滲透質材料ヲ以テスル簡易厩肥堆積場ノ設置  
補助金ハ前項各號所要經費ノ三分ノ二トシ一箇所ニ對シ(一)ニ在リテハ十二圓(二)ニ在リテハ十圓ヲ超ヘザルモノト  
ス

#### 第三、補助金交付申請手續

(一) 補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ申請書(第一號様式)ニ設備設計書(第二號様式)及經費豫算書(第三號様式)  
ヲ添附シ五月底迄ニ之ヲ知事ニ提出シ承認ヲ受クルモノトス  
(二) 承認ヲ受ケタル設備竣工シタルトキハ遲滞無ク經費精算書ヲ添附シ補助金ノ交付ヲ知事ニ請求スベキモノトス  
第四、補助金交付ニ對スル條件  
(一) 補助金ノ交付ヲ受ケテ設置シタル設備ハ其ノ交付ヲ受ケタル月ヨリ三年間其ノ設備ノ用途ヲ變更スルコトヲ得ズ  
(二) 本要項ニ違反シ又ハ業務施行ノ方法不適當ト認メタルトキハ補助金交付ノ承認ヲ取消シ若ハ既ニ交付シタル補助金  
ノ全部又ハ一部ヲ返還セシムルコトアルベシ  
第五、本要項ニ依リ知事ニ提出スベキ書類ハ畜産組合又ハ郡市農會ヲ經由スベシ

#### 附 則

第三ノ中五月底迄トアルハ昭和八年度ニ限リ十二月二十日迄トス

#### 第一號様式

厩肥ノ生産利用獎勵補助金交付申請書

厩肥ノ生産利用獎勵補助金交付要項ニ依リ左記ノ通設備致度候條補助金交付相成度別紙關係書類相添申請候也

記 畜舎ノ改造 何箇所

(又ハ簡易厩肥堆積場ノ設置 何箇所)

年 月 日

住 所

氏

名 印

知 事 宛

#### 第二號様式

設備設計書

一、畜舎ノ改造(又ハ簡易厩肥堆積場ノ設置)

(一) 位 置 郡市町村番地(畜舎ハ住宅内外ノ別、住宅ヨリノ距離)

(二) 構造仕様(畜舎ノ改造ニ在リテハ既設畜舎ノ構造概要、改造ノ要點、及設計仕様ノ詳細特ニ其ノ廣サ床ノ厚サ汚

水溜ノ構造ヲ詳細記載)

第三號様式

經費豫算書

一、畜舎ノ改造(簡易厩肥堆積場ノ設置)

種目	數量	單價	金額	備考
セメント				
礫				
砂				
甕				
木蓋				
人夫				
計				

大阪府

厩肥ノ生産利用獎勵金交付要項

- 一、厩肥ノ生産利用ヲ獎勵スル爲本要項ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス
- 二、獎勵金ハ左ニ掲グル費用ニ對シ事業費ノ三分ノ二以内ヲ交付ス
  - (一) 簡易厩肥堆積場設置
  - (二) 厩肥ノ生産利用ニ供スル爲行フ畜舎撫床ノ改善
- 三、獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ左ノ書類ヲ添附シ毎年三月末日(昭和七年度ニ限リ昭和八年一月二十日)限リ知事ニ提出スベシ
  - (一) 位 置

- (二) 經費内譯書
- (三) 工事仕様書並圖面
- (四) 工事施行ノ期日
- 四、獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者事業計畫ノ重要ナル部分ヲ變更セントスルトキハ知事ノ承認ヲ受クベシ
- 五、施設事業完成シタルトキハ經費精算書ヲ添へ其ノ旨遲滞ナク知事ニ提出スベシ
  - 獎勵金ハ檢査ノ上之ヲ交付ス
- 六、左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ指令ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル獎勵金ノ全部若クハ一部ノ返還ヲ命ズルコトアルベシ
  - (一) 本要項ニ違反シタルトキ
  - (二) 事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ
  - (三) 支出額ガ豫算額ニ比シ減少シタルトキ
- 七、本要項ニ依リ提出スベキ書類ハ郡市農會ヲ經由スベシ

兵庫縣

獎勵金交付要項

- 一、獎勵金ハ厩肥ノ生産利用上他ノ模範トナルベキ有畜農業經營者ニシテ郡市農會長及畜産組合長合議ノ上推薦ニ依ル者ガ左ニ掲グル施設ヲナス場合ニ對シ之ヲ交付ス
  - (一) 簡易厩肥舎ノ設置ヲ爲ス場合
  - (二) 厩肥ノ生産利用ニ供スル爲行フ畜舎ノ改造並尿溜設備ヲ爲ス場合
- 二、獎勵金ノ額ハ前項ノ施設ニ要スル費用ノ三分ノ二以内トス
- 三、獎勵金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ申請書ニ左ニ掲グル書類ヲ添附シ昭和十年九月三十日迄ニ提出シ知事ノ承認ヲ受クルモノトス
  - (一) 事業計畫書

- (一) 設備ノ要領書
- (二) 設備ニ關スル豫算書
- (三) 其ノ他參考トナルベキ事項
- (四) 獎勵金交付ノ承認ヲ受ケタル者前項添附書類ニ記載シタル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘムトスルトキハ知事ノ承認ヲ受クルモノトス
- 五、獎勵金交付ノ承認ヲ受ケタル者其ノ設備ヲ了シタルトキハ獎勵金交付申請書ニ設備費ノ精算書及支拂證憑書寫ヲ添ヘ之ヲ知事ニ提出スルモノトス
- 六、獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ其ノ交付ヲ受ケタル年度ヨリ三ケ年間毎年度事業成績ヲ翌年六月末日迄ニ知事ニ報告スルモノトス
- 七、獎勵金ノ交付ヲ受ケテ爲シタル設備ハ其ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ滿三ケ年間知事ノ認可ヲ受クルニ非ラザレバ之ヲ讓渡シ又ハ其ノ用途ヲ變更スルコトヲ得ザルモノトス
- 八、獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者又ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ知事ハ獎勵金交付ノ指令ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル獎勵金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルモノトス
  - (一) 本要項ニ違反シタルトキ
  - (二) 獎勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ
  - (三) 事業ノ施行方法不適當ト認めタルトキ
  - (四) 支出額ガ豫算額ニ比シ著シク減少シタルトキ

### 奈良縣

自給肥料改良増産獎勵規程 (昭和七年十月十九日奈良告示第四百三號 昭和八年一月廿五日同第十八號改正)

- 第一條 自給肥料ノ改良増産ヲ獎勵スル爲本規程ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス
- 第二條 獎勵金ハ左ニ掲クル費用ニ對シ之ヲ交付ス
  - 一、省 略
  - 二、省 略
  - 三、同 右
  - 四、同 右
  - 五、同 右
  - 六、簡易厩肥舍若ハ簡易厩肥堆積場ノ設置又ハ厩肥ノ生産利用ニ供スル爲ノ畜舍ノ改造ヲナスタメニ要スル費用
- 第三條 前條ノ獎勵金ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ交付ス
  - 一、省 略
  - 二、同 右
  - 三、同 右
  - 四、同 右
  - 五、同 右
  - 六、第六號ノ費用ニ對シテハ設置費又ハ改造費ノ三分ノ二以内
- 第四條 獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ左ノ事項ヲ記載シタル書類ヲ添附シ毎年四月三十日迄ニ知事ニ提出スベシ
  - 一、事業計畫
  - 二、收支豫算
  - 三、助成金ヲ交付スル場合ニ在リテハ交付ニ關スル規程又ハ交付ノ條件
- 第五條 獎勵金ノ交付ヲ受ケ又ハ獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者前條ノ書類ニ記載シタル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘントスルトキハ知事ノ認可ヲ受クヘシ
- 第六條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ翌年度六月末日迄ニ事業成績書及收支決算書ヲ知事ニ提出スヘシ
- 第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ獎勵金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルヘシ
  - 一、本規程及獎勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ
  - 二、事業施行ノ方法不適當ト認めタルトキ
  - 三、支出額ガ豫算額ニ比シ著シク減少シタルトキ
- 第八條 省 略

附 則

第四條中四月三十日迄トアルハ昭和七年度ニ限リ十一月末日迄トス

## 和歌山縣

### 厩肥生産利用獎勵金交付要項

- 第一、厩肥ノ生産改良獎勵ノ爲毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス
- 第二、獎勵金ハ知事ノ適當ト認ムル農家ニ於テ模範的ニ簡易厩肥舎又ハ簡易厩肥堆積場ノ設置若ハ厩肥ノ生産改良ノ爲ニ行フ厩舎ノ改造ニ要スル費用ニ對シ其ノ三分ノ二以内ヲ交付ス
- 第三、獎勵金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ申請書ニ左ニ掲グル書類ヲ添附シ毎年二月末日迄ニ知事ニ之ヲ提出スヘシ
  - 一、事業計畫書
  - 二、設計要領書
  - 三、經費收支豫算書
- 前項ノ外知事ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ
- 第四、前項ノ事業計畫書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ
  - 一、工事着手並竣工豫定期日
  - 二、建物又ハ工作物ノ設置若ハ改造ヲ必要トスル理由
  - 三、建物又ハ工作物ノ設置豫定地附近ノ見取圖
  - 四、申請者ノ耕作スル田、畑面積並飼養スル家畜、家禽ノ種類、數量
  - 五、申請者居住地方ニ於ケル厩肥ノ生産利用狀況
- 第五、第三ノ設計要領書ニハ仕様書、工費内譯書、圖面ヲ記載スベシ
- 第六、獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタルモノ第三ノ書類ニ記載セル事項ヲ變更セムトスルトキハ豫メ知事ノ承認ヲ受クベシ
- 第七、獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者獎勵金ノ交付ヲ請求セムトスルトキハ事業完了後請求書ニ精算書及仕拂證憑書寫ヲ添附シ知事ニ提出スベシ
- 第八、獎勵金ハ知事ニ於テ必要ナル調査又ハ検査ヲ爲シタル後之ヲ交付ス

第九、獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者又ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ獎勵金交付ノ指令ヲ取消

シ又ハ既ニ交付シタル獎勵金ノ全部若ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ

- 一、本要項ニ違背シタルトキ
  - 二、獎勵金交付ノ條件ニ違背シタルトキ
  - 三、事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ
  - 四、經費支出額ガ豫算額ニ比シ著シク減少シタルトキ
- 第十、本要項ニ依リ知事ニ提出スベキ書類ハ市町村及畜産組合ヲ經由シ尙支廳所轄ノ區域内ニ在リテハ支廳ヲ經由スベシ

## 鳥取縣

### 厩肥生産利用設備獎勵金交付要項

- 一、獎勵金交付ノ主體  
有畜農家ニシテ厩肥ノ生産利用ニ關スル施設ヲナスモノニ對シ獎勵金ヲ交付ス
- 二、厩肥舎及簡易厩肥堆積場ハ一ヶ所ノ坪數四・五坪以上ニシテ別紙圖面(省略)ノ様式ニ準シ設置スルモノ  
厩舎床改造ハ一ヶ所ノ坪數二・二五坪以上ニシテ別紙様式(省略)ニ準シテ實施スルモノ
- 三、獎勵金ノ交付額ハ經費精算額ノ三分ノ二以内トス  
但シ一ヶ所ノ獎勵金交付額ハ厩肥舎ニアリテハ四拾六圓以内、簡易厩肥堆積場ニアリテハ十二圓以内、厩舎床ニアリテハ六圓以内トス
- 四、獎勵金ノ交付ヲ受ケムトスルモノハ二月末日迄ニ所屬畜産組合又ハ郡農會ヲ經テ獎勵金交付申請書ヲ提出スルコト  
右申請書ニハ事業計畫書及收支豫算書ヲ添附シ事業計畫書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコト
  - 一、施設ヲ必要トスル事由及利用方法
  - 二、設計ノ概要(仕様書、工事費内譯書及圖面)
  - 三、設置ノ場所及管理者住所氏名
  - 四、家畜家禽飼養頭數

五、其ノ他參考トナルベキ事項

### 島根縣

#### 厩肥増産畜舎改造獎勵要項

- 第一條 厩肥ノ生産利用ノ増大ヲ圖ラムガ爲畜舎ノ改造ヲ行フ者ニ對シ昭和十一年度ニ於テ豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス
- 第二條 獎勵金ハ左ノ設備ヲ爲ス場合之ニ要スル費用ニ對シ其ノ三分ノ二以内ヲ交付ス
  - 一、床ノ改造
  - 二、尿溜ノ新設又ハ改造
- 第三條 獎勵金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ申請書ニ左ニ掲グル書類ヲ添附シ 月 日迄ニ知事ニ提出スベシ
  - 一、事業計畫書
  - 二、收支豫算書前項ノ書類ノ外知事ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ
- 第四條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ハ事業終了後獎勵金交付請求書ニ精算書、證憑書寫ヲ添附シ知事ニ提出スベシ
- 第五條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ其ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ五年間知事ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ設備ヲ讓渡シ又ハ其ノ用途ヲ變更スルコトヲ得ズ
- 第六條 知事ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ既ニ交付シタル獎勵金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ
  - 一、本要項ニ違反シタルトキ
  - 二、獎勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ
  - 三、事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ
  - 四、支出額ガ豫算額ニ比シ著シク減少シタルトキ
  - 五、指示ニ從ハザルトキ
  - 六、不正ノ行爲アリト認メタルトキ

第七條 本要項ニ依リ知事ニ提出スル書類ハ畜産組合ヲ經由スベシ

### 岡山縣

#### 厩肥生産利用補助要項

- 第一、厩肥ノ生産利用ノ普及ヲ圖ル爲本要項ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス
- 第二、補助金ハ左ニ掲グル場合ニ於テ其ノ施設ニ要スル費用ノ三分ノ二ヲ交付ス
  - (一) 有畜農業ヲ營ム者ニ於テ簡易厩肥舎ヲ設置スル場合
  - (二) 有畜農業ヲ營ム者ニ於テ厩肥ノ生産利用ニ供スル爲畜舎ノ改造ヲ行フ場合
- 第三、補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ左ニ掲グル書類ヲ添附シ毎年三月末日迄ニ知事ニ提出スベシ
  - (一) 事業計畫書
  - (二) 設計要領書
  - (三) 工費内譯書前三號ノ書類ノ外知事ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ
- 第四、補助金ノ交付ヲ受ケタル者前項各號ノ書類ニ記載シタル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘントスルトキハ知事ノ認可ヲ受クベシ
- 第五、補助金ノ交付ヲ受ケタル者ハ其ノ事業終了後遲滞ナク事業成績書及收支決算書ヲ知事ニ提出スベシ
- 第六、補助金ノ交付ヲ受ケテ設置又ハ改造シタル建物ハ補助金ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ二年間知事ノ認可ヲ受クルニ非ラザレバ之ヲ讓渡シ又ハ其ノ用途ヲ變更スル事ヲ得ズ
- 第七、本要項ニ依リ知事ニ提出スベキ書類ハ當該畜産組合ヲ經由スベシ
- 第八、左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ知事ハ補助金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ
  - (一) 本要項ニ違反シタルトキ
  - (二) 補助金交付ノ條件ニ違反シタルトキ
  - (三) 事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ



(四) 支出額ガ豫算額ニ達セザルトキ

第三項中三月末日迄トアルハ昭和八年度ニ限り昭和八年十二月十五日迄トス

廣 島 縣

自給肥料改良増産獎勵金交付要項

- 第一、自給肥料ノ改良増産ヲ目的トシ左ノ施設ヲ爲スモノニ對シ本要項ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス
  - 一、省 略
  - 二、同 右
- 第三、農業經營者ニシテ簡易厩肥堆積場ノ設置、厩肥ノ生産利用ニ供スル爲行フ畜舎ノ改造ヲ爲スニ要スル費用
- 第二、前項ノ獎勵金ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ交付ス
  - 一、省 略
  - 二、同 右
  - 三、第三號ノ費用ニ對シテハ工事費ノ三分ノ二以内
- 第四、獎勵金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ別記様式ニ依リ毎年度三月末日迄ニ之ガ申請書ヲ知事ニ提出スベシ
- 第五、獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者豫定事業ニ變更ヲ加ヘムトスルトキハ豫メ知事ノ承認ヲ受クベシ
- 第六、省 略
- 第七、第一項第三號ノ費用ニ對シ獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ハ工事完成後遲滞ナク別記様式ニ依リ工事竣工届ヲ知事ニ提出スベシ
- 第八、獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ知事ハ獎勵金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ
  - 一、本要項及命令ニ違反シタルトキ

- 二、事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ
- 三、經費ノ決算額ガ豫算額ニ比シ著シク減少シタルトキ

別 記

厩肥生産利用獎勵金交付申請書

昭和 年度ニ於テ簡易厩肥堆積場設置(又ハ厩舎ノ改造) 致度候條相當獎勵金御交付相成度關係書類相添此段及申請候也

昭和 年 月 日

何郡 何町村 何番地

氏

名 印

知 事 宛

添付書類

- 一、事業計畫書
- 二、設置(又ハ改造)ヲ必要トスル事由

備 考

一、事業計畫書ニハ工事設計書(圖面及仕様書)工事竣工豫定期日ヲ記載ノコト

二、設置(又ハ改造)ヲ必要トスル事由ニハ耕作段別(田地ニアリテハ一毛作地、二毛作地別、畑地ニアリテハ桑園其他ノ別)及家畜家禽ノ飼養頭羽數ヲモ記載ノコト

別記様式

簡易厩肥堆積場(又ハ畜舎ノ改造)工事竣工届

昭和 年 月 日附農第 號ヲ以テ指令相成候簡易厩肥堆積場(又ハ畜舎ノ改造)工事左記ノ通竣工候條此段及届候也

昭和 年 月 日

何郡 何町村 何番地

氏

名 印

知 事 宛

記

一、竣工 月 日  
一、工事費精算

### 山口縣

厩肥生産利用助成費交付要項 (昭和八年二月七日農第九六號内務部長通牒  
同年三月三日農第一八三五號改正)

- 第一、知事ハ厩肥ノ生産利用獎勵ノ爲本要項ニ依リ豫算ノ範圍内ニ於テ助成費ヲ交付ス
- 第二、助成費ハ知事ノ適當ト認ムル農家ニ於テ模範的ニ簡易厩肥舎又ハ簡易厩肥堆積場ノ設置若ハ厩肥ノ生産利用ニ供スル爲行フ畜舎ノ改造ニ要スル費用ニ對シ其ノ費用ノ三分ノ二以内ヲ交付ス
- 第三、助成費ノ交付ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ左ニ掲グル書類ヲ添附シ毎年三月末日(昭和七年度ニ限り昭和八年二月二十日)迄ニ之ヲ知事ニ提出スベシ
  - 一、事業計畫書
  - 二、設計要領書
  - 三、收支豫算書
- 第四、知事ハ前項ノ書類ノ外必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ
- 第五、第三ノ事業計畫書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ
  - 一、建物又ハ工作物ノ設置若ハ改造ヲ必要トスル事由及利用方法
  - 二、建物又ハ工作物所在地附近ノ見取圖
  - 三、申請者所在地方ニ於ケル厩肥ノ生産利用狀況
- 第六、第三ノ設計要領書ニハ仕様書、工費内譯書及圖面ヲ記載スベシ
- 第七、助成費ハ知事ニ於テ必要ナル調査又ハ検査ヲ爲シタル後之ヲ交付ス
- 第八、助成費交付ノ指令ヲ受ケタル者前項ノ添附書類ニ記載シタル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘントスルトキハ知事ノ承認ヲ受ケベシ
- 第九、助成費交付ノ指令ヲ受ケタル者助成費ノ交付ヲ請求セントスルトキハ事業完了後請求書ニ其ノ費用ノ精算書及仕拂證憑書寫ヲ添附シ知事ニ提出スベシ
- 第十、助成費交付ノ指令ヲ受ケタル者又ハ助成費ノ交付ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ知事ハ助成費ノ全部若ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ
  - 一、本要項ニ違反シタルトキ
  - 二、助成費交付ノ條件ニ違反シタルトキ
  - 三、事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ
  - 四、支出額ガ豫算額ニ比シ著シク減少シタルトキ
- 第十一、本要項ニ依リ知事ニ提出スベキ書類ハ市町村長、畜産組合長及郡市農會長ヲ經由スベシ

### 徳島縣

厩肥ノ生産利用獎勵金交付要項

- 第一、厩肥ノ生産利用ニ關シ知事ノ適當ト認ムル農家ノ左記施設ニ要スル費用ニ對シ獎勵金ヲ交付ス
  - (一) 簡易厩肥舎ノ設置ニ要スル費用
  - (二) 厩肥ノ生産利用ニ供スル爲行フ畜舎ノ改造ニ要スル費用
- 第二、前項簡易厩肥舎ノ設置及畜舎ノ改造ハ二坪以上トシ尙畜舎ニハ尿溜ヲ舍外ニ設クルモノトス
- 第三、前項ノ獎勵金ハ其ノ設置又ハ改造ニ要スル費用ノ三分ノ二以内ニシテ其ノ設置ニハ一ヶ所金貳拾圓其ノ改造ニ在リテハ金拾圓ヲ限度トス
- 第四、獎勵金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ申請書第一號様式ニ第七號ノ設計書ヲ添附シ毎年一月末日迄ニ(本年度ニ限り昭和十一年十二月十日迄ニ)市町村ヲ經由シ知事ニ之ヲ提出スベシ
- 第五、獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ申請書ニ記載シタル事項ニ付重要ナル變更ヲ加ヘントスルトキハ知事ノ承認ヲ受クベシ
- 第六、獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ其ノ工事終了後遅滞ナク竣工報告書ヲ提出スベシ
- 第七、報告書ニハ設計書圖面工事費精算書ヲ添附スベシ

第六、獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ知事ハ獎勵金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアル

- (一) 本要項ニ違反シタルトキ
  - (二) 獎勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ
  - (三) 事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ
  - (四) 支出額ガ豫算額ニ比シ減少シタルトキ
- 第七、設計書(第二號様式)(省略)  
設計書ニハ仕様書經費内譯書圖面ヲ添附スベシ  
様式第一號

厩肥ノ生産利用獎勵金交付申請書

私儀厩肥ノ生産利用ニ供スル爲厩肥舎(又ハ畜舎)ヲ新築(又ハ改造)致度候條獎勵金交付相成度別紙設計書相添此段及申請候也

年 月 日

住所

氏

名 印

徳島縣知事宛

### 香 川 縣

厩肥生産利用獎勵要項

- 第一、厩肥ノ生産利用ヲ獎勵スル爲本要項ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス
- 第二、獎勵金ハ厩肥ノ生産利用ヲナサムトスル農家又ハ知事ノ適當ト認ムル者ニ對シ左ニ掲グル事業費ノ三分ノ二以内ヲ交付ス
- 一、簡易厩肥舎ノ設置

二、厩肥ノ生産利用ニ供スル爲メ行フ畜舎ノ牀改善

第三、獎勵金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ申請書ニ左ノ書類ヲ添附シ毎年三月末日(昭和八年度ニ限り七月末日)限り知事ニ提出スベシ

- 一、事業ノ種別
- 二、位 置
- 三、設計圖面並工事仕様書
- 四、支出豫算書
- 五、工事着手並竣工期日
- 第四、獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者事業計畫ニ重要ナル變更ヲナサムトスルトキハ知事ノ承認ヲ受クベシ
- 第五、施設事業完成シタルトキハ獎勵金交付請求書ニ精算書ヲ添附シ知事ニ提出スベシ 但シ獎勵金ハ工事竣工検査上ノ之ヲ交付ス
- 第六、左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ指令ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル獎勵金ノ一部若クハ全部ノ返還ヲ命ズルコトアル
- 一、本要項ニ違反シタルトキ
- 二、事業施行方法不適當ト認メタルトキ
- 三、支出額ガ豫定額ニ比シ減少シタルトキ
- 第七、本要項ニ依リ提出スベキ書類ハ其ノ所屬ノ郡畜産組合ヲ經由スベシ

### 愛 媛 縣

厩肥生産利用獎勵金交付要項

- 第一、厩肥ノ生産利用ヲ獎勵スルタメ左ニ掲グル費用ニ對シ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス
- (一) 厩肥ノ生産利用ニ供スルタメ行フ畜舎ノ地盤改造ニ要スル費用
- (二) 簡易厩肥舎ノ設置ニ要スル費用

- (三) 簡易厩肥堆積場ノ設置ニ要スル費用
- 第二、獎勵金ノ額ハ前項ノ費用ニ對シ三分ノ二以內トス
- 第三、獎勵金ヲ交付スベキ施設ハ左ノ條項ヲ具備スルコトヲ要ス
  - (一) 畜舎ハ其ノ地盤ヲ漆喰或ハ混凝土等不滲透質ノ材料ヲ以テ造リ適當ノ勾配ヲ附シ且ツ溜ヲ設ケ覆蓋ヲナスコト
  - (二) 簡易厩肥舎ハ面積三坪以上ニシテ地盤ハ畜舎ニ準ジ周圍ハ四尺以上ノ高サニ不滲透質ノ障壁ヲ廻ラシ出入口ヲ設ケ尙雨露及日光ノ直射ヲ防グ設備ヲナスコト
  - (三) 簡易厩肥堆積場ハ一坪以上ニシテ地盤ハ畜舎ニ準ジ周圍ハ約五寸ノ高サニ不滲透質ノ周壁ヲ設クルコト
- 第四、獎勵金ノ交付ヲ受ケムトスルモノハ申請書(第一號様式)ニ設計書、仕様書及豫算書ヲ添へ毎年六月末日迄ニ知事ニ提出スベシ
- 第五、獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタルモノ前項ノ添附書類ニ記載シタル事項ニ變更ヲ加ヘントスルトキハ知事ノ承認ヲ受クベシ
- 第六、獎勵金ノ交付ヲ請求セムトスルトキハ事業完了後請求書(第二號様式)ニ精算書(第三號様式)ヲ添附シ知事ニ提出スベシ
- 第七、本要項ニ依リ提出スベキ書類ハ市町村役場及所屬畜産組合ヲ經由スベシ 但シ支應管内ニ在リテハ支應ヲ經由スルヲ要ス
- 第八、左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ獎勵金交付ノ指令ヲ取消シ或ハ交付シタル獎勵金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ
  - (一) 本要項ニ違反シタルトキ
  - (二) 事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ

附 錄

第一號様式

畜舎改造(簡易厩肥舎設置、簡易厩肥堆積場設置) 事業獎勵金交付申請書

別紙計畫書ニ依リ厩肥生産利用ノタメ畜舎改造(簡易厩肥舎設置、簡易厩肥堆積場設置) 致度候ニ付獎勵金御交付相成度厩肥生産利用獎勵金交付要項ニ依リ此段及申請候也

年 月 日

住所

職業 氏

名 印

知 事 宛

第二號様式

畜舎改造(簡易厩肥舎設置、簡易厩肥堆積場設置) 事業獎勵金請求書

昭和 年 月 日 愛媛縣指令農第 號ニ依ル畜舎改造(簡易厩肥舎設置、簡易厩肥堆積場設置) 事業施行済ニ付獎勵金御交付相成度精算書相添及請求候也

年 月 日

住所

職業 氏

名 印

知 事 宛

第三號様式

事業費精算書

一、何々事業費

内 譯

一金 圓 材料費(種類名、單價、數量等詳細記載ノコト)

一金 圓 勞 賃(單價、人員及延人員)

右ノ通相違無之候也

年 月 日

事業施行者

職業 氏

名 印

高 知 縣

厩肥生産利用獎勵規程(昭和八年三月二日 高知縣告示第百十五號)

第一條 厩肥ノ生産利用増進ノ目的ヲ以テ町村又ハ部落ヲ單位トスル畜産改良實行組合、農事改良實行組合ニ於テ模範地區ヲ定メ組合員ノ簡易厩肥舎、簡易厩肥堆積場ノ設置又ハ畜舎ヲ改造シ厩肥ノ生産利用ヲ圖ラムトスルトキハ知事ニ於テ適當ト認メタルモノニ對シ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス

第二條 前條ノ獎勵金ハ簡易厩肥舎、簡易厩肥堆積場ノ設置又ハ畜舎ノ改造費ノ三分ノ二以内トス

第三條 獎勵金ノ交付ヲ受ケムトスルモノハ申請書ニ左ニ掲グル書類ヲ添附シ毎年五月末日迄ニ知事宛提出スヘシ

一、事業計畫書

二、收支豫算書

三、設備要領書

建物ノ位置

仕様書

工費内譯書

設計圖

四、組合規約

五、組合員名簿

第四條 獎勵金ノ交付指令ヲ受ケタルモノ第三條ノ添附書類ニ記載シタル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘムトスル時ハ知事ノ承認ヲ受クヘシ

第五條 獎勵金ノ交付ヲ請求セムトスル時ハ事業完成後請求書ニ事業成績書、精算書及證憑書類寫ヲ添附シ知事ニ提出スヘシ

第六條 獎勵金ハ事業完成後知事ニ於テ必要ナル調査又ハ検査ヲ爲シタル後之ヲ交付ス

第七條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタルモノハ其ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三ヶ年間毎年度事業成績ヲ其ノ年度終了後遲滞ナク知事ニ提出スヘシ

第八條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタルモノ左ノ各號ノ一ニ該當スル時ハ其指令ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル獎勵金ノ全部若クハ一部ヲ還付セシムルコトアルヘシ

一、本規程ニ違背シタルトキ

二、獎勵金交付ノ條件ニ違背シタルトキ

三、事業施行方法不適當ト認メタルトキ

四、支出額カ豫算額ニ比シ著シク減少シタルトキ

附 則

第九條 第三條ノ申請書提出期限ハ昭和七年度ニ限り昭和八年三月十日迄トス

### 福 岡 縣

簡易厩肥舎設置及畜舎改造補助要項

一、本補助金ハ有畜農業經營農家個人ノ施設費ニ對シ直接交付スルモノトス

一、補助金ハ一棟ニツキ簡易厩肥舎設置費拾五圓ノ三分ノ二、畜舎改造費參拾圓ノ三分ノ二トス

一、簡易厩肥舎ハ厩肥並材料ノ蒐集運搬ニ便利ナル位置ニ設置セシム

一、簡易厩肥舎、畜舎改造ハ可成自家材料ト自家勞力ニ依ルヲ要ス

一、簡易厩肥舎設置及畜舎改造補助申請書ハ別記事項記載ノ上所屬郡市農會經由二月末日限り知事ニ提出スベシ

一、簡易厩肥舎、畜舎改造添付仕様書(省略)ヲ參照スベシ

一、獎勵金ノ交付ヲ受ケタルモノ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ獎勵金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ

(一) 本要項又ハ獎勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

(二) 事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ

申請書記載事項

一、農業經營組織ノ概要

一、家畜、家禽ノ種類並飼養頭羽數

一、年間ニ於ケル自給肥料製造概要

一、所屬組合名

佐賀縣

厩肥舎建設並畜舎ノ改造助成要項

- 一、厩肥ノ生産利用ヲ充分ナラシムル爲メ厩肥舎ノ建設又ハ畜舎ノ改造ヲナスモノニ對シ其ノ費用ヲ助成ス
- 二、厩肥舎ノ建設並畜舎ノ改造助成ハ縣下各一八棟トシ厩肥舎ノ建設ハ一棟參拾圓畜舎ノ改造ハ拾圓ノ助成金ヲ交付ス
- 三、助成金ノ交付ヲ受ケントスルモノハ一月末日迄ニ厩肥舎ノ建設(畜舎ノ改造)ニ關スル一號様式(省略)ニ依ル仕様設計書並二號様式(省略)ノ調書添附ノ上郡農會經由知事宛ニ申請書ヲ提出スベシ
- 四、助成金ノ交付ヲ受ケントスルモノハ左ノ資格ヲ具備スルコトヲ要ス
  - (イ) 村内農業者ノ範トスルニ足ルベキモノニシテ厩肥舎建設若ハ畜舎改造ヲナスニ充分ナル資力ナキモノ
  - (ロ) 厩肥舎建設若ハ畜舎改造ヲ必要トスル様認メラルベキ農業經營状態ニアルベキ者
  - (ハ) 縣及縣郡町村農會等ノ助成ヲ受ケ堆肥舎建設セザル者
- 五、仕様設計ハ左記標準ニ依ルコト
  - (イ) 厩肥舎ノ建設
    - (一) 建設坪數 六坪(間口三間 奥行二間)
    - (二) 壁ハ地上三尺ハ「コンクリート」土壁又ハ板張或ハ其ノ他ノ耐久力強キ材料ヲ用フルコト、シ上部ノ壁ハ土又ハ藁等ノ如キ簡易ナル材料ヲ以テ建設スルコト
    - (三) 屋根ハ麥稈又ハ藁葺トス
    - (四) 出入口ハ幅六尺トシ北若ハ東側ニ設置ス
    - (五) 床ハ「セメント」トシ液汁ヲ導ク爲メ適當ノ傾斜ヲ有スル溝ヲ設置スルコト
    - (六) 略圖ヲ添付スルコト
  - (ロ) 畜舎ノ改造
    - (一) 牛馬ノ畜舎ヲ改造スルモノニシテ床及液肥溜ノ改造ヲナスヲ主トシ床ハ粘度又ハ三和土トス
    - (二) 液肥溜ハ畜舎外ニ設置シ床ハ前ヨリ後方ニ傾斜セシメ溝ニ依リ液肥ヲ液肥溜ニ導ク
- 六、助成金ノ交付ヲ受ケタル者ハ 月 日迄ニ竣工スルモノトス
- 七、竣工シタル場合ハ左記ノ書類ヲ町村農會長ヨリ郡農會ヲ經由シ知事宛ニ提出スルモノトス
  - (イ) 厩肥舎建設(畜舎改造)竣工届
  - (ロ) 厩肥舎建設(畜舎改造)決算書
- 八、助成ヲ受ケタルモノハ昭和十二年四月一日ヨリ滿一ケ年間ニ於ケル厩肥生産量ヲ市町村農會ヨリ郡農會ヲ經由シ知事宛報告スルコト

長崎縣

厩肥改良増産獎勵要項

- 第一、厩肥ノ改良増産ヲ圖ル目的ヲ以テ簡易厩肥舎若ハ簡易厩肥堆積場ノ設置又ハ厩肥ノ生産利用ニ供スル爲行フ畜舎ノ改造ヲ爲サントスルトキハ本要項ニ依リ豫算ノ範圍内ニ於テ其ノ設置又ハ改造ニ要スル費用ノ三分ノ二以內ノ獎勵金ヲ交付ス但獎勵金ハ一箇所ニ付七拾圓ヲ超エザルモノトス
- 第二、獎勵金ノ交付ヲ受ク可キ簡易厩肥舎、簡易厩肥堆積場及厩肥ノ生産利用ニ供スル爲行フ畜舎ノ改造ハ二坪以上ニシテ左ノ各號ニ該當スルモノナルコトヲ要ス
  - 一、簡易厩肥舎、簡易厩肥堆積場及改造畜舎ノ床ハ「コンクリート」若ハ漆喰ヲ用ヒ勾配ヲ附シ適當ナル箇所ニ濾液溜ヲ設クルコト
  - 二、簡易厩肥舎ノ周壁ハ漆喰又ハ之ニ相當スルモノヲ以テ築造シ簡易厩肥堆積場ノ周圍ハ雨露ノ浸入及日光ノ直射ヲ防グニ足ル可被覆ヲナスコト
- 第三、獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ別記様式ノ申請書ニ經費豫算書ヲ添へ昭和八年五月三十一日迄ニ知事ニ提出スルコト
- 第四、獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者豫定ノ事業ヲ變更セントスルトキハ事由ヲ具シ知事ノ承認ヲ受クルコト
- 第五、獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ハ昭和八年十月三十一日迄ニ事業ヲ竣工シ經費精算書ヲ添へ其ノ旨知事ニ届出ヅ可シ
- 第六、獎勵金ハ經費精算書ヲ査定ノ上之ヲ交付ス
- 第七、獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者左記各號ノ一ニ該當スルトキハ獎勵金交付ノ指令ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル獎勵金ノ全部若ハ一部ヲ返還セシムルコトアル可シ

一、本要項ニ違背シタル時  
 二、事業ノ成績不良ト認メタル時  
 第八、本要項ニ依リ提出スベキ書類ハ所轄市町村長及支廳長ヲ經由スルコト  
 様式

年 月 日  
 市 郡  
 町 字  
 村  
 申請者 何 某 印

知 事 宛

厩肥改良増産獎金交付申請  
 左記ノ通ヲ以テ簡易厩肥舎設置(簡易厩肥堆積場設置、畜舎ノ改造)致度候條獎勵金御交付相成度別紙經費豫算書相添ヘ此  
 段及申請候也

簡所數	坪	數	床ノ材料及厚サ	壁ノ材料及厚サ	濾液溜	設置場所	附	記

熊 本 縣

厩肥生産利用獎勵規程 (昭和八年九月九日 縣告示第六三九號)

第一條 厩肥ノ生産利用獎勵ヲ圖ル爲本規程ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス  
 第二條 獎勵金ハ前條ノ目的ヲ達スル爲簡易厩肥舎若クハ簡易厩肥堆積場ヲ設置シ又ハ厩肥ノ生産利用ニ供スル爲行フ畜舎ノ

改造ニ要スル費用ニ對シ其ノ費用ノ三分ノ二以内ヲ交付ス

第三條 獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ左記事項ヲ具シ毎年三月末日迄ニ知事ニ提出スベシ  
 一、現在厩肥舎ノ有無  
 二、飼養スル家畜、家禽ノ種類頭羽數  
 三、耕作反別  
 四、設計仕様書、工費内譯書及圖面

第四條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者其ノ設計ニ重要ナル變更ヲ加ヘントスル時ハ知事ノ認可ヲ受クベシ  
 第五條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者事業ヲ完了シタル時ハ請求書ニ精算書及證憑書寫ヲ添附シ知事ニ提出スベシ  
 第六條 知事ハ係員ヲ派遣シテ調査又ハ検査ヲ行ハシメ設計ノ變更其ノ他重要ナル指揮ヲ爲スコトアルベシ  
 第七條 獎勵金ノ交付ヲ受ケテ設置又ハ改造シタル建築物及工作物ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ五年間知事ノ認可ヲ受ク  
 ルニ非ラザレバ之ヲ讓渡シ又ハ其ノ用途ヲ變更スルコトヲ得ズ

第八條 獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者又ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ獎勵金交付ノ指令ヲ取  
 消シ又ハ既ニ交付シタル獎勵金ノ全部若クハ一部ヲ還付セシムルコトアルベシ  
 一、本規程ニ違反シタルトキ  
 二、獎勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ  
 三、事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ

第九條 本規程ニ依リ知事ニ提出スベキ書類ハ市町村長、市廳長(天草郡)及當該畜産組合ヲ經由スベシ  
 附 則  
 本規程ハ公付ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
 第三條中三月末日迄トアルハ昭和八年度ニ限り拾月拾日迄トス

厩肥生産利用獎勵ニ關スル件 (昭和八年九月九日農(畜)第一〇九七號)  
 (市町村長宛 內務部長 逓贈)

昭和八年九月九日熊本縣厩肥生産利用獎勵規程公布相成候處右實施ニ付テハ左記事項御了知ノ上周知方取計相成度此段依命  
 通牒候也  
 追而本年度實施計畫ハ主務省ノ指示ニ依リ四十五棟ニ付主トシテ指導農村及經濟更生樹立町村ニ對シテ實施ノ方針ニ付申  
 添候

- 記
- 一、厩肥生産利用獎勵規程第二條ノ施設事項中當分ノ内簡易厩肥舎ノ設置費ニ對シテ獎勵金ヲ交付ス
  - 二、前項簡易厩肥舎ノ設計要領左ノ如シ
    - 1 一棟ノ建坪ハ二間三間ノ六坪ヲ標準トス
    - 2 床(床下ニハ栗石ヲ入レ適度ノ勾配ヲ付ス)及壁(高サ五―六尺)「コンクリート」煉瓦及石材等ヲ以テ不浸透性ニシテ且ツ堅牢タルベシ
    - 3 漏汁溜ヲ設置スベシ(壺ノ大サハ概ネ直徑三尺深サ四尺程度トス)
    - 4 屋根葺ノ材料ハ適宜トス
  - 三、獎勵金ハ右ノ設計ニ對シ一棟宛六拾圓ヲ限度トシ設置費ノ三分ノ二ヲ交付ス
  - 四、獎勵金ハ農家個人ノ施設ニ對シ交付ス
  - 五、申請並請求様式ハ左記ニ依ルベシ

1 申請様式

記

厩肥生産利用獎勵金交付申請書

昭和何年度ニ於テ厩肥生産利用獎勵規程ニ依リ簡易厩肥舎設置致度候條獎勵金御交付相成度左記事項ヲ具シ此段及申請候也

年 月 日

知事宛  
記

- (一) 現在厩肥舎ノ有無
- (二) 飼養スル家畜家禽ノ頭羽數
- (三) 耕作反別(水田裏作ノ程度畑作ノ主ナル種類別ヲ附記スルコト)
- (四) 設計仕様書、工費内譯書及圖面

郡 町 大字 番地  
村 何 某 印

名	稱	數	量	單	價	金	額	摘	要
計									

工費内譯書

イ、仕様書ハ成可ク詳細ニ記載スルコト  
 ロ、工費内譯書ハ左ノ要領(省略)ニ依ル  
 ハ、圖面ハ平面、前面、側面ヲ圖示シ厩肥舎ト厩舎トノ關係ヲ附記スベシ

2 請求様式

材料人夫等自給ノ程度ヲ記載スベシ

厩肥生産利用獎勵金交付請求書

昭和何年何月何日農(畜)第何號ヲ以テ御指令相成候條厩肥生産利用設備完了候條獎勵金御交付相成度精算書及證憑書寫相添  
 此段及請求候也

年 月 日

郡 町 大字 番地  
村 何 某 印

知事宛  
精算書  
金何 圓也  
但簡易厩肥舎設置一棟分  
經費内譯

名	稱	數	量	單	價	金	額	摘	要
計									



自給ノ材料及人夫等附記スベシ  
證憑 領收證寫

一金何圓也 但簡易厩肥舎工築ニ對スル材料何々何々分(人夫)右領收候也  
年 月 日 住所 氏 名印

何 某 殿

### 大 分 縣

#### 厩肥生産利用獎勵金交付要項

- 第一、獎勵金ハ有畜農業經營組合、畜産小組合、農事組合ニ於テ五戸以上共同シテ各戸ニ簡易厩肥舎、簡易厩肥堆積場ノ設置又ハ厩肥ノ生産利用ニ供スル爲ニ行フ畜舎ノ改造ニ要スル費用ニ對シ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ之ヲ交付ス
- 第二、獎勵金ノ交付額ハ前項ノ設置又ハ改造ニ要スル費用ノ三分ノ二トス
- 第三、獎勵金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ申請書ニ事業計畫書、收支豫算書、組合規約及組合員名簿ヲ添附シ毎年二月末日(但シ昭和七年度ニ限リ十一月三十日)迄ニ知事ニ提出スベシ
- 第四、獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者前項ノ添附書類ニ記載シタル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘムトスルトキハ知事ノ承認ヲ受クベシ
- 第五、獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ其ノ事業終了後遲滞ナク事業成績書ヲ知事ニ提出スベシ
- 第六、本要項ニ依リ提出スベキ書類ハ市町村長ヲ經由スベシ
- 第七、獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ知事ハ獎勵金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ
  - (一) 本要項ニ違反シタルトキ
  - (二) 獎勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ
  - (三) 事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ

### 宮 崎 縣

#### 補助要項

- 一、簡易厩肥舎、簡易厩肥堆積場ノ設置又ハ厩肥ノ生産利用ニ供スル爲行フ畜舎改造ニ要スル費用ニ對シ交付ス
- 二、補助金ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ交付ス
  - 前號ノ設備設置ニ要スル費用ノ三分ノ二以内
- 三、補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ事業計畫書及收支豫算書ヲ添附シ三月十日迄ニ知事ニ提出スベシ
- 四、補助金ノ交付ヲ受ケタル者前記ノ添附書類ニ記載シタル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘントスルトキハ知事ノ承認ヲ受クルモノトス
- 五、補助金ノ交付ヲ受ケタルモノハ其ノ事業終了後遲滞ナク請求書ニ事業成績書及精算書ヲ添附シ知事ニ提出スベシ
- 六、本要項ニ依リ提出スベキ書類ハ總テ所在地ノ市町村役場(支應管内ノ町村ニ在リテハ更ニ支應ヲ經由スベシ)
- 七、補助金ノ交付ヲ受ケタル者左記各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ補助金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ
  - (一) 本要項ニ違反シタルトキ
  - (二) 補助金交付ノ條件ニ違反シタルトキ
  - (三) 事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ
  - (四) 支出額ガ豫算額ニ比シ減少シタルトキ

### 鹿 兒 島 縣

#### (一) 簡易厩肥舎設置補助要項

第一、厩肥ノ生産利用獎勵ヲ計ル目的ヲ以テ簡易厩肥舎ノ設置ヲナスモノニ對シ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

- 第二、補助金ハ厩肥舍設置ニ要スル費用ノ三分ノ二以内四十圓限度トス
- 第三、補助金ハ知事ノ指示スル設計ニヨル厩肥舍ヲ設置スルモノニ對シ之ヲ交付ス
- 第四、補助金ノ交付ヲ受ケントスルモノハ第一號様式ニヨリ毎年一月末日迄ニ經費豫算ヲ添へ申請書ヲ市町村役場ヲ經由シテ知事ニ提出シ承認ヲ受クベシ
- 第五、前條ノ承認ヲ受ケタル者ハ直ニ工事ニ着手シ完成ノ上ハ第二號様式ニヨル報告書ニ經費決算書ヲ添へ町村長ノ證明ヲ附シ承認後三十日以内ニ知事ニ報告スベシ
- 第六、補助ヲ受ケ設置シタル厩肥舍ハ知事ノ認可ヲ受クルニ非ラザレバ滿三ヶ年之間之ヲ廢棄又ハ讓渡スルコトヲ得ズ
- 第七、補助ヲ受ケタルモノ左記各號ノ一ニ該當シタルトキハ補助金ノ交付ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル補助金ノ返納ヲ命ズルコトアルベシ
  - 一、本要項又ハ本要項ニ基キ發シタル命令ニ違反シタルトキ
  - 二、經費決算額ガ豫算額ニ比シ著シク減少シタルトキ
  - 三、利用成績不良ナリト認めタルトキ
  - 四、虚偽ノ報告ヲナシタルトキ

第一號様式

年 月 日

鹿兒島縣知事

殿

町村大字

氏

名 印

厩肥舍建設補助申請

簡易厩肥舍建設致度候條鹿兒島縣簡易厩肥舍設置補助要項ニ依リ御補助相成度關係書類相添へ此段及申請候也

- 一、位 置
- 二、坪 數
- 三、耕作面積(田畑)

簡易厩肥舍事業計畫書

- 四、工事竣功豫定 月 日
- 五、建築材料ノ種類
- 六、一ヶ年間ニ於ケル厩肥製造見込數量
- 七、經費豫算書

第二號様式

年 月 日

町村大字

氏

名 印

鹿兒島縣知事

殿

簡易厩肥舍工事終了報告

右昭和 年 月 日第 號ヲ以テ御承認ヲ受ケタル簡易厩肥舍工事終了致候條經費決算書相添へ此段及報告候也

經費決算書添附

(二) 大島郡畜舎改造費補助要項

- 第一、厩肥ノ生産利用獎勵並家畜衛生ノ改善ヲ計ル目的ヲ以テ畜舎ノ改造ヲナス者ニ對シ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス
- 第二、補助金ハ畜舎改造ニ要スル費用ノ三分ノ二以内トス
- 第三、補助金ハ知事ノ指示スル設計ニ依リ畜舎ヲ改造スル者ニ對シ之ヲ交付ス
- 第四、補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ第一號様式ニ依リ毎年度一月末日迄ニ經費豫算ヲ添へ申請書ヲ町村役場ヲ經由シテ知事ニ提出シ承認ヲ受クベシ 但シ昭和九年度ニ限り二月十日迄トス
- 第五、前條ノ承認ヲ受ケタル者ハ直ニ工事ニ着手シ完成ノ上ハ第二號様式ニ依ル報告書ニ經費決算書ヲ添へ町村長ノ證明ヲ附シ承認後三十日以内ニ知事ニ報告スベシ
- 第六、補助ヲ受ケ改造シタル畜舎ハ知事ノ認可ヲ受クルニ非ラザレバ滿三ヶ年之間之ヲ廢棄又ハ讓渡スルコトヲ得ズ
- 第七、補助ヲ受ケタル者左記各號ノ一ニ該當シタルトキハ補助金ノ取消又ハ既ニ交付シタル補助金ノ返納ヲ命ズルコトアルベシ
  - 一、本要項又ハ本要項ニ基キ發シタル命令ニ違反シタルトキ

- 二、經費決算額ガ豫算額ニ比シ著シク減少シタルトキ
  - 三、利用成績不良ナリト認メタルトキ
  - 四、虚偽ノ報告ヲナシタルトキ
- 第一號様式

年 月 日

町村大字 氏

名 印

鹿兒島縣知事

殿

畜舎改造費補助申請

畜舎改造致度候條大島郡畜舎改造費補助要項ニ依リ御補助相成度關係書類相添へ此段及申請候也

畜舎事業計畫書

- 一、位 置
  - 二、坪 數
  - 三、耕作面積
  - 四、工事竣工豫定期日
  - 五、建築材料
  - 六、一ヶ年間ニ於ケル厩肥製造見込數量
  - 七、經費豫算書
- 第二號様式

年 月 日

町村大字 氏

名 印

鹿兒島縣知事

殿

畜舎改造工事終了報告

右昭和 年 月 日附第 號ヲ以テ御承認ヲ受ケタル畜舎工事終了致候條經費決算書相添此段及報告候也

### 沖繩縣

#### 厩肥生産利用獎勵金交付要項

- 一、厩肥生産利用獎勵ノ爲本要項ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス
- 二、獎勵金ハ厩肥ノ生産利用ヲ爲ス農家ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ヲ行フ場合ニ之ヲ交付ス
  - (一) 簡易厩肥舎ノ設置
  - (二) 簡易厩肥堆積場ノ設置
  - (三) 厩肥ノ生産利用畜舎改造
- 三、獎勵金ハ左ノ標準ニ依リ交付ス
  - 前項(一)ニ對シテハ建設費ノ三分ノ二以内、一棟ニ付五十圓以内 (二)ニ對シテハ設置費ノ三分ノ二以内一ヶ所ニ付三十圓以内 (三)ニ對シテハ改造費ノ三分ノ二以内、一ヶ所ニ付二十四圓以内
- 四、獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ事業計畫書及收支豫算書ヲ添附シ毎年一月末日(昭和七年度十二月末日)迄ニ知事ニ提出スベシ 前項ノ事業計畫書若クハ收支豫算書ニ重大ナル變更ヲ加ヘントスルトキハ豫メ知事ノ承認ヲ受クベシ
- 五、獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者事業終了シタルトキハ直ニ事業成績書及收支決算書ヲ知事ニ提出スベシ
- 六、獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合知事ハ既ニ交付シタル獎勵金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ
  - 一、本要項ニ違反シタルトキ
  - 二、獎勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ
  - 三、事業施行方法不適當ト認メタルトキ
  - 四、支出額ガ豫算額ニ比シ著シク減少シタルトキ
  - 七、事業計畫書、收支豫算書、事業成績書及收支決算書ハ左ノ様式ニ依ルベシ

#### 厩肥生産利用獎勵金交付申請書

厩肥生産利用獎勵金交付要項ニ依リ別紙計畫書ノ通事業施行致度候條相當獎勵金御交付相成度關係書類添附此段申請候也

年 月 日

沖繩縣知事

殿

職氏

名印

一五八

様式二

事業計畫書

- 一、當該年度ニ於ケル厩肥生産利用計畫ノ概要
- 二、當該年度ニ於テ獎勵金ノ交付ヲ受ケテ施行セントスル施設ノ種類、施行方法

事業成績書

- 一、當該年度ニ於テ獎勵金ノ交付ヲ受ケテ施行シタル施設ノ種類、實施方法（事業實施ノ結果現ハレタル效果ヲモ記載スルコト）

收支豫算書（收支決算書）

(一) 收入ノ部

科目	本年度豫算額		前年度豫算額		備考
	(決算額)	(豫算額)	(決算額)	(豫算額)	
獎勵金					
其他收入					
計					

注意 備考欄ニ其ノ内譯及算出基礎ヲ明記スルコト

(二) 支出ノ部

科目	本年度豫算額		前年度豫算額		備考
	(決算額)	(豫算額)	(決算額)	(豫算額)	
何々々々					
費					
計					

注意 備考欄ニ算出ノ基礎ヲ詳細明記スルコト

何々々々	本年度豫算額		前年度豫算額		備考
	(決算額)	(豫算額)	(決算額)	(豫算額)	
何々々々					
何々々々					
計					

五道府縣其ノ他ノ團體ノ厩肥ノ生産利用品評會及共進會規程

(自昭和七年度  
至同十年度 助成施設)

## 五道府縣其ノ他ノ團體ノ厩肥ノ生産利用品評會及共進會規程

(自昭和七年度  
至同十年度 助成施設)

### 岩 手 縣

#### 岩手縣厩肥品評會規程

- 第一條 本會ハ岩手縣厩肥品評會ト稱シ岩手縣之ヲ主催ス
  - 第二條 本會ハ岩手縣下農家ニ於ケル厩肥ノ生産ヲ増加シ其ノ利用ヲ合理化セシムルヲ以テ目的トス
  - 第三條 本會ニ出品シ得ルモノハ町村長並郡市農會長ノ推薦セル農家トス
  - 第四條 本會ノ出品點數ハ一郡市三點以內總數ヲ三十點トス
  - 第五條 本會ニ出品セントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申込書ヲ郡市農會ヲ經由シ七月末日迄ニ知事ニ提出スヘシ
    - 一、田畑別耕作面積
    - 二、家畜ノ種類別頭數
    - 三、厩肥堆積ノ設備
  - 第六條 審査ノ爲審査長一名審査員若干名ヲ置ク
  - 第七條 審査長並審査員ハ知事之ヲ命シ又ハ囑託ス
  - 第八條 審査ハ別ニ定ムル審査規程ニ依リ之ヲ行フ
  - 第九條 審査ノ結果成績優良ナルモノニハ褒賞ヲ授與ス
  - 第十條 審査並褒賞授與ニ關シテハ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得ス
- 審 査 規 程
- 第一條 審査ハ出品ノ全部ニ就キ之ヲ行フ
  - 第二條 審査ハ現場審査及製品審査ノ二トス
  - 第三條 審査項目並採點標準ヲ左ノ通り定ム

- 一、厩肥舎ノ位置及構造 二〇點
- 一、生産量 三〇點
- 一、品質 二五點
- 一、管理 二五點
- 計 一〇〇點

第四條 前條各號ノ外審査長ニ於テ必要ト認ムル事項ニ就テハ審査員會議ニ於テ之ヲ定ムルモノトス

### 宮 城 縣

#### 第二回宮城縣厩堆肥品評會規則

- 第一條 本會ハ第二回宮城縣厩堆肥品評會ト稱シ宮城縣之ヲ開催ス
- 第二條 本會ノ事務所ハ宮城縣廳農務課内ニ置ク
- 第三條 本會ノ出品區域ハ宮城縣一圓トス
- 第四條 本會ハ昭和十一年一月一日ヨリ二月二十八日ニ至ル五十九日間厩堆肥製造ノ成績ヲ審査シ厩肥ノ改良増産ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第五條 本會ノ出品者ハ本縣内ニ居住スル農家ニシテ左ノ各號ニ該當スルヲ要ス
  - 一、牛、馬、綿羊、豚、鶏ノ内一種以上ヲ飼養スル者
  - 二、耕作反別五段以上ノモノ
  - 三、郡市農會長ノ推薦ニ係ル者
- 第六條 郡市農會長ハ本會ニ出品スヘキ農家ヲ選抜シ第一號様式ニ依ル出品申込書第二號様式ニ依ル經營説明書ヲ徵シ昭和十年九月三十日迄ニ本會ニ提出スヘシ
- 第七條 審査ハ別ニ定ムル審査規程ニ依リ之ヲ行フ
- 第八條 審査ノ結果成績優良ナルモノニハ左ノ等級ニ依リ褒賞ヲ授與ス
  - 一等賞 二等賞 三等賞 四等賞

第九條 本會ニ左ノ職員ヲ置ク

- 會長 一名
- 副會長 一名
- 事務委員長 一名
- 審査長 一名
- 審査員 若干名
- 事務委員 若干名

- 會長ハ知事、副會長ハ經濟部長、事務委員長ハ農務課長ヲ以テ之ニ充ツ
- 審査長、審査員及事務委員ハ知事之ヲ任命又ハ囑託ス
- 第十條 會長ハ本會一切ノ事務ヲ總理シ副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス
- 事務委員長ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務會計ヲ掌理シ事務委員ハ事務委員長ノ指揮ヲ承ケ庶務會計ニ從事ス
- 審査員ハ審査長ノ指揮ヲ承ケ審査ニ從事ス
- 第十一條 出品者ハ審査ニ對シ異議ノ申立ヲ爲シ又ハ褒賞ノ授與ヲ拒ムコトヲ得ス
- 第十二條 褒賞授與式ハ昭和十一年三月仙臺市ニ於テ之ヲ行フ
- 第十三條 出品ニ關シ不正ノ行爲アリト認メタルトキハ審査ヲ停止シ又ハ褒賞ノ授與ヲ取消スコトアルヘシ

#### 出品申込書

貴會規則ヲ遵守シ出品致度別紙經營説明書相添ヘ此段申込候也

年 月 日 住所 氏 名 印

第二回宮城縣厩堆肥品評會長 殿

#### 第二號様式

#### 經營説明書

- 一、經營主 住所氏名
- 二、經營面積 (地目、所有、借入別面積)

- 三、養 畜 (種類、性、年齢別頭羽数)
- 四、厩肥生産量 (一箇年間ノ生産量)
- 五、厩肥堆積設備 (堆肥舍、堆積場、堆積框等ノ構造(寸法記入)ヲ明記シ堆肥製造ノ方法ヲ記載スルコト)
- 六、見 取 圖 (住宅、畜舍、厩肥舍、其ノ他各種建物工作物ノ位置)
- 七、出品者ノ農業經營上ニ關スル經歷

第二回宮城縣厩堆肥品評會審査規程

- 第一條 審査ハ出品全部ニ付之ヲ行フ
- 第二條 審査ハ現場審査及製品審査ノ二トス
- 第三條 審査項目及採點標準左ノ通定ム

- 一、厩肥舍又ハ厩肥堆積場ノ位置構造 二〇點
- 二、家畜、家禽數ト生産量 四〇點
- (イ) 耕地面積ト家禽數 二〇點
- (ロ) 耕地面積ト厩堆肥施肥量 二〇點
- 三、品 質 二〇點
- 四、堆 積 方 法 二〇點

合 計

一〇〇點

第四條 前條各號ノ外審査上必要ト認ムル事項ニ付テハ審査員會議ニ於テ之ヲ定ムルモノトス

審査採點ニ關スル標準

- 1 厩肥舍又ハ厩肥堆積場ノ位置構造 二〇點
- (イ) 位 置(衛生3點 運搬2點) 五點
- (ロ) 構造(大サ2點 地盤5點 尿溜5點 壁2點 入口1點) 一五點
- 2 家禽家畜數ト生産量 四〇點
- (イ) 耕地面積ト家禽家畜數 二〇點
- 標準一町歩ニ付牛(馬)一頭 豚1-2頭(緋羊3-4頭) 鶏20-30羽
- (ロ) 耕地面積ト厩堆肥施肥量 二〇點

- 標準 田 一反歩ニ付 三〇〇貫
- 畑 三〇〇貫
- 桑 園 " 三〇〇貫
- 果樹園 " 三〇〇貫
- 備考 牛馬一頭 豚四頭 緋羊七頭對比スルモノトス
- 3 品 質
    - イ、材 料 二〇點
    - ロ、腐 熟 五點
    - ハ、乾 濕 八點
    - ニ、成 分 二點
    - 五、量 五點
  - 4 堆 積 方 法 二〇點

審査用紙様式

出 品 者	郡 市		町大字		番 地		番 号		種 類		数		其ノ他		
	町反歩	普通畑	町反歩	牛	馬	豚	緋羊	鶏	其ノ他						
厩堆積場設備	厩肥舍	坪數	地盤	尿溜	周圍	衛生	運搬	計	坪數	地盤	尿溜	周圍	衛生	運搬	計
			坪數	地盤	尿溜	周圍	衛生	運搬				計	坪數	地盤	尿溜
堆積場	坪數	地盤	尿溜	周圍	衛生	運搬	計	坪數	地盤	尿溜	周圍	衛生	運搬	計	
標準點	2	5	5	3	計	15									



堆積方法	現狀 (高さ、覆ヒの有無、形状等)	堆積月日	昭和年月日	審査月日	昭和年月日	経過日数	日	標準點	評點				
										標	準	點	評
框	複							3					
給水、踏壓、温濕度調節各種既肥混合等								6					
切取及金肥、水肥、土等添加の有無								3					
計								8					
計								20					
材料								5					
腐熟度								8					
乾濕度								2					
成分	水分	窒素	リン	炭素	灰分	含有構造	飼料ノ種類	種類	一日量	種類	切	不切	毎頭積込期間
計													
													5
													20

厩肥生産量	堆積高	同面積	重	量	一當年生産量	申告	推	告	定	標準點	評點
耕地面積ト施肥量			20							標準點	20
一反當											
畑											
實											
評點											
風位											
總點數											

### 山形縣

#### 山形縣厩堆肥共進會規程

- 第一條 本會ハ山形縣厩堆肥共進會ト稱シ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ山形縣之ヲ開催ス
- 第二條 本會ノ事務所ハ山形縣廳農務課内ニ置ク
- 第三條 本會ハ厩肥ノ取扱管理、生産數量、品質、貯藏設備等ヲ審査シ厩堆肥ノ増産改良ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第四條 本會ノ出品區域ハ山形縣一圓トス
- 第五條 本會ノ出品者ハ農事實行組合又ハ之ニ準スル團體トシ毎年一月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル一箇年ニ於ケル團體員全部ノ厩堆肥生産利用成績ヲ出品スルモノトス
- 第六條 出品者ハ第一號様式ニ依ル出品申込書及第二號様式ニ依ル調書ヲ毎年五月末日迄ニ提出スヘシ
- 第七條 出品ハ總テ審査ヲ行ヒ其ノ成績優良ナルモノニハ左ノ等級ニ依リ褒賞ヲ授與ス
  - 一等賞 二等賞 三等賞
- 第八條 本會ニ左ノ職員ヲ置ク
  - 會長 一名
  - 副會長 一名
  - 事務委員長 一名
  - 審査員 若干名
  - 事務委員 若干名

會長ハ知事、副會長ハ經濟部長、事務委員長ハ農務課長ヲ以テ之ニ充ツ  
 審査員ハ會長之ヲ任命又ハ囑託シ審査員ハ審査長ノ推薦ニ依リ會長之ヲ任命又ハ囑託ス、事務委員ハ會長之ヲ任命又ハ囑託ス

第九條 出品者ハ審査ヲ辭シ又ハ審査ニ付異議ノ申立ヲナシ若シクハ褒賞ノ授與ヲ拒ムコトヲ得ス  
 第十條 不正ノ行爲又ハ錯誤ニ依リ褒賞ヲ受ケタル者アリタルトキハ其ノ授與ヲ取消シ賞金其ノ他ノ返還ヲ命スルコトアルヘ

第十一條 審査及褒賞授與式ノ期日ハ別ニ之ヲ定ム  
第一號様式

出品申込書

一、昭和十一年厩堆肥生産利用成績  
右貴會規程ヲ遵守シ出品致度調書相添へ此段申込候也

年 月 日

郡市町村團體名  
代表者 氏

名 印

山形縣厩堆肥共進會々長  
山形縣知事  
殿

第二號様式  
一、組合員數 調 書 設立月日 區域

組合員數(昭和十一年四月末日現在)

組合設立年月日

組合區域

摘

要

〇〇名ノ内牛馬羊豚ヲ飼養スルモノ 〇〇名

年 月 日

村大字 字

組合區域内農家戸數

二、厩堆肥生産利用狀況

平均計	番 號	養 畜 數			設 備		採 取		年 生 産 數 量		組 氏 備 考							
		牛	馬	豚 羊	禽 兔	舍 畜	舍 肥 堆	床 肥 堆	溜 尿	糞 雞 乾		地 草	肥 堆 厩	糞 雞 乾	尿 畜 家	田 畑	田 畑	田 畑

### 埼玉縣

#### 埼玉縣厩肥品評會規程

第一條 本會ハ埼玉縣厩肥品評會ト稱ス

第二條 本會ハ厩肥ノ改良増産ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三條 本會ニ出品スルコトヲ得ルモノハ郡市農會長ノ推薦セル農家トス

第四條 出品點數ハ郡ノ一區域ニ付五點トス但シ浦和市、川口市ハ北足立郡、川越市ハ入間郡、熊谷市ハ大里郡ノ區域内トス

第五條 本會ニ出品セントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ郡市農會ヲ經由シ昭和九年十二月末日迄ニ知事ニ之ヲ提出スヘシ

一、田畑別耕作反別

二、家畜ノ種類頭數及其ノ體重

三、厩肥堆積ノ設備

第六條 審査ノタメ審査長一名審査員若干名ヲ置ク審査長並審査員ハ知事之ヲ命シ又ハ囑託ス

第七條 審査ハ別ニ定ムル審査規程ニ依リ之ヲ行フ

第八條 審査ノ結果成績優良ナルモノニハ褒賞ヲ授與ス

第九條 審査並授與ニ關シテハ一切異議ノ申立ヲナスコトヲ得ス

第十條 出品者ニシテ不正ノ行爲アリト認メタルトキハ審査ヲ爲サス又ハ既ニ授與シタル褒賞ノ返還ヲ命スルコトアルヘシ

第一條 審査ハ出品ノ全部ニ就キ之ヲ行フ

第二條 審査ハ現場審査トス

第三條 審査項目並採點標準左ノ通り定ム

一、管 理  
(一) 設 備  
(二) 堆 積 狀 態

四〇點  
二〇點  
二〇點

二、品質  
三、生産量

二五點  
三五點  
一〇〇點

第四條 前條各號ノ外審査長ニ於テ必要ト認ムル事項ニ就テハ審査員會議ニ於テ定ムルモノトス

## 福井縣

福井縣主催第二回厩肥品評會規則

### 第一章 總則

第一條 本會ハ福井縣第二回何々郡厩肥品評會ト稱シ福井縣之ヲ主催シ出品區域ハ何々郡一圓トス  
第二條 本會ハ厩肥ノ生産利用ヲ圖ルヲ以テ目的トス  
第三條 本會事務所ハ福井縣廳農林課内ニ置ク

### 第二章 出品

第四條 本會ノ出品者ハ有畜農業ノ經營者タルコトヲ要ス  
第五條 出品點數ハ五十點以上百點以内トス  
第六條 出品セムトスル者ハ別記様式ニ依ル出品申込書ニ出品解説書ヲ添附シ十二月十五日迄ニ町村ヲ經テ本會事務所ニ提出スヘシ  
第七條 審査ハ總テ立毛式トシ別ニ定ムル方法ニ依リ昭和十一年一月ヨリ三月迄ノ期間ニ於テ行フモノトス  
第八條 出品人ハ審査ヲ拒ミ又ハ異議ノ申立ヲナスコトヲ得ス  
第九條 審査ノ爲生シタル損害ニ對シテハ本會ハ其ノ責ニ任セス  
第三章 審査及褒賞  
第十條 審査ノ結果優良ナルモノニ對シテハ左ノ等級ニ依リ本縣知事ヨリ褒賞ヲ授與ス  
優等賞 一等賞 二等賞 三等賞  
第十一條 審査長及審査員ハ本縣知事之ヲ派遣ス  
第四章 事務

第十二條 會長ハ農林課長ヲ以テ之ニ充テ副會長ハ當該畜産組合長及郡農會長ヲ以テ之ニ充ツ  
第十三條 褒賞授與式ハ昭和十一年三月 日之ヲ舉行ス

(様式)

福井縣第二回何郡厩肥品評會出品申込書

福井縣第二回何郡厩肥品評會へ出品致度別紙解説書相添へ申込候也

昭和十年十二月 日

郡

町字

番地

氏

名 印

福井縣第二回何郡厩肥品評會長

殿

## 山梨縣農會

(一) 山梨縣農會主催厩肥生産品評會々則

第一條 本會ハ山梨縣農會主催厩肥生産品評會ト稱ス  
第二條 本會ハ厩肥ノ生産利用増進ヲ圖ルヲ以テ目的トス  
第三條 本會ノ事務所ハ山梨縣農會内ニ置ク  
第四條 本會ノ出品區域ハ南都留郡北都留郡一圓トス  
第五條 本會ニ出品セントスルモノハ區域内ニ住居シ家畜ヲ飼養スル農業者ニ限ル  
第六條 本會ノ出品ハ二百五十點ヲ限リトス  
町村出品割當點數ハ別表ニ依ル  
出品ハ一人一點トシ昭和十年二月十日迄ニ積込ミヲ了シタルモノニ限ル  
第七條 本會ニ出品セントスルモノハ左記様式ニ依リ申込書ヲ當該町村農會及郡農會ヲ經由シ本會ニ提出スヘシ  
第八條 郡農會ハ部内申込書ヲ一括シ昭和十年二月二十日迄ニ本會ニ提出スヘシ

條九條 審査ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第十條 審査ノ結果優良ナルモノニ對シテハ一等ヨリ四等迄褒賞ヲ授與ス  
前項ノ中成績特ニ優良ナルモノニ就テハ特別賞ノ授與ヲ知事ニ申請スルモノトス

一等 一點 賞金貳拾圓也

二等 七點 同 五圓也

三等 三十點 同 壹圓也

四等 五十點 賞品

第十一條 本會ニ左ノ役員並職員ヲ置ク

會長	壹名
審査長	壹名
審査員	若干名
事務員	若干名

會長ハ縣農會長之ニ當ル

審査長ハ縣知事ニ派遣ヲ請フモノトス

審査員及事務員ハ會長之ヲ囑託又ハ任命ス

第十二條 出品者ハ審査ヲ辭シ若ハ之ヲ拒ミ再審査ヲ請ヒ褒賞ノ授與ヲ辭シ又ハ之ヲ拒ミ審査ノ決定ニ對シ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得ス

第十三條 不正ノ行爲又ハ錯誤ニ依リ褒賞ヲ受ケタルモノアルトキハ褒賞ノ取消ヲナスコトアルヘシ

出品申込書

一、飼養家畜ノ種類頭數

一、厩肥舎ノ有無、容積(立坪)

郡 町 村 番地 氏 名

一、自家一ケ年間厩肥生産量 貫

一、出品厩肥ノ豫定量 貫

一、同 積込豫定年月日 昭和十年 月 日

一、同 完熟豫定年月日 昭和十年 月 日

右者山梨縣農會主催厩肥生産品評會々則ヲ遵守シ出品申込候也

昭和十年 月 日

右氏 名 印

山梨縣農會主催厩肥生産品評會長

(二) 厩肥生産品評會審査内規 (昭和十年二月)

一、審査ハ審査員ヲ班ニ分チ之ヲ行フ

二、各審査班ハ審査ノ結果ヲ審査長ニ報告スルコト

三、附點ハ左記標準ニヨル

五〇點

(一) 堆 種 量

一〇〇立方尺ヲ基本トシ零點ヲ附シ二〇立方尺ヲ増ス毎ニ一點ヲ増ス但シ端數ヲ生スル場合ハ之ヲ一點トス

注意 一、一〇〇立方尺ヲ五〇點トシ以上増點シ附點ハ中熟ノモノヲ標準トシ完熟ノモノハ全容積ノ四分ノ一ヲ増加シ新鮮ノモノハ三分ノ一ヲ減ジ如上ノ採點ヲナス

(二) 品 質

イ、材料ノ選擇並混和ノ狀態最上ナルモノニ一〇點ヲ附シ以下順次減點シ一點ニ止ム

ロ、保護ノ方法最モ良キモノニ二〇點ヲ附シ以下順次減點シ零點ニ止ム

注意 保護ノ方法ハ舍内ニ堆積シアルモノハ滿點二〇點ヲ附シ舍外ニ堆積シアルモノハ滿點一五點ヲ附シ以下順次減點ス

ハ、堆積内容ノ熟度齊否最上ナルモノニハ二〇點ヲ附シ以下順次減點シ一點ニ止ム

(三) 厩肥舎内ノ厩肥ノ狀態

イ、厩舎ノ構造最良ノモノニ滿點二〇點ヲ附シ以下順次減點シ一點ニ止ム

注意 厩舎ノ床ガ板「コンクリート」タ、キ等ニテ直接土ニ接セザルモノニシテ尿溜ヲ有スルモノヲ滿點二〇點トシ尿溜ヲ缺クモノハ五點ヲ減シ順次減點ス

- ロ、梅草ノ状態最良ノモノニ満點一〇點ヲ附シ以下順次減點シ一點ニ止ム
- 注意 梅草ノ状態ハ足ニテ踏ミ水ノ滲出スル程度ノモノヲ一點トシ家畜ノ保健上害ナキ程度ノモノヲ滿點一〇點トス
- 四、堆積量ノ計算ハ左記ニ依ル
  - 1. 立方形ノ場合 縦×横×高＝堆積量
  - 2. 圓筒形ノ場合 半徑自來×3×高＝堆積量
- 五、審査總點數ノ多キモノヨリ順位ヲ決ス

### 鳥取縣農會

鳥取縣農會第三回厩肥共進會規則

- 第一條 本會ハ鳥取縣農會第三回厩肥共進會ト稱ス
- 第二條 本會ハ厩肥ノ生産利用ヲ増進シ併セテ有畜農業經營ノ發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第三條 出品者ノ資格ハ本縣内ニ於テ有畜農業ヲ經營スル農家トス
- 第四條 出品セントスルモノハ別記様式ニ依ル出品申込書及出品解説書ヲ昭和十年十一月十五日限り市ニアリテハ市農會町村ニアリテハ町村農會ヲ經郡農會ニ提出スヘシ
- 第五條 郡市農會ハ昭和十年十二月二十日迄ニ豫備審査ヲ行ヒ順位決定ノ上前條申込書ヲ縣農會ニ提出スヘシ
- 第六條 出品ハ總テ現地ニ於テ審査スルモノトス
- 第七條 出品中優良ナルモノニ對シテハ左ノ等級ニヨリ本縣知事ニ褒賞授與ノ申請ヲナシ本會ハ賞金ヲ贈呈ス
  - 壹等賞 貳等賞 參等賞 四等賞
- 第八條 本審査ハ昭和十一年一月至昭和十一年二月中ニ行ヒ審査方法ハ別ニ定ムル細則ニ依ルモノトス
- 第九條 審査ノ決定ニ對シテハ異議ノ申立又ハ授賞ヲ拒ムコトヲ得ス
- 第十條 本會ハ事務整理ノ爲メ左ノ職員ヲ置ク
 

會長	壹名	事務員	若干名
審査長	壹名	審査員	若干名

會長ハ本縣農會長之ニ當リ一切ノ事務ヲ總理ス

審査長ハ本縣知事ニ派遣ヲ請ヒ審査ヲ掌ル

- 第十一條 詐欺又ハ錯誤ニ依リ褒賞ヲ受ケタルモノアルトキハ褒賞ヲ取消シ授與シタル褒賞ヲ返還セシムルモノトス
- 第十二條 褒賞授與式ハ昭和十年度内ニ於テ之ヲ行フ

(様式)

出品申込書

鳥取縣農會第三回厩肥共進會ニ對シ別紙出品解説書相添へ此段及申込候也

昭和 年 月 日

郡 町大字 氏 名 印

鳥取縣農會第三回厩肥共進會長谷口源十郎殿  
出品解説書

市 郡 町大字 氏 名 印

- 一、經營者ノ經歷
- 二、經營者ノ農業經營ノ概況
  - イ、耕種作物(水稻、裏作物、果樹、蔬菜、其他作物)ノ作付反別及之ガ主要生産物數量
  - ロ、養蠶掃立枚數及上繭收量
  - ハ、農産加工生産物數量
  - ニ、其ノ他生産物數量
- 三、厩肥生産ニ關係アル作物(麥類、紫雲英、荒田草、苜蓿等)其ノ他材料(藁、麥稈、米麥糠、青草、干草等)ノ作付反別及數量
- 四、養畜狀況

種	目	飼育頭羽數	生産物數量 (厩肥ヲ含ム)	備	考
牛					
馬					
豚					
鶏					
兔					
蜜	蜂				

- 五、厩肥生産利用ト農業經營トノ關係(數字ヲ掲ゲテ具體的ニ詳述スルコト)
  - イ、厩肥ノ作物別施用量
  - ロ、肥料代(購入自給)節約ニ及ボセル影響
  - ハ、厩肥施用ニ依ル作物成育ニ及ボセル影響(病蟲害發生等ヲモ)
  - ニ、厩肥施用ニ依ル作物收穫量及品質ニ及ボセル影響
- 六、厩肥堆積ノ設備及方法

### 島根縣畜産組合聯合會

#### (一) 第一回島根縣厩肥生産利用共進會規則

- 第一條 本會ハ第一回島根縣厩肥生産利用共進會ト稱シ島根縣畜産組合聯合會之ヲ開催ス
- 第二條 本會ハ畜舎ノ構造家畜ノ飼養管理厩肥及家畜ノ排泄物處理並利用等農業經營ノ改善ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第三條 本會ノ事務所ハ之ヲ島根縣畜産組合聯合會内ニ置ク
- 第四條 本會ノ出品區域ハ島根縣一圓トシ昭和十一年十月一日ヨリ昭和十二年三月十日迄トス
- 第五條 本會ノ出品者ハ左ノ要項ニ該當スルコトヲ要ス
  - 一、本縣内在住ノ農家ニシテ牛又ハ馬ヲ飼育スルコト

- 二、田畑段別一町歩以上ヲ耕作スルコト
  - 三、畜舎床ノ改造ヲ行ヘルコト
  - 四、飼養家畜ハ生後一ケ年以上ノ年齢タルコト
    - 但シ他ニ犢駒ヲ飼養スルトキハ併セテ出品ヲナスコト
  - 第六條 本會ニ出品セントスル者ハ昭和十一年八月三十一日迄ニ第一號様式ノ出品申込書ニ第二號様式ノ解説書ヲ添附シ所屬畜産組合ヲ經テ本會ニ提出スヘシ
  - 第七條 出品人ハ審査ヲ拒ミ又ハ審査ニ關シ異議ノ申立ヲナスコトヲ得ス
  - 第八條 出品人ニシテ不正ノ行爲アリタルトキハ審査ヨリ之ヲ除外ス
  - 第九條 審査ハ左ノ事項ニヨリ之ヲ行フ
    - 一、經營ノ狀況
    - 二、畜舎ノ構造
    - 三、家畜ノ飼養管理
    - 四、厩肥及糞尿ノ生産、處理、利用方法
  - 第十條 本會ニ審査長一名審査員若干名ヲ置ク
    - 審査長ハ本縣知事ニ派遣ヲ申請シ審査員ハ審査長ノ推薦ニ依リ會長之ヲ任命又ハ囑託ス
    - 審査長ハ審査ニ關スル諸規程ヲ定メ審査事務ヲ總理シ審査員ハ審査長ノ指揮ヲ承ケ審査事務ニ従事ス
  - 第十一條 審査ノ結果優良ナルモノニ對シテハ左ノ等級ニ從ヒ本會ヨリ褒賞ヲ授與ス
    - 一、一等賞
    - 二、二等賞
    - 三、三等賞
    - 四、四等賞
  - 第十二條 褒賞授與式ハ昭和十二年三月二十五日之ヲ行フ
  - 第十三條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
    - 會長 一名
    - 副會長 一名
    - 事務委員長 一名
    - 事務委員 若干名
- 會長ハ島根縣畜産組合聯合會長ヲ以テ之ニ充テ本會一切ノ事務ヲ總理ス  
 副會長ハ島根縣島根縣畜産組合聯合會副會長ヲ以テ之ニ充テ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス  
 事務委員長ハ島根縣畜産組合聯合會幹事ヲ以テ之ニ充テ會長ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌理シ事務委員ハ會長之ヲ任命又ハ囑託シ事

務ニ従事ス

第一號様式 (用紙半紙)

出品申込書

第一回島根縣厩肥生産利用共進會規則ヲ遵守シ出品致度解説書相添ヘ此段申込候也

昭和十一年 月 日

住所

氏

名

印

第一回島根縣厩肥生産利用共進會長殿

第二號様式 (用紙半紙)

解説書

住所

氏

名

一、畜舎

個所數	坪數	床構造ノ概要	尿溜ノ有無

二、家畜

牛馬別	種類數	頭數	性	用途	年齢	飼養法ノ概要

三、耕作反別

地目別	反別	主ナル作物別反別
田畑		
普通畑		
圃地		

四、厩肥一ヶ年ノ生産量

厩肥 尿肥

五、厩肥ノ處理方法

區別	數	量	處理利用法ノ概要
厩肥ノマ、施肥堆肥			施用作物別數量 堆肥舎 坪 堆積時期及堆肥製造方法 堆肥生産數量 施用作物別數量
材料			

六、糞尿ノ處理利用法ノ概要

七、其ノ他

(一) 厩肥生産利用共進會審査規程

第一條 審査ハ左ノ事項ニヨリ之ヲ採點ス

(一) 畜舎ノ構造

一五點

一、厩舎床ノ構造ヲ主トシ其ノ他位置構造ヲ審査ス

二、床面ハ「コンクリート」造リトシ斜面ヲ附シ尿ノ集溝ヲ設ケテ之ヲ尿溜ニ導ク装置ヲ設ケタルモノヲ可トス

三、貯尿装置ハ厩舎外ニ設クルヲ原則トス

(二) 飼養管理

一五點

一、飼養方法ノ適否

八點

用途ニ適應スル飼養方法ノ適否

- 二、管理ノ状態 七點
- 個體ノ管理手入運動護蹄使役ノ適否
- (三) 厩肥及尿ノ生産處理利用方法
  - 一、一ケ年ノ厩肥生産量 五〇點
  - 二、一ケ年ノ尿ノ生産量 一五點
  - 三、堆肥舍ノ有無及其ノ構造ノ良否 一〇點
  - 四、厩肥ノ處理方法 五點
  - 五、離尿處理方法 五點
  - 六、堆肥及尿ノ使用方法 一〇點
- (四) 農業經營ノ狀況 二〇點
  - 一、前年ニ於ケル農業現金收入ト現金支出ノ概算
  - 二、經營ノ設備ト其ノ利用狀況(畜舍ヲ除ク)
  - 三、主ナル作物別作付反別
  - 四、家畜家禽ノ用途別飼養狀況
  - 五、金肥種類別購入數量
  - 六、從業者數

- 第二條 審査ハ別ニ定ムル審査簿ニ依リ調査ヲ行フ
- 第三條 審査ハ昭和十一年十月一日ヨリ昭和十二年三月十日迄ノ會期中出品者ニ付施行シ各審査員ノ調査ハ審査會ニ於テ更ニ審議ス
- 第四條 審査長ハ審査員ノ調査ニ據リ成績ノ順位ヲ決定スルモノトス

### 岡山縣農會

#### 第一回岡山縣農會厩肥生産利用共進會規程

- 第一條 本會ハ第一回岡山縣農會厩肥生産利用共進會ト稱シ畜舍ノ構造、家畜ノ飼養管理、厩肥及家畜ノ排泄物處理並利用ノ改善ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第二條 出品ノ區域ハ岡山縣一圓トス
- 第三條 本會ノ事務所ヲ岡山縣農會内ニ置ク
- 第四條 本會ノ會期ハ昭和八年九月十日ヨリ十一月二十日迄トス
- 第五條 本會ノ出品者ハ左ノ要項ニ該當スルコトヲ要ス
  - 一、本縣内在住ノ農家ニシテ牛又ハ馬ヲ飼育ス
  - 二、田畑段別一町歩以上ヲ耕作ス
  - 三、畜舍床ノ改造ヲ行ヘルコト
  - 四、飼養家畜ハ生後一ケ年以上ノ年齢タルコト
- 但シ他ニ牝駒ヲ飼養スルトキハ併セ出品ヲナスコト
- 第六條 出品セントスルモノハ昭和八年八月二十日迄ニ別記第一號様式ノ出品申込書ニ第二號様式ノ解説書ヲ添附シ郡市農會ヲ經テ本會ニ提出スヘシ
- 第七條 出品人ハ審査ヲ拒ミ又ハ審査ニ關シ異議ノ申立ヲナスコトヲ得ス
- 第八條 出品人ニシテ不正ノ行爲アリタル時ハ審査ヨリ之ヲ除外ス
- 第九條 審査ハ左ノ事項ニ付之ヲ行フ
  - 一、畜舍ノ構造
  - 二、家畜ノ飼養管理
  - 三、厩肥及糞尿ノ生産處理利用方法
- 第十條 審査ノ結果優良ナルモノニ對シテハ左ノ等級ニ從ヒ本會ヨリ褒賞ヲ授與ス
  - 一等賞
  - 二等賞
  - 三等賞
  - 四等賞
- 第十一條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 

會 長	一名	副會長	一名
審 查 長	一名	審 查 員	若干名
事務委員長	一名	事務員	若干名



第十二條 會長ハ岡山縣農會會長ヲ以テ之ニ充テ本會ヲ總理ス、副會長ハ同農會副會長ヲ以テ之ニ充テ會長事故アルトキ之ヲ代理ス、事務委員長ハ同農會幹事ヲ之ニ充テ本會ノ事務ヲ掌理ス  
 事務委員ハ會長之ヲ囑託シ委員長ノ指揮ヲ承ケ事務ニ從事ス  
 第十三條 審査長ハ岡山縣知事ニ其ノ派遣ヲ申請シ審査員ハ會長之ヲ囑託ス  
 審査長ハ審査ニ關スル諸規程ヲ定メ審査事務ヲ總理ス  
 審査員ハ審査長ノ指揮ヲ承ケ審査事務ニ從事ス  
 第一號様式 出品申込書

第一回岡山縣農會厩肥生産利用共進會規程ヲ遵守シ出品致度出品解説書相添此段申込候也  
 年 月 日

市 郡 町 大字 番地  
 村 氏 名 氏 名 氏 名

第一號様式 出品解説書

一、畜舍	個所數	坪數	床構造ノ概要	尿溜ノ有無
二、家畜				

牛馬別	種類	頭數	用途	年齢	飼育法ノ概要
-----	----	----	----	----	--------

三、耕作反別	田畑別	反別	主ナル作物名
	田畑		
	普通畑		
	圃地		

四、厩肥一ケ年ノ生産量  
 五、厩肥ノ處理方法

區別	數	量	處理、利用法ノ概要
厩肥ノマ、施用 堆肥材料			施用作物 〔堆肥舍ノ有無、主ナル堆積時期、堆肥生産數量、主ナル作物別 堆肥施用量〕

六、糞尿ノ處理利用法ノ概要  
 七、其ノ他

岡山縣畜産組合聯合會

第三回岡山縣厩肥生産利用共進會規程

第一條 本會ハ第三回岡山縣厩肥生産利用共進會ト稱シ農業ノ經營、畜舍ノ構造、家畜ノ飼養管理、厩肥及家畜ノ排泄物處理

並利用ノ改善ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 出品ノ區域ハ岡山縣一圓トス

第三條 本會ノ事務所ヲ岡山縣畜産組合聯合會内ニ置ク

第四條 本會ノ會期ハ昭和十年十月一日ヨリ昭和十一年三月十日迄トス

第五條 本會ノ出品者ハ左ノ要項ニ該當スルコトヲ要ス

一、本縣内在住ノ農家ニシテ牛又ハ馬ヲ飼育ス

二、田畑段別一町歩以上ヲ耕作ス

三、畜舎床ノ改造ヲ行ヘルコト

四、飼養家畜ハ生後一ケ年以上ノ年齢ナルコト

但シ他ニ牝駒ヲ飼養スルトキハ併セ出品ヲナスコト

第六條 出品セントスルモノハ昭和十年九月三十日迄ニ第一號様式ノ出品申込書ニ第二號様式ノ解説書ヲ添附シ畜産組合及郡

市農會ヲ經テ本會ニ提出スヘシ

第七條 出品人ハ審査ヲ拒ミ又ハ審査ニ關シ異議ノ申立ヲナスコトヲ得ス

第八條 出品人ニシテ不正ノ行爲アリタルトキハ審査ヨリ之ヲ除外ス

第九條 審査ハ左ノ事項ニヨリ之ヲ行フ

一、經營ノ狀況

二、畜舎ノ構造

三、家畜ノ飼養管理

四、厩肥及糞尿ノ生産、處理、利用方法

第十條 審査ノ結果優良ナルモノニ對シテハ左ノ等級ニ從ヒ本會ヨリ褒賞ヲ授與ス

一等賞 二等賞 三等賞 四等賞

第十一條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一名 副會長 三名

審査長 一名 審査員 若干名

事務委員長 一名 事務員 若干名

第十二條 會長ハ岡山縣畜産組合聯合會長ヲ以テ之ニ充テ本會ヲ總理ス

副會長ハ同會副會長ヲ以テ之ニ充テ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス、事務委員長ハ同會幹事ヲ以テ之ニ充テ本會ノ事務ヲ掌

理ス、事務員ハ會長之ヲ囑託シ委員長ノ指揮ヲ受ケ事務ニ従事ス

第十三條 審査長ハ岡山縣知事ニ其ノ派遣ヲ申請シ審査員ハ會長之ヲ囑託ス

審査長ハ審査ニ關スル諸規程ヲ定メ審査事務ヲ總理ス、審査員ハ審査長ノ指揮ヲ受ケ審査事務ニ従事ス

第十四條 昭和十一年三月二十五日褒賞授與式ヲ舉行ス

第一號様式

出品申込書

第三回岡山縣厩肥生産利用共進會規程ヲ遵守シ出品致度出品解説書相添ヘ此段申込候也

昭和 年 月 日

住所

氏

名

第二號様式

出品解説書

第三回岡山縣厩肥生産利用共進會長

殿

住所

氏

名

一、畜舎

個所數	坪數	床構造ノ概要	尿溜ノ有無
-----	----	--------	-------

二、家畜

牛馬別種類頭數	用途	年齢	飼畜法ノ概要
---------	----	----	--------

三、耕作反別

地目別	反別	主ナル作物別反別
田畑		
普通畑		
園地		

四、厩肥一ヶ年ノ生産量

厩肥

五、厩肥ノ處理方法

區別	數量	處理、利用法ノ概要
厩肥ノマ、施肥		施用作物別數量
堆肥		堆肥舍坪數、堆積時期及堆肥製造方法
肥料		堆肥生産數量
材料		施用作物別數量

六、糞尿ノ處理利用法ノ概要

德島縣農會

(一) 德島縣農會主催第二回厩肥増産共進會規程

第一條 本會ハ德島縣農會第二回厩肥増産共進會ト稱ス  
 第二條 本會ハ厩肥ノ生産利用ヲ獎勵シ之カ取扱ヒテ合理的ナラシメ肥料價値ヲ増大シテ農業生産費ノ遞減ト地力ノ維持向上ヲ計リ經營ノ改善ニ資セムカ爲メ厩肥(混合堆肥)ノ増産ト製造技術ノ練磨ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三條 出品ノ區域ハ德島縣一圓トシ別ニ定ムル郡市配當點數ニヨリ出品ヲ制限ス  
 第四條 出品ハ當該町村農會長ノ推薦セルモノニシテ左ノ條件ヲ具備セルモノトス

(一) 出品者ハ七段歩ノ自耕作地ニ對シ牛馬ナレバ一頭以上、豚羊ナレバ二頭以上、家禽ハ成鳥五十羽以上ノ比率ニ於テ實際飼育セル農家タルコト、以上スヘテ此ノ標準ニヨルコト  
 (二) 出品厩肥ハ屋内ト屋外ヲ問ハズ一立坪以上トシ二ヶ所以内ニ堆積スル事ヲ要シ其ノ堆積原料ニ五割以上ノ厩肥ヲ混有セシメルコト

(三) 出品厩肥ハ昭和九年九月二十日ヨリ九月三十日迄ニ積込ミヲ行ヒタルモノナルコト  
 第五條 出品セムトスルモノハ別ニ定ムル様式ノ申込書ニ市町村農會長ノ推薦書ヲ添ヘ九月三十日迄ニ郡農會ニ提出シ(市農會ハ直接)郡農會ハ書類ノ調査ヲ遂ゲ十月十日ヨリ第一次審査ヲ行ヒ順位ヲ附シタル審査成績書ヲ十月三十日迄ニ本會ニ送附スルモノトス

第六條 出品人ハ別ニ定ムル様式ニ依リ其ノ出品厩肥ノ堆積場所ニ標札ヲ建ツルモノトス  
 第七條 審査ノ爲メ審査長一名審査員審査事務員若干名ヲ置ク審査長審査員審査事務員ハ本會長之ヲ任命又ハ囑託ス  
 第八條 出品ニ對シテハ全部臨場審査ヲ行フ  
 第九條 審査ノ結果成績優良ナルモノニ對シテハ左ノ等級ニ隨ヒ褒賞ヲ授與ス

一等一點 二等三點 三等七點 四等十三點  
 前記褒賞ヲ受ケタルモノニ對シテハ賞品トシテ家畜又ハ賞金ヲ授與ス其ノ種類及額ハ別ニ之ヲ定ム  
 第十條 出品人ハ審査並褒賞ノ授與ニ關シ一切異議ノ申立ヲ爲シ又ハ之ヲ辭スルコトヲ得ス  
 第十一條 審査規程ハ別ニ之ヲ定ム

附則 本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
 郡市選拔出品配當點數(各郡市現在ノ家畜飼育數ヲ基本トシテ配當ス)

- 德島市 一點
- 名東郡 十點
- 勝浦郡 九點
- 那賀郡 二十二點
- 海部郡 九點
- 板野郡 二十一點
- 名西郡 十四點
- 阿波郡 十四點
- 麻植郡 十點
- 美馬郡 二十二點
- 三好郡 十八點
- 合計 百五十點

第一條 審査ハ現場(臨場)審査及現物(製品)審査ノ二種トス  
 第二條 審査ノ項目並採點ハ左ノ標準ニヨリ行フ

- 一、生産量 三〇點
- 二、品質 三〇點
- 三、厩堆肥舍又ハ野外堆積場ノ位置構造堆積ノ方法 二〇點
- 四、保存及管理狀況 二〇點

計 一〇〇點

第三條 審査長ニ於テ必要ト認ムル審査事項ニ付テハ前條規程ノ外審査協議會ニ於テ之ヲ定ム

第四條 審査長ハ審査終了後擬賞等級ヲ作成シテ審査概評ヲ附シ本會長ニ報告スルモノトス

(様式)

德島縣農會主催第二回厩肥増産共進會出品申込書

貴會主催第二回厩肥増産共進會規程ヲ遵守シ左記ノ通り出品候也

昭和九年九月 日

郡(市) 町(村)

出品人氏

名印

德島縣農會長 金森太郎殿

記

一、出品厩肥

堆積場所及屋内野外別

堆積 月 日

自九月 日至九月 日

生産豫想量

立坪

約

貫

製造材料

製造方法

一、出品人飼育家畜ノ種類及數

一、出品人耕作面積

田畑計

段 畝

歩

右貴會主催厩肥増産共進會規程第四條ニヨリ薦推候也

昭和九年九月 日

市町村農會長

印

德島縣農會長 金森太郎殿

(様式)

德島縣農會主催

第二回厩肥増産共進會

出品厩肥

一、出品人氏名

名

一、製造材料及量目

約立坪

貫

(二) 德島縣農會主催 厩肥増産團體共進會規程

第一條 本會ハ德島縣農會主催厩肥増産團體共進會ト稱ス

第二條 本會ハ有畜農業ヲ獎メ厩肥ノ生産利用ヲ獎勵シ肥料價値ヲ増大シ農業生産費ノ遞減ト地力ノ維持向上ヲ計リ經營ノ改善ニ資セムカ爲メ厩肥ノ團體的増産ト製造技術ノ練磨ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三條 出品ノ區域ハ德島縣一圓トシ別ニ定ムル郡市配當點數ニヨリ出品ヲ制限ス

第四條 出品ハ當該町村農會長ノ推薦セル農事改良實行組ニシテ左ノ條件ヲ具備セルモノトス

(一) 出品ハ其ノ團體中ニ於テ牛馬ナレバ一頭以上、羊豚ナレバ二頭以上、家禽ナレバ百羽以上ノ比率ニテ實際飼育シ五反部以上ヲ自耕セル有畜農家十戸以上ヲ以テ一點ノ單位トス

(二) 出品堆肥ハ舍内ト屋外トヲ間ハズ一點ノ製造總量二十立坪以上トシ其ノ團體内ニ於テ三戸以上ヲ距テスシテ堆積出品シ何レモ五割以上厩肥ヲ原料トシ混有セシメタルモノナルコト

(三) 農家戸數十戸ニ充タサル實行組ニテハ全戸ノ出品ヲ以テ一點トスルコト

(四) 出品堆肥ハ昭和十一年九月三十日迄ニ積ミ込ミヲ行ヒタルモノナルコト

第五條 出品セムトスルモノハ別ニ定ムル様式ノ申込書ニ市町村農會長ノ推薦書ヲ添ヘ九月三十日迄ニ郡農會ニ提出シ(市農會ハ直接)郡市農會ハ書類ノ調査ヲ遂ゲ十月二十日迄ニ第一次審査ヲ行ヒテ順位ヲ附シタル審査成績書ヲ本會ニ送付スルモノトス

一九一